

OECD／G20 BEPS プロジェクト

利子控除及び他の金融支払に係る  
税源浸食の制限

行動 4：2015 年最終報告書

## 目次

要約 .....	5
序章 .....	8
利子と経済的に利子に相当する支払を用いた BEPS .....	8
BEPS 行動計画と支払利子 .....	11
利子を利用した BEPS に対処する既存の取組み .....	12
欧州連合法の問題 .....	15
<b>第1章 ベストプラクティス・アプローチに対する勧告 .....</b>	<b>18</b>
<b>第2章 利子と経済的に利子に相当する支払 .....</b>	<b>22</b>
<b>第3章 ベストプラクティス・アプローチを適用すべき対象 .....</b>	<b>25</b>
多国籍グループに属する企業.....	25
国内のグループに属する企業.....	26
グループに属さない独立した企業.....	26
デミニマス基準 .....	27
<b>第4章 支払利子又は負債のレベルに基づくベストプラクティス・アプローチの適用 .....</b>	<b>29</b>
企業の支払利子又は負債のレベルを制限するベストプラクティス・アプローチの適用 .....	29
企業の粗支払利子又は純支払利子を制限するベストプラクティス・アプローチの適用 .....	30
一定の公益プロジェクトを除外するオプション .....	31
<b>第5章 収益又は資産価値を用いた経済活動の計測 .....</b>	<b>35</b>
収益を用いた経済活動の計測.....	35
収益の定義.....	36
資産価値を用いた経済活動の計測.....	36
取組みの提案 .....	37
<b>第6章 固定比率ルール .....</b>	<b>39</b>
固定比率ルールの目的 .....	39
固定比率ルールの運用 .....	39
基準固定比率の設定 .....	40
基準固定比率の範囲 .....	40
基準固定比率を設定する際に各国の補助となる要因 .....	42
ベストプラクティスの範囲内における基準固定比率の設定要因の適用 .....	46
経時的变化 .....	46
<b>第7章 グループ比率ルール .....</b>	<b>49</b>
グループ比率ルールの目的 .....	49
異なるグループ比率ルールを適用するかグループ比率ルールを適用しないオプション .....	50
グループに関する財務情報の取得 .....	50
グループの定義 .....	51

グループ比率ルールの運用 .....	52
第1段階：グループの純第三者利子／EBITDA 比率の判定.....	52
純第三者支払利子の算定.....	52
グループのEBITDA の算定.....	55
第2段階：企業のEBITDA へのグループの比率の適用.....	55
企業の税務上のEBITDA の算定.....	55
企業の会計上のEBITDA の算定.....	56
赤字の企業がグループ比率ルールの運用に及ぼす影響への対処.....	56
<b>第8章 収益の変動と二重課税への対処 .....</b>	59
EBITDA の平均値を用いた経済活動の計測.....	59
損金算入を否認された利子と損金算入余裕枠の繰越しと繰戻し.....	60
<b>第9章 特別ルール .....</b>	63
特別ルールの目的 .....	63
一般的ルールの回避を防止する特別ルール.....	64
他のBEPS のリスクに対処する特別ルール .....	64
「関連者」と「仕組まれた取決め」の定義.....	65
関連者.....	65
仕組まれた取決め.....	66
<b>第10章 銀行グループと保険グループへのベストプラクティス・アプローチの適用 .....</b>	67
<b>第11章 ベストプラクティス・アプローチの実施 .....</b>	70
実施と調整 .....	70
経過措置 .....	70
個別の企業の課税システムとグループの課税システム .....	71
個別の企業の課税システムを適用する国.....	71
グループ税制を適用する国.....	71
ベストプラクティス・アプローチと行動2に基づくハイブリッド・ミスマッチルールとの相互作用 .....	72
ベストプラクティス・アプローチと行動3に基づく外国子会社合算税制（CFCルール）との相互作用 .....	72
ベストプラクティス・アプローチと利子の損金算入を制限する他のルールとの相互作用 .....	73
ベストプラクティス・アプローチと源泉徴収税との相互作用 .....	73
<b>付録A 欧州連合法の問題 .....</b>	75
EU条約の自由 .....	75
EU指令 .....	75
EU国家補助 .....	75
<b>付録B 異なるレベルの基準固定比率の影響を受ける企業に関するデータ .....</b>	77
<b>付録C エクイティ・エスケープ・ルール .....</b>	81
<b>付録D 事例集 .....</b>	83

事例1：負債／自己資本の固定比率に基づく過少資本税制.....	83
事例2：ベストプラクティス・アプローチを他の利子制限ルールと組み合わせる.....	84
事例3：利子と経済的に利子に相当する支払.....	87
事例4：固定比率ルール（純利子／EBITDA 比率の基準値は15%）.....	88
事例5：認められる範囲内で基準固定比率を設定する要因を適用.....	90
事例6：純第三者利子／EBITDA 比率に基づくグループ比率ルールの運用.....	93
事例7：グループ比率ルールに基づくグループの定義.....	95
事例8：企業の税務上のEBITDA 又は会計上のEBITDA に対するグループ比率ルールの適用...	100
事例9：グループ内の赤字の企業への対処.....	102
事例10：3年間の平均値に基づくEBITDA を用いた固定比率ルール.....	107

## 要約

現金が流動性と代替性があることは実証可能な事実問題である。したがって、多国籍グループは、グループの企業の負債の額を調整することによって、有利な課税結果を実現することができる。課税ルールが多国籍グループ内の負債の場所に及ぼす影響については、多くの学術研究で証明してきた。また、グループがグループ内融資によって、個々のグループ企業の負債レベルを簡単に増やすことができることはよく知られている。金融商品を用いて、経済的に利子に相当するが異なる法的形態を有する支払を行うことで利子の損金算入の制限を免れることもできる。この分野における税源浸食と利益移転（BEPS）は、次の3つの基本的なシナリオによって生じる可能性がある。

- グループが高課税国に配分する第三者借入のレベルを上げる。
- グループがグループ内融資を用いて、グループの実際の第三者支払利子を超える利子の損金算入を生じさせる。
- グループが第三者融資又はグループ内融資を用いて資金調達を行い、非課税所得を生じさせる。

これらのリスクに対処するために、「税源浸食と利益移転に関する行動計画（BEPS 行動計画、2013年）」の行動4では、利子を用いることを通じた税源浸食を防止するためのルール設計における、ベストプラクティスに関する勧告を要請した。本報告では、いくつかのベストプラクティスを分析し、上記のリスクに直接対処する取組みを勧告する。勧告する取組みは固定比率ルールに基づいている。これは、利子と経済的に利子に相当する支払についての企業の純損金算入額を、当該企業の利払前・税引前・償却前利益（EBITDA）の一定割合に制限するものである。少なくともこれを多国籍グループの企業に適用すべきである。各国が BEPS に対処するのに十分なだけ低い固定比率を確実に採用するために、勧告する取組みは全ての国が同じ立場にはないことを認めつつ、10～30%の間の可能な比率の範囲を設けている。この報告には、各国がこの範囲内で固定比率を設定する際に考慮すべき要素も盛り込んでいる。この取組みは、全世界のグループ比率ルールで補完することができるが、これは一定の状況下で企業がこの制限を超えることを許容するものである。

グループによっては租税以外の理由で第三者借入による高額の資金調達をすることがあることを認識して、勧告する取組みでは固定比率ルールに加えてグループ比率ルールを提案する。このルールでは、ある国の固定比率を超える純支払利子を有する企業に対して、全世界のグループの純利子／EBITDA 比率のレベルまで利子の損金算入を認める。各国は、二重課税を防ぐために、グループの純第三者支払利子に10%までの増額を適用することもできる。収益ベースの全世界のグループ比率ルールは、異なるグループ比率ルールに置き換えることもできる。例えば、いくつかの国で現在導入されている「エクイティ・エスケープ（equity escape）」ルール（企業の自己資本と資産のレベルをグループが保有するそれと比較する）などである。国はいかなるグループ比率ルールも導入しないことを選択することもできる。ある国がグループ比率ルールを導入しない場合、多国籍グループと国内のグループの企業に対して、不適切な差別をすることなく固定比率ルールを適用すべきである。

勧告する取組みが主に影響を及ぼすのは、純支払利子の水準が高いことと高い純利子／EBITDA 比率の両方を有する企業で、特に企業の比率が全世界のグループの比率より高い場合である。これは容易な方法であり、企業の純利子の損金算入が、経済活動によって生み出される課税所得と確実に直接的に結びつく。固定比率ルールの重要な特徴は、企業の純利子の損金算入（利子所得を超える支払利子）を制限するだけであるということである。固定比率ルールは、多国籍グループが信用格付け、通貨、資本市場へのアクセスなどの租税以外の要素を考慮に入れて、最も効率的な国と企業で集中的に第三者借入を行い、次にグループの経済活動の資金調達のためにその借入金を用いるところへグループ内再融資することを制限しない。

勧告する取組みは、各国が以下に述べるような他の規定によって固定比率ルールとグループ比率ルールを補完し、BEPS のリスクが他に比べて低い企業や状況に対するルールの影響を軽減することも認める。

- 純支払利子のレベルが低い企業を除外するデミニマス基準。この基準は、グループがある国に複数の企業を有する場合、国内のグループの純支払利子の総額に適用されることを勧告する。
- 一定の条件に従って公益プロジェクトの資金調達のために用いられる融資に関して、第三者の貸主に支払われる利子を除外する。これらの状況の下では、企業は高いレバレッジを行っている可能性があるが、プロジェクトの性質と公共部門への密接なリンクによって、BEPS リスクは軽減されている。
- 損金算入を否認された支払利子や損金算入余裕枠（企業の実際の純利子の損金算入が許容される限度額未満の場合）を、将来の年度における使用のために繰越す。これによって、企業の支払利子損金算入限度額に収益の変動が与える影響が軽減される。損金算入を否認された支払利子を繰越せば、後年度においてしか課税所得を生み出さないと予測される長期投資に関して、企業が支払利子を負担できるようになり、また損失を抱えた企業が黒字に転換したときに、利子の損金算入を主張できるようになる。

報告は、上記の取組みを特別ルールで補完し、例えば人為的に純支払利子のレベルを下げるなどの回避行為を防止することも勧告する。報告は、純支払利子のない企業が利子所得を隠す場合など、勧告する取組みでは対処していない特定の BEPS リスクに対処するために、各国がルールの導入を検討することも勧告する。

最後に、本報告は、銀行部門と保険部門が考慮すべき特定の機能を有していること、したがって、これら部門の BEPS リスクに対処する、適切で具体的なルールを開発する必要があることを認識している。

勧告する取組みの特定の分野に関して、さらに技術的な作業を行う。これには、全世界のグループ比率ルールの詳細な運用と、銀行グループと保険グループがもたらすリスクに対処する特定のルールが含まれる。この作業は 2016 年中に完了する予定である。

グループ内の利子と経済的に利子に相当する支払の額は、移転価格ルールの影響も受ける。「BEPS 行動計画（OECD、2013 年）の行動 8 から行動 10 に基づく多国籍企業と税務当局のための移転価格ガ

イドライン」第1章の改訂は、OECD報告書「移転価格税制と価値創造の一致（OECD、2015年）」に含まれているが、適切な実質を欠くグループ企業に支払われる利子の額を、提供される資金のリスクフリーの収益を超えることがないよう制限するとともに、グループ内金融の支払を評価する際に、グループの相乗効果を考慮することを求めている。金融取引の移転価格の側面に関するさらなる作業を2016年と2017年中に行う予定である。

勧告する取組みを協調して実施すれば、多国籍グループがBEPSの結果を得るために利子を用いる能力に対して、効果のある影響を及ぼすことができるだろう。勧告する取組みが利子を利用するBEPSに対処する上で確実に有効であり続けるために、上記の取組みの実施、運用、影響を継続的に監視し、必要に応じて包括的で情報に基づいた見直しができるようにする。

## 序章

### 利子と経済的に利子に相当する支払を用いた BEPS

1. 第三者又は関連者の利子は、国際的なタックスプランニングで利用できる利益移転技術のうち、おそらく最も簡単なものの 1 つである。現金は流動性と代替性があるため、被支配企業の負債と株式の組合せの調整が比較的簡単に見える。こうした背景の下、「BEPS に関する行動計画（BEPS 行動計画 OECD、2013 年）」行動 4 では、以下のことを求めている。

過度な利子の損金算入を行うか、又は所得控除や所得の繰延べを生み出すために、例えば関連者又は第三者の借入を通じて行われる利子の支払、又は経済的に利子の支払に相当する他の金融上の支払を用いて行われる税源浸食を防止するために、ルールの設計におけるベストプラクティスに関する勧告を策定すること。この作業では、様々なタイプの制限の有効性を評価する。上記の作業に関連し、かつこの作業を支援するため、金融保証や履行保証、金融派生商品（銀行内取引に用いられる内部金融派生商品を含む）、キャプティブその他の保険契約を含む関連者間の金融取引の価格に関する移転価格ガイドラインも策定する。この作業はハイブリッド・ミスマッチルールと CFC ルールの作業と協調する。

2. ほとんどの国では、国内法上、負債と株式には異なる課税を行っている。負債の利子は、通常は支払者が損金算入できる費用であり、受取人の下で通常の税率で課税される。他方、配当その他の株式の収益は、通常損金算入できないが、一般的には受取人の下で何らかの形の税控除（控除、除外、税額控除等）の対象になる。純粋に国内的な状況の下では、この取扱いの相違によって、結果的に負債も株式も全体として同様の税負担の対象になる可能性がある。しかし、国際的な状況の下では、支払者の取扱いの相違によって、負債による資金調達に向かう傾向が税制に起因して強まる。この歪みは、タックスプランニング技術によって一層ひどくなり、受取人の国における利子所得に対する課税を軽減するか排除するために用いられる可能性がある。

3. 国際的な状況の下では、利子の損金算入を取り巻く租税政策上の主要な懸念は、グループが行うアウトバウンドとインバウンドの投資による負債の資金調達に関連している。親会社は、一般に利子の支払について税控除を請求することができ、一方で、株式保有の収益については課税の優遇を受け、資本参加免税、優遇税率又は配当に限定した課税の利益を受けている。他方、子会社については、大規模な借入を行い、グループ内の融資に関する過大な損金算入を用いて、国内の利益に課税されないようにする可能性がある。以上を総合すると、インバウンドとアウトバウンドの投資を取り巻く上記の機会によって、国際的に事業を行うグループと国内市場で事業を行うグループとの間で競争上の歪みが生じる可能性がある。これは、資本所有の中立性に否定的な影響を与え、国内のグループ<sup>1</sup>よりも多国籍グループが保有する資産に税の優遇が生じる。さらに、BEPS 行動計画（OECD、2013 年）で明らかになったように、グループがこれらの機会を利用した場合、政府が得られる歳入が減少し、税制の完全性にも影響が生じる。利子の損金算入を用いて税務上控除されるか繰延べされる所得を取得し、グループの実際の純利子の支払よりも多い利子の損金算入による控除を獲得すれば、他の形態による BEPS の一因となる可能性もある。これには次のことも含まれる。すなわち、グループ内の融資を用いて、高課税国に損金算入できる利子の支払を生じさせ、低課税又は無税の国に利子所得

を生じさせること。ハイブリッド商品を開発し、損金算入ができる利子の支払が生じるが、これに対応する課税所得が生じないようにすること。資産に対する投資に融資を用いて、課税されないか、軽減された税率で課税される収益を生じさせること。以下の「Box 1」は、多国籍グループが借入の場所に基づいて、いかに利益を生じさせることができるかの簡単な事例を、アウトバウンドとインバウンドの投資のシナリオの両面で示したものである。

#### **Box 1. 利子の支払場所に対する税の影響例<sup>2</sup>**

この事例では、移転価格税制や過少資本税制など、グループが支払利子の損金算入を獲得する能力に対する制限は想定していない。

#### **アウトバウンド投資**

2社（A社とB社）の単純なグループ構造を想定する。A社は法人税率35%の国の居住者であるが、同国は国外源泉配当の課税を免除している。B社は法人税率15%の国の居住者である。

B社は第三者の銀行から100ドルを利率10%で借り入れる<sup>3</sup>。B社はこの資金を自社の事業に用いて、さらに15ドルの事業利益を得る。利子費用10ドルを損金に算入した後、B社は税引前利益5ドル、税引後利益4.25ドルを得る。

これとは別に、A社は100ドルを銀行から借り入れ、同額を株式としてB社に提供することもできる。この場合、B社には利子の支払はなく、事業利益の15ドル全額が課税対象となる。B社は現在税引前利益15ドル、税引後利益12.75ドルを得る。A社が自社の支払利子を他の所得から差し引くことができると仮定すると、A社は税引前費用10ドル、税引後の費用6.50ドルを負担することになる。以上を総合すると、A社とB社は合計で、この取引から税引前利益5ドル、税引後利益6.25ドルを得る。

利子の支払がB社からA社に移転した結果、グループは現在、マイナスの実効税率の適用を受けている（すなわち、税引後利益が税引前利益を上回っている）。

#### **インバウンド投資**

同様の結果は、インバウンド投資でも実現することができる。

この場合、A社は法人税率15%の国の居住者で、B社は法人税率35%の国の居住者である。

B社は第三者の銀行から100ドルを利率10%で借り入れる。B社はこの資金を自社の事業に用いて、さらに15ドルの事業利益を得る。利子費用10ドルを損金に算入した後、B社は税引前利益5ドル、税引後利益3.25ドルを得る。

A社は既存のB社の株式50ドルを、利率10%（第三者の銀行からの融資と同率）の同額の融資に置き換えることもできる。この場合、B社は税引前利益も税引後利益もゼロである。A社はB社への融資から利子所得を得て、税引前利益5ドル、税引後利益4.25ドルを得る。グループは、利益をB社からA社に移転することによって、実効税率を35%から15%に引き下げた。

さらに一步進めて、A社は既存のB社の株式100ドルを同額の融資に置き換えることもできる。B社が自社の支払利子を他の所得から差し引くことができると仮定すると、この取引の結果、B社は税引前損失5ドル、税引後損失3.25ドルを負担することになる。A社はB社への融資から利子所得を得

て、税引前利益 10 ドル、税引後利益 8.50 ドルを得る。以上を総合すると、A 社と B 社は税引前利益 5 ドル、税引後利益 5.25 ドルを得る。B 社の実体のない資本化と A 社への利益移転の結果、グループは現在、マイナスの実効税率の適用を受けている。

4. 国際的な負債の移転が継続的に行われていることは、多くの学術研究によって明らかにされてきた。研究では、グループが高課税国に立地する子会社の負債をさらに利用していることが明らかになっている (Møen ら (2011 年) 、 Huiizinga、Laeven と Nicodeme (2008 年) 、 Mintz と Weichenrieder (2005 年) 、 Desai、Foley と Hines (2004 年) ) 。負債の移転は、先進国に影響を与えるだけでなく、開発途上国の問題にもなっており、学術研究によれば、開発途上国の方がこれらのリスクを受けやすい (Fuest、Hebous と Riedel (2011 年) ) 。学術研究で明らかになったところでは、過少資本は、多国籍グループと強力に結びついており (Taylor と Richardson (2013 年) ) 、外国企業所有の事業の方が、類似の国内企業所有の事業よりも多くの負債を用いている (Egger ら (2010 年) ) 。追加の負債は、グループ内借入と第三者借入の両を通じて提供され (Møen ら (2011 年) ) 、グループ内融資は、一般に第三者借入のコストが高い場合に用いられる (Buettner ら (2012 年) ) 。学術研究では、過少資本税制の有効性についても検討しており、当該税制には子会社の負債総額を減らす効果があることを明らかにした (Blouin ら (2014 年) 、 Buettner ら (2012 年) ) 。過少資本税制がもっぱらグループ内借入にかかる利子の損金算入に適用される場合、当該税制は、グループ内借入を減らす上では有効であるが、第三者借入は増えてしまう。ただしその程度は同一にはならないと思われる (Buettner ら (2012 年) ) 。

5. 投資に対する利子制限ルールの影響も学術研究の対象になっており、理論モデルと実証的分析の両方を用いて、この論題に取り組んでいる。投資に対する利子制限ルールの影響を理論的観点から分析して、学術研究では、かかるルールによって実際の資本コストが増加し、その結果、実物投資が減少することになると示唆している (Ruf と Schindler (2012 年) ) 。一定の国では外国直接投資を保護するために寛大な過少資本税制を設けていることを示唆する研究があり (Haufer と Runkel (2012 年) ) 、この理論的取組みを裏付けている。しかし、この間行われた実証的分析では、限られたものではあるが、この理論を裏付けていない。ドイツの投資に対する利子制限ルールの効果を分析した 2 つの研究では、過少資本税制 (Weichenrieder と Windischbauer (2008 年) ) や、所得に対する支払利子の比率に基づく利子障壁ルール (Buslei と Simmler (2012 年) ) <sup>4</sup> のいずれに関しても、投資を削減する重要な証拠は見つかっていない。この実証的な裏付けが欠けていることは、多くの要因によると考えられるが、これには、多国籍グループが法令の抜け穴を用いるか、自らの資本構造を調整することによって、利子制限ルールの適用を回避することができるという事実も含まれる (Ruf と Schindler (2012 年) ) 。したがって、外国投資に対する利子制限ルールの実際の影響に関する結論に到達できるだけの、十分な実証的証拠はないように思える。

6. 各国は、第三者やグループ内の利子に関わる BEPS の問題に対処するために、広範囲のルールを導入している。これには、企業が請求できる利子の損金算入のレベルに全般的な制限を課す一般的利子制限ルールと、特定の意図したリスクに対処する特別ルールが含まれる。一般的利子制限ルールが用いられている場合、インバウンドの投資の状況のみにルールの焦点を合わせている国もあれば、インバウンドとアウトバウンドの両方の状況に対処しようとしている国もある。各国が適用しているルールのタイプについては、この章で後ほど検討する。これらの取組みによって程度を変えることはできたが、各国が単独で行動したのでは、この問題の核心にあるいくつかの点には対処することがで

きないように感じられる。現金には代替性があり、金融商品には柔軟性があるため、企業グループがルールの効力を無視するとともに、様々なツールを用いて同様の利益を再現することができることもその一因である。このため、各国は繰り返し新たなルールを導入するか既存のルールを修正することになり、ルールは一層複雑になるものの、根底にある重要な問題には対処できなくなつた。また、利子の損金算入の制限に一国のみで強力に取り組めば、国際的なビジネスにとってのその国の魅力や、国内のグループが世界的に競争する能力に悪影響を与える可能性があるという懸念もある。

7. したがって、国際的なベストプラクティスを活用して一貫して取り組むことが、BEPS に利子を用いることを取り巻く懸念に対処する、さらに有効で効率的な方法であることがますます明らかになっている。一貫した取組みを行えば、グループが次のような資金構造をとることを促進するはずである。すなわち、(i) ある企業の純支払利子が、グループの全般的な純支払利子にリンクする資金構造、及び (ii) グループの純支払利子の分配が、所得を生む活動にリンクする資金構造。グループは、各国間の一貫した取組みから利益を得ることもできるはずである。同一の原則に基づく同様のルールがあれば、ルールの運用が予測しやすくなり、グループは、さらに確信を持って資本構造を計画することができるようになるはずである。また、グループ規模のシステムやプロセスを導入して必要な情報を作成し、複数の国のルールを以前よりも簡単かつ安価に遵守することができるようになる可能性もある。一貫した取組みを行えば、歪みがなくなり、意図しない二重課税のリスクが軽減し、BEPS の機会を取り除くことによってグループ間の公正性と平等性が向上するはずである。

### **BEPS 行動計画と支払利子**

8. 2012 年、G20 は経済協力開発機構（OECD）に対して、BEPS の問題を分析し、協調した包括的な方法でこの問題に対処する行動計画を策定することを求めた。OECD は、2013 年 7 月に BEPS 行動計画（OECD、2013 年）を発表した。行動計画には 15 の行動が含まれている。行動のうちのいくつかは、利子を用いた BEPS の様々な側面に対処している。ハイブリッド金融商品やハイブリッド企業を用いて、同一の支払に 2 つの課税所得控除を生じさせるか、支払者は損金算入できるが、受取人の経常利益としては課税されない支払を生じさせる取決めについては、行動 2（ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化）に基づき策定されたモデルルールを通じて対処する。行動 3（CFC ルールの強化）に基づく作業では、外国子会社合算税制（CFC ルール）の設計に関連する勧告を策定しており、とりわけ低課税国における被支配会社の利子所得の問題に対処する際に役立つはずである。行動 4（利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限）は、本報告の重点であり、利子の損金算入を課税すべき経済活動に一致させることによって、利子と経済的に利子に相当する支払を用いた BEPS に対処するためのルールを設計するベストプラクティスの勧告を行っている。行動 4 では、関連者間の金融取引についての移転価格ガイドラインの策定にも言及しており、これは別個のプロジェクトとして実施し、2017 年までに完了する予定である。この作業は、各国が本報告に含まれるベストプラクティスを実施することを決して妨げてはならない。「行動 8 から行動 10 に基づく多国籍企業と税務当局のための移転価格ガイドライン（無形資産、リスクと資本その他のハイリスクな取引）」の第 1 章の改訂では、適切な実質を欠くグループ企業に支払われる利子の額を、提供される資金のリスクフリーの収益を超えることがないように制限するとともに、グループ内金融の支払を評価する際に、グループの相乗効果を考慮することを求めている。

9. 行動 4 では、過度の利子の損金算入を行うか、又は所得控除や所得の繰延べを生み出すために、第三者、関連者、又はグループ内の借入を用いることに焦点を合わせている。この問題に対処す

るためのベストプラクティス・アプローチは、あらゆる形態の利子と利子に相当する支払に適用され、同等の立場にあるグループを確實に一貫して取扱うとともに、グループが異なる法的形態で負債を構築することによって、ルールを回避するリスクを軽減すべきである。BEPS は、第三者借入（ある企業又は国が、グループの第三者の純支払利子の総額の過度の部分を負担する場合）とグループ内借入（グループが、グループ内の支払利子を用いて、高課税国から低課税国へと課税所得を移転する場合）を用いた取決めから生じる可能性がある。BEPS は、支払が国外の貸主に対して行われるか、又は同一国内で行われる場合にも生じる可能性がある。例えば、仕組まれた取決めに基づいて利子が第三者に支払われる結果として、又は同一国のグループ企業に利子が支払われるが、これに対応する支払を外国の貸主に行う場合には、一国内においても BEPS が生じる可能性がある。したがって、BEPS に有効に対処するには、ベストプラクティス・アプローチを上記全ての状況に適用しなければならない。

### 利子を利用した BEPS に対する既存の取組み

10. 本報告の勧告は、様々なタイプのルールの長所と短所を調査した膨大な作業の成果である。この作業には、ルールがいかに実際に機能し、納税者の行動に影響を与えたかについての各国の経験の検討が含まれている。また、現在利子の損金算入を制限するルールを適用している国と適用していない国における、グループと企業の負債に関する実証的データの分析、さらには学術研究の成果も含まれている。

11. 現在各国が適用しているルールは、大きく 6 つのグループに分類できる。国によっては複数のルールを組み合わせた取組みを行っているところもある。

- 1) 独立当事者間の基準で、企業の利子又は負債のレベルを、当該企業がもっぱら第三者と取引をしたとした場合の立場と比較する。
- 2) 利子の支払に課す源泉徴収税で、課税権を源泉地国に配分するために用いる。
- 3) 支払の性質又は支払先に関わらず、企業の支払利子の一定割合の損金算入を否認するルール。
- 4) 企業の支払利子又は負債のレベルを、負債対自己資本、利子対収益又は利子対総資産などの固定比率に関して制限するルール
- 5) 企業の支払利子又は負債のレベルを、グループの全般的な立場に関して制限するルール
- 6) 的を絞った租税回避防止ルールで、特定の取引に関する支払利子の損金算入を否認する。

12. 独立当事者間の基準では、個々の企業の状況、企業が第三者の貸主からの借入を増やせる額、当該借入ができる条件に対する検討が必要である。税務当局は、企業又はグループの特定の商業的情況に焦点を合わせることができるが、納税者と税務当局の双方とも適用するには資源を集中する必要があり、しかも時間がかかる。また、取決めを締結した後、各企業は個別に検討されるため、ルールを適用した結果が不確かになる可能性があるが、この影響は税務当局と事前に合意することによって軽減することができる。独立当事者間の基準の強みは、企業が状況次第で異なるレベルの利子支払をする可能性があるということを認識していることである。しかし、かかるルールの適用を実際に経験した国の中には、これが BEPS を防止する上でいかに有効であるかについて懸念を表明した国もある。

ただし、他のルールを補完する点では有用となる可能性がある（例えば、利子の制限を適用する前に、企業の利子所得と支払利子の価格を調査する際）。特に各国は、グループがエクイティに似た機能を持つグループ内融資を構築し、第三者借入に関して実際にグループが負担する利子を著しく上回る支払利子を正当化するということを経験してきた。さらに、独立当事者間の基準では、課税されない資産又は所得の流れに投資する資金を調達するために用いられる支払利子の損金算入を企業が主張することを防止できないが、これは、BEPS 行動計画（OECD、2013 年）で特に懸念として言及されている税源浸食のリスクである。

13. 源泉徴収税は、本来は課税権を源泉地国に配分するために用いられるが、国境を越える支払に課税すれば、BEPS の取引からグループが得る利益も減少する。源泉徴収税の長所は、比較的機械的なツールで適用と管理が容易なことである。しかし、源泉徴収税が法人税と同一の税率で適用されない場合には、BEPS の機会が残る可能性がある。実際に、グループが仕組まれた取決めを締結し、課税を回避するか追加の税控除を生み出す（例えば、複数の企業が源泉徴収された税に関連して税額控除を主張する）場合、源泉徴収税は、場合によっては BEPS の行動を促進する可能性がある。源泉徴収税が適用される場合、二重課税には、支払を受領した国で税額控除を与えることによって対処することができる。しかし、税額控除が純所得に課税される額までしか与えられない場合、この有効性は縮小する。企業が受領した利子総額に源泉徴収税が課されるが、支払利子で課税所得が減少するために、税額控除を主張できない場合、源泉徴収税は BEPS に関与していないグループに著しいコストを課す可能性がある。実際に源泉徴収税が適用される場合、税率は、二国間租税条約に基づき低減される（時にはゼロになる）ことが多い。欧州連合（EU）加盟国が欧州連合内で行われる支払利子に源泉徴収税を適用することも、利子・ロイヤルティ指令<sup>5</sup>によって著しく困難になると思われる。さらに、いくつかの国には、現在のところ利子の支払に源泉徴収税を適用しないさらに広範な政策上の理由があり、その結果新たな税の導入が困難になる可能性がある。以上を総合すると、上記の要因によって、源泉徴収税は多くの場合、本報告の主題である BEPS のリスクに完全に対処するのに適したツールではないということになる。しかし、各国は、ベストプラクティスとともに源泉徴収税を引き続き適用することができる。

14. 企業が支払う全ての利子の一定割合の損金算入を否認するルールでは、デミニマス基準を上回る全ての負債による資金調達のコストが事実上増大する。したがって、比較的負債の少ない企業が、非常に高レベルの借入をしている同様の企業と同じ比率の損金算入の否認を受けることになる。この取組みは、利子を利用した BEPS を対象とするよりは、株式よりも手厚い負債に対する一般的な税の優遇を軽減するのにさらに有効である可能型が高い。

15. 上記の理由により、1~3 のグループのルールは、それ自体では BEPS 行動計画（OECD、2013年）に定める行動4の全ての目的には対処していない。したがって、これらのルールは、他の利子制限ルールで強化されない場合、利子と経済的に利子に相当する支払を利用した BEPS に対処するベストプラクティスとはみなさない。しかし、これらのルールは、国内の税制において、ベストプラクティス・アプローチとともに、それらのルールを支えるか、他の租税政策上の目標を達成する上で、果たすべき役割がまだあると思われる。したがって、国は、ベストプラクティス・アプローチを導入した後においても、BEPS に対処するベストプラクティスの有効性が減退しない限りは、独立当事者間の基準、利子に課す源泉徴収税又は企業の利子支払総額の一定割合の損金算入を否認するルールを適用し続けることもできる。

16. 本報告に定めるベストプラクティス・アプローチは、上記の 4~6 のグループのルールのいくつか又は全てを組み合わせたものをベースにしている。利子の損金算入に対する一般的な制限では、固定の財務比率に基づいて、企業が純支払利子を損金算入する能力を制限することになる。このルールは、グループの相当する財務比率が企業の比率よりも高い場合に、企業がグループの比率に達するまで利子を損金算入することができるルールと組み合わせることができる。ある国がグループ比率ルールを導入しない場合、固定比率ルールを多国籍グループと国内のグループの企業に対して、不適切な差別をすることなく適用すべきである。これらの一般ルールを特別ルールで補完し、一般ルールの効力を軽減するか回避する企てに対処すべきである。特別ルールは、一般ルールが対象としていない特定のリスクに対処するために用いることもできる。この取組みでは、利子を利用した BEPS から各国を効果的に保護すべきであるが、事業者が事業と商業上の投資に必要な負債による資金調達を増やすのを妨げてはならない。
17. 固定比率を参照して支払利子を制限するルールは、適用が比較的容易で、支払利子のレベルを企業の経済活動の指標にリンクさせる。現在多くの国がこれらのルールを適用している。しかし、既存のルールを設計している方法は、必ずしも BEPS に対処するための最も有効な方法であるとはいえない。固定比率ルールを適用している大多数の国では、一般には負債／自己資本の基準に基づく過少資本税制を通じて、利子の損金算入を企業の自己資本のレベルにリンクさせている。かかる基準の主な長所は、税務当局が、企業の負債と自己資本のレベルについての関連する情報を比較的容易に取得できることであり、また、資金調達を計画する上で合理的なレベルの確実性をグループにもたらすことである。しかし、これらの長所に対しては多くの重要な短所が指摘されている。企業の負債の額を制限するルールでは、企業が当該負債に関して支払うことができる利率に関して、著しい柔軟性も認めている。さらに、自己資本基準では、企業は自己資本のレベルが高ければ、それだけ多くの支払利子を損金算入することができる。このため、グループは、特定の企業の自己資本のレベルを上げることによって、比較的容易に基準の結果を操作することができる。この概要は、付録 D に事例 1 として記載する。したがって、この作業に参加している各国は、負債／自己資本の固定比率の基準を、一般的利子制限ルールとして BEPS に対処するためのベストプラクティス・アプローチの中に含めるべきではないということで合意していた。ただし、上記のことは、これらの基準が全般的租税政策の中で利子の損金算入を制限する役割を果たすことができないということを示唆するものではない。
18. 近年、企業の利子／収益の比率に基づく固定比率基準を導入する国が増加しているが、これは BEPS に対処するためのさらに優れたツールである。上記の基準では、用いられる収益の指標は、一般には利払前・税引前・償却前利益（EBITDA）である。ほとんどの国では現在、課税の指標に EBITDA を用いている。しかし、今でも一般的な見方となっているのは、多くの場合に、多国籍グループが、まだグループの実際の第三者支払利子を著しく超える利子総額の損金算入を主張できるということである。第 6 章で検討する利用可能なデータからわかるのは、連結財務諸表によると、EBITDA がプラスの上場多国籍グループの大半で、純第三者利子／EBITDA 比率が 10% を下回っているということである。
19. 企業の支払利子又は負債のレベルをグループの支払利子又は負債のレベルと直接比較するルールはあまり一般的ではないが、少数の国では適用されている。これらのグループ比率基準は、現在は一般には負債／自己資本比率を参照して運用している。しかし、多くの場合、企業の自己資本の額は、せいぜい事業活動のレベルの間接的な指標にすぎず、既に述べたとおり操作されやすい。

20. 特別ルールは、一般的利子制限ルールを補完することができ、したがって、ベストプラクティス・アプローチの構成要素になる。多くの国には的を絞った租税回避防止ルールがあり、このルールによって、特定の BEPS のリスクに有効に対応することができる。しかし、新たな BEPS の機会が利用されるにつれて、さらなる特別ルールが求められる可能性があり、時とともに導入されるルールが増える傾向があるため、結果的にシステムが複雑になり、管理コストとコンプライアンス・コストが増大する。有効な一般的利子制限ルールを含む取組みを行えば、特別ルールを追加する必要性は減るはずだが、特定のリスクに対処するために必要なものは残る。しかし、これらの特別ルールは、本報告で勧告する一般的利子制限ルールと歩調を合わせて運用すべきである。

### 欧州連合法の問題

21. 本作業全体を通して、欧州連合加盟国に課される EU 法の要件、特に勧告する取組みが EU 条約の自由、指令、国家補助の規制に合致する必要性について考慮した。欧州連合外の各国にとってはこれらの義務を履行する必要はないが、上述の一貫した国際的取組みの必要性が意味しているのは、28 の EU 加盟国が完全に実施できない取組みでは、世界的問題である BEPS に有効に対処できそうにないということである。EU 条約の自由、指令、国家補助規制に関連する具体的な問題とそれに対処するために考え得る取組みについては、本報告の付録 A に定める。

### 脚注

<sup>1</sup> 国内のグループとは、もっぱら单一の国内で事業を行うグループをいう。

<sup>2</sup> 本事例の最初の部分は、Graetz（2008 年）を編集したものである。

<sup>3</sup> 本例示の全ての金額は、米ドルで表示している。これは設例にすぎず、特定の国の実際の事例又は立場を反映することを意図したものではない。

<sup>4</sup> Weichenrieder と Windischbauer（2008 年）は、1994 年に導入されて 2001 年に強化されたドイツの以前の過少資本税制の効果を分析した。Buslei と Simmler（2012 年）は、2008 年のドイツの現行の利子制限ルール導入の効果を分析した。

<sup>5</sup> 異なる加盟国の関連会社間で行われる利子とロイヤルティの支払に適用される共通の課税システムに関する 2003 年 6 月 3 日付の理事会指令 2003/49/EC、（2003 年）OJ L157/49

## 参考文献

- Blouin, J.ら (2014年)、「Thin Capitalization Rules and Multinational Firm Capital Structure (過少資本税制と多国籍企業の資本構造)」、IMF ワーキング・ペーパー、No. 14/12、国際通貨基金、ワシントンDC
- Buettner, T.ら (2012年)、「The impact of thin-capitalization rules on the capital structure of multinational firms (過少資本税制が多国籍企業の資本構造に及ぼす影響)」、Journal of Public Economics、第 96 卷、エルゼビア、アムステルダム、930～938 ページ
- Buslei, H.と M. Simmler (2012年)、「The impact of introducing an interest barrier – Evidence from the German corporation tax reform 2008 (利子障壁導入の影響 – 2008 年のドイツの法人税改革から得た証拠)」、DIW ディスカッション・ペーパー、No. 1215、DIW ベルリン
- Desai, M.A.、C.F. Foley と J.R. Hines (2004年)、「A Multinational Perspective on Capital Structure Choice and Internal Capital Markets (資本構造の選択と内部資本市場に関する国際的視点)」、The Journal of Finance、第 59 卷、米国金融学会、2451～2487 ページ
- Egger, P.ら (2010年)、「Corporate taxation, debt financing and foreign-plant ownership (法人課税、借入による資金調達と海外工場の所有)」、European Economic Review、第 54 卷、エルゼビア、アムステルダム、96～107 ページ
- Fuest, C.、S. Hebous と N. Riedel (2011年)、「International debt shifting and multinational firms in developing economies (国際的な負債の移転と開発途上国における多国籍企業)」、Economic Letters、第 113 卷、エルゼビア、アムステルダム、135～138 ページ
- Graetz, M.J. (2008年)、「A Multilateral Solution for the Income Tax Treatment of Interest Expenses (支払利子の所得税処理の多国間の解決策)」、Bulletin for International Taxation、第 62 卷、IBFD、486～493 ページ
- Haufler, A.と M. Runkel (2012年)、「Firms' financial choices and thin capitalization rules under corporate tax competition (法人税競争の下での企業の資金調達の選択と過少資本税制)」、European Economic Review、第 56 卷、エルゼビア、アムステルダム、1087～1103 ページ
- Huizinga, H.、L. Laeven と G. Nicodeme (2008年)、「Capital structure and international debt shifting (資本構造と国際的な負債の移転)」、Journal of Financial Economics、第 88 卷、エルゼビア、アムステルダム、80～118 ページ

Mintz, J. と A.J. Weichenrieder (2005 年) 、「Taxation and the Financial Structure or German Outbound FDI (課税と資金調達構造又はドイツの海外直接投資)」、CESifo ワーキング・ペーパー、No. 1612

Møen, J. ら (2011 年) 、「International Debt Shifting: Do Multinationals Shift Internal or External Debt? (国際的な負債の移転 – 多国籍企業は内部又は外部の負債を移転するか)」、コンスタンツ大学経済学部ワーキング・ペーパー集、No. 2011-40

OECD (2013 年) 、「Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転に関する行動計画)」、OECD 出版、パリ、<http://dx.doi.org/10.1787/9789264202719-en>

Ruf, M. と D. Schindler (2012 年) 、「Debt Shifting and Thin Capitalization Rules - German Experience and Alternative Approaches (負債の移転と過少資本税制 – ドイツの経験と代替的取組み)」、ノルウェー経済大学、ベルゲン、NHH ディスカッション・ペーパーRRR、No. 06-2012

Taylor, G. と G. Richardson (2013 年) 、「The determinants of thinly capitalized tax avoidance structures: Evidence from Australian firms (過小資本化した租税回避構造の決定要因 – オーストラリアの企業から得た証拠)」、Journal of International Accounting, Auditing and Taxation、第 22 卷、エルゼビア、アムステルダム、12~25 ページ

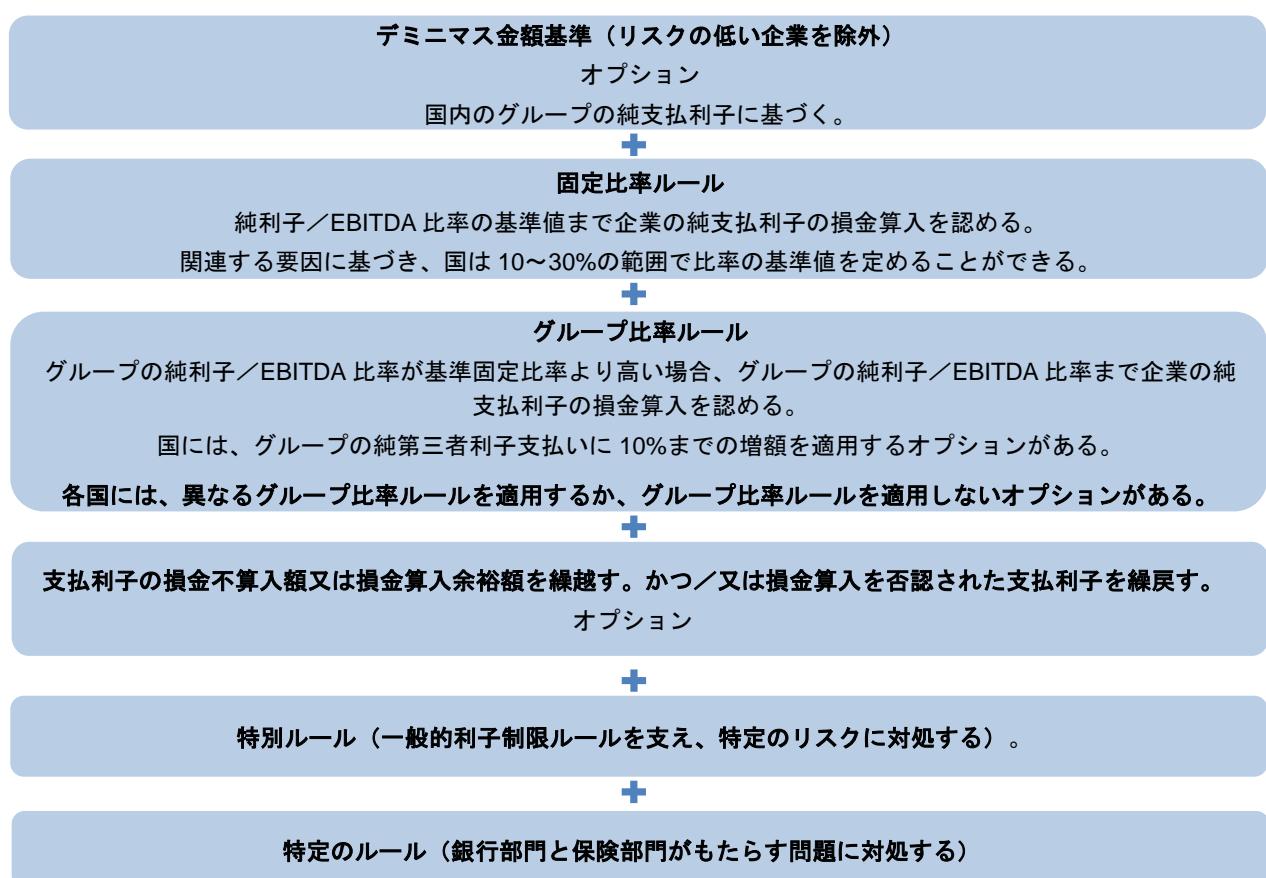
Weichenrieder, A.J. と H. Windischbauer (2008 年) 、「Thin-capitalization rules and company responses - Experience from German legislation (過少資本税制と会社の反応 – ドイツ立法の経験)」、CESifo ワーキング・ペーパー、No. 2456

## 第1章

### ベストプラクティス・アプローチに対する勧告

22. 行動4に関する作業の必須目標は、利子と経済的に利子に相当する支払を用いたBEPSに対処するための、首尾一貫した解決策を特定することである。本報告で述べるベストプラクティス・アプローチを構築するにあたり、各国が直面するリスクに対して有効な解決策を提供する取組みと、適用を回避するか効果を弱めようとする企てに対して堅固な取組みの必要性に重点を置いてきた。同時に、上記のこととは、グループや税務当局が取組みをある程度容易に適用できるようにすべきという必要性とバランスをとっている。ベストプラクティス・アプローチの簡単な概要を以下に示す。各要素の詳細は後の章に記載する。

図1.1. ベストプラクティス・アプローチの概要



23. ベストプラクティス・アプローチは固定比率ルールに基づいているが、これは企業の純支払利子の損金算入を利益の一定割合に制限するものである。この数値は、税務上の数値に基づき、

EBITDA を用いて算定する。固定比率ルールは容易に適用できるルールであり、企業の利子の損金算入が企業の経済活動に確実に直接的にリンクする。また、上記の損金算入が企業の課税所得にも直接的にリンクするので、このルールはタックスプランニングに対してもかなりの程度堅固になる。第 5 章で述べるとおり、EBITDA を収益の指標として用いることを勧告するが、ベストプラクティスでは、各国が柔軟に対応し、利払い・税金前利益（EBIT）に基づくルールを導入することも認める。限られた場合ではあるが、国は収益ではなく資産価値に基づいて固定比率ルールを適用することもできる。第 6 章では、国が 10~30% の範囲内で基準固定比率を設定する際に考慮に入れるべき要因を記載する。

24. 固定比率ルールは、BEPS に対するある程度の保護を国に提供する。しかし、これは相手の立場を考慮しないツールで、次のような事実を考慮に入れていない。すなわち、異なる部門で事業を行うグループには異なる額の借入が必要になる可能性があること、さらにある部門の内部でも、税以外の理由で、より高額の借入を行うグループもあるということである。BEPS に対処するのに適したレベルに基準固定比率を設定した場合、このレベルを超えて借入を行っているグループには二重課税が生じる可能性がある。したがって、各国は、堅固で有効な固定比率ルールをグループ比率ルールと組み合わせ、一定の状況の下で企業が支払利子の損金算入を増やせるようにすることを推奨する。グループ比率ルールは、固定比率ルールとは別個の規定とするか、固定比率基準とグループ比率基準を含む全般的なルールの不可欠な部分として導入することができる。

25. 第 7 章にはグループ比率ルールの説明を記載する。グループ比率ルールでは、グループの純第三者利子／EBITDA 比率が基準固定比率より高い場合、企業は、当該基準値を超えてグループの純第三者利子／EBITDA 比率まで支払利子を損金算入することができる。グループの比率を算定する際に、国は、グループの純第三者支払利子（第三者利子所得を控除した後の第三者支払利子）に 10% までの増額を適用することもできる。この取組みの下では、企業の純利子／EBITDA 比率が基準固定比率とグループの比率のうちの高い方を上回る純支払利子に限り、損金算入が否認される。グループ比率ルールは、固定比率ルールを補完し、支払利子を利用した BEPS に対して堅固な対応を提供するはずである。しかし、各国は、資産ベースの比率を用いるなど、異なるグループ比率ルールを適用することもできる。ただし、関連する財務比率がグループの財務比率に合致していることを立証することができる場合であって、このグループ比率ルールが企業に対して基準固定比率を超えることを認める場合に限られる。国は、固定比率ルールの単独での適用を決定することもできる。ある国がグループ比率ルールを適用しない場合、多国籍グループと国内のグループの企業に対して、不適切な差別をすることなく一貫して固定比率ルールを適用すべきである。国は、全ての場合にベストプラクティス・アプローチに基づき、BEPS に対処するのに十分なだけ低い基準比率を用いて、固定比率ルールを実施すべきである。

26. 最低のリスクしかもたらさない企業を一般的利子制限ルールの範囲から除外するために、国は、純支払利子の貨幣価値に基づき、デミニマス基準を適用することができる。デミニマス基準を下回る企業は、支払利子を制限なしに損金算入することができる。グループが一国内に複数の企業を有する場合、デミニマス基準では、当該国内の全ての企業を含む国内のグループ全体の純支払利子の総額を考慮すべきである。個別の企業のレベルにルールを適用する場合、国はアンチ・フラグメンテーション・ルールを導入し、グループが個々には基準を下回る数多くの企業を設立して、利子制限ルールの適用を回避することを検討すべきである。

27. 利子の損金算入を EBITDA にリンクさせるルールでは、企業の支払利子と収益が異なる期間に発生する場合に問題が生じる。これは収益の変動によって生じる可能性があり、このことは、企業

が利子を損金算入できる能力は毎年変動することを意味している。あるいは、企業が後の期間に収益を生み出す投資の資金を調達するために支払利子を負担していることからも問題が生じ得る。国は、これらの問題の影響を軽減するために、企業が損金算入を否認された支払利子や損金算入余裕枠を将来の期間における使用のために繰越すか、損金算入を否認された支払利子を前の期間に繰戻すことを認めることができる。各国が繰越しと繰戻しに制限を課すことを検討するよう提案する。

28. 固定比率ルールとグループ比率ルールでは、利子と経済的に利子に相当する支払を利用したほとんどの BEPS に対処する有効な枠組みを提供するはずである。上記の一般的利子制限ルールを特別ルールで補完し、一般的利子制限ルールの完全性を保護し、残存する特定の BEPS のリスクに対処すべきである。

29. 銀行業界と保険業界の特定の機能が意味しているのは、本報告で定める固定比率ルールとグループ比率ルールでは、銀行と保険部門の利子を利用した BEPS には有効に対処できそうにないということである。第 10 章で検討するとおり、2016 年に完了することを目指してさらなる作業に取り組み、銀行と保険会社がもたらす BEPS のリスクに対処する特別ルールを特定することとする。

30. 少なくとも、多国籍グループに属する全ての企業に本報告のベストプラクティスを適用すべきであることを勧告する。各国は、ベストプラクティス・アプローチをさらに広範に適用し、国内のグループの企業やグループに属さない独立した企業を対象にすることもできる。一定の場合に、各国はこのようにすることを求められる可能性がある。この点に関して、付録 A には EU 法問題の概要を記載しているが、これには EU 加盟国が考慮すべき要因が含まれている。

31. 本報告で定めるベストプラクティス・アプローチは、利子と経済的に利子に相当する支払を利用した BEPS に対する有効な解決策を提供するはずである。しかし、各国は、BEPS に対処するか、他の租税政策上の目標を達成するために、本報告で定めるルールよりも厳しいルールを自由に適用することができる。例えば、国が直面するリスクに対処するために適切であると判定した、追加の一般的又は特別の利子制限ルールでベストプラクティス・アプローチを補完することができる。また、次のことでも認識されている。すなわち、国は利子制限ルールを用いて、例えば借入による資金調達に有利な課税の歪みを縮小するなど、さらに広範な政策目的を実行することができること、利子制限ルールを保持することを望んでいること、又は、国はルールを導入してかかる目的を達成することができるということである。ベストプラクティス・アプローチを他の利子制限ルールといかに組み合わせることができるかについては、付録 D に事例 2 として概要を記載する。最後に、ベストプラクティス・アプローチを実施する際に、各国は自国の憲法に基づく義務（納税者の平等な取扱いなど）並びに税制全般の特定の機能を考慮することが必要になる。上記のことは、例えばデミニマス基準の適用、固定比率ルールとグループ比率ルールの運用、繰越しの利用などに影響を与える可能性がある。国が個別の企業の課税システム又はグループの課税システムで固定比率ルールとグループ比率ルールをいかに適用できるかについては、第 11 章で検討する。

32. 本報告の残余の部分では、以下の側面に焦点を合わせ、ベストプラクティス・アプローチの構造と運用についてさらに詳細に検討する。

- 利子と経済的に利子に相当する支払
- ベストプラクティス・アプローチを適用すべき対象

- 支払利子又は負債のレベルに基づくベストプラクティス・アプローチの適用
- 収益又は資産価値を用いた経済活動の計測
- 固定比率ルール
- グループ比率ルール
- 収益の変動と二重課税への対処
- 特別ルール
- 銀行グループと保険グループへのベストプラクティス・アプローチの適用
- ベストプラクティス・アプローチの実施

## 第2章

### 利子と経済的に利子に相当する支払

33. 利子費用は、ほとんどの国で損金算入できる費用とみなされている。しかし、各国は、自国の独自の取組みを適用し、どの費用を利子とみなして税務上損金算入できるようにするかを決定している。全ての国が全ての税務上適用される利子の定義を勧告することは、本報告の目的ではない。損金算入できる支払利子とみなす項目に関しては、各国間の相違が存在し続け、各国は、源泉徴収税などの他の税務上、独自の利子の定義を使い続けると思われる。しかし、BEPS に対処するルールを設計するベストプラクティスを特定する際に、各國には、かかるルールの対象となるべき項目に対して広範な一貫した取組みを行い、事業者のための確実性を向上させ、国中で問題に対処するための一貫した取組みを確保するという利益がある。したがって、本章では、BEPS に対処するベストプラクティスのルールの対象となるべき項目を定める。

34. 端的にいえば、利子は資金借入の費用である。しかし、ルールで利子の焦点をこのように狭い範囲の支払<sup>1</sup>に制限すると、以下の3つの広範な問題が生じる。

- 各国が利子の損金算入や同様の支払に関して直面する BEPS のリスクの範囲に対処することができなくなる可能性がある。
- 同じ経済的立場にあるが異なる形態の資金調達方法を用いるグループに異なる取扱いを適用することにより、公正さが弱まる可能性がある。
- グループが融資を他の形態の資金調達方法に再編することにより、ルールの効力を容易に回避する可能性がある。

35. これらの問題に対処するためには、全ての形態の借入の利子だけでなく、経済的に利子に相当する他の資金調達の支払にも、利子を用いた BEPS に対処するルールを適用すべきである。経済的に利子に相当する支払には、企業の資金調達にリンクし、長期にわたり現物の元本又は想定元本に対して固定率又は変動率を適用することによって決定される支払が含まれる。ルールは、信用供与手数料や保証料など、資金調達に関連して生じる他の費用にも適用すべきである。本章では、ルールの対象にすべき支払のタイプの例を非網羅的に列挙している。しかし、利子と他の支払の既存の定義を考慮して、この例を自国の国内法にいかに反映させるべきかを判断することは、各国に委ねている。支払が経済的に利子に相当するか否かを決定する際には、支払の法的形態ではなく経済的実質に焦点を合わせるべきである。

36. したがって、利子を用いた BEPS に対処するベストプラクティスのルールは、(i) 全ての形態の借入の利子、(ii) 経済的に利子に相当する支払、(iii) 資金調達に関連して生じる費用に適用すべきである。これには以下に列挙するものが含まれるべきであるが、これらに限定されない。

- 利益参加型ローンに基づく支払
- 転換社債やゼロクーポン債などの商品の帰属利子
- イスラム金融などの代替的資金調達方法に基づく金額
- ファイナンス・リースの支払のうちの金融費用の要素
- 関連する資産の貸借対照表価額に含まれる資産化された利子、又はその償却
- 移転価格ルールに基づく資金調達収益を参照して計測した金額（該当する場合）
- 企業の借入に関連する金融派生商品又はヘッジ手段に基づく、みなし利子額
- 資金調達に関連した借入と商品に関する一定の外国為替差益と差損
- 資金調達方法に関連する保証料
- 資金借入に関連する信用供与手数料や同様の費用

37. 資金調達に関連する為替リスクをヘッジする、又は引き受けるための商品の外国為替差益と差損は、一般には経済的に利子に相当する支払ではないことが認められている。しかし、国は、これらの商品の外国為替差益と差損のいくつか又は全てを、経済的に利子に相当する支払とみなし、国内の課税ルールに合致させ、為替リスクの経済を反映させることを希望する可能性がある。

38. 本報告を通して、利子への言及には、文脈上明確に他の意味に解すべき場合を除き、経済的に利子に相当する金額も含めるように解釈すべきである。同様に、報告でグループ又は企業の利子所得に言及する場合は、本章の定義と事例に基づき、経済的に利子に相当する金額の受領を含める。

39. ベストプラクティス・アプローチは、支払が利子、経済的に利子に相当するもの、資金調達に関連して生じるものの中にも該当しない場合には適用しない。したがって、一般には、本報告で定めるルールでは、以下に掲げるような項目の損金算入を制限すべきではない。

- 資金調達に関連しない貨幣項目の外国為替差益と差損
- 借入に関連しない金融派生商品又はヘッジ手段に基づく金額（商品デリバティブなど）
- 借入に関連しない引当金の割引
- オペレーティング・リースの支払

- ロイヤルティ
- 確定給付年金に関する未払利息

40. しかし、いかなる支払も（上記の支払を含む）、全体として経済的に利子に相当する金額が生じる手段の一環として用いられる場合には、ベストプラクティス・アプローチに基づき制限の対象とすることができます。

41. この定義が実際にいかに適用されるかについては、付録Dに事例3として概要を記載する。

42. 企業の自己資本の特定の割合を適用してみなし損金算入を付与するルールを国が有する場合、これらのみなし損金算入は、本報告においては、利子又は経済的に利子に相当する支払とはみなさない。これらのルール及び同様の効力を有するルールについては、OECDが別個の作業でさらに検討すべきである。

#### 脚注

<sup>1</sup> 本報告を通して、支払への言及には、所得又は費用の発生も含む。

## 第3章

### ベストプラクティス・アプローチを適用すべき対象

43. BEPS は、様々なシナリオによって生じるが、これには、グループ内で、グループ外の関連者が関与し、第三者との仕組まれた取決めを用いて行われる場合も含まれる<sup>1</sup>。ベストプラクティス・アプローチでは、これらのシナリオのそれぞれがもたらすリスクに対処するが、異なるタイプのリスクに対処するために異なるルールを用いることができる。どの企業に上記のルールを適用すべきかを検討する上で、企業を次の3つのタイプに分類した。すなわち、多国籍グループに属する企業、国内のグループに属する企業、グループに属さない独立した企業である。少なくとも、多国籍グループに属する全ての企業に本報告のベストプラクティス・アプローチを適用すべきことを勧告する。各國はベストプラクティス・アプローチをさらに広範に適用し、国内のグループに属する企業やグループに属さない独立した企業を含めることもできる<sup>2</sup>。

#### 多国籍グループに属する企業

44. BEPS 行動計画（OECD、2013年）に定めるとおり、利子を損金算入できることによって、インバウンドとアウトバウンドの両方の投資シナリオにおいて、BEPS の懸念が生じる可能性がある。したがって、少なくとも多国籍グループに属する全ての企業に、第6章で述べる固定比率ルールを適用すべきことを勧告する。

45. 企業が直接又は間接にある会社に支配される場合、又は企業が直接又は間接に1社以上の企業を支配する会社である場合、企業はグループに属している。グループは、恒久的施設を通じることを含め、複数の国で事業を行う場合は多国籍グループである。

46. 国は、固定比率ルールとともにグループ比率ルールを適用する場合、固定比率ルールの対象になっている企業にグループ比率ルールを適用できないリスクを減らすために、両方のルールの間の一貫した定義を用いることを望む可能性がある。このとき、国は、むしろ次の場合に企業がグループに属すると判断することができる。すなわち、(i) 企業が会社の連結財務諸表に科目ごとに記載されている場合、又は (ii) 国がグループ比率ルール（第7章で述べるとおり）を適用するにあたって認められた会計基準に従って、会社が連結財務諸表を作成する場合に、企業が会社の連結財務諸表に科目ごとに記載されると考えられる場合である。

47. グループが特定の国に複数の企業を有する場合、国は、固定比率ルールとグループ比率ルールを各企業の立場に個別に適用するか、同一の国の全てのグループ企業（すなわち国内のグループ）の全体に適用することができる<sup>3</sup>。国内のグループ全体にルールを適用すれば、国内のグループの支払利子が全体としては認められた制限の範囲内にある場合でも、高額の借入を行う企業が利子の損金算入を否認されるというシナリオを回避できると考えられる。

48. 基準固定比率が適切なレベルに設定される場合、固定比率ルールでは、多国籍グループに属する企業の支払を利用した BEPS の懸念に、かなりの程度まで対処できるはずである。固定比率ルールで、BEPS に確実に有効に対処できるようにするために、固定比率ルールの対象になっている全ての企業が、当該ルールの効果を弱める企てに対処する特別の規定の対象ともなるようになりますことを勧告する。しかし、固定比率ルールでは対処できない特定のリスクがある可能性もあることから、各国がこれらのリスクに対処する特別ルールの導入を検討することを勧告する。ベストプラクティスにおける特別ルールの役割については、第 9 章で検討する。

### 国内のグループに属する企業

49. 多国籍グループの企業は、BEPS の主要なリスクをもたらす。したがって、国がこれらの企業には固定比率ルールの適用を制限することは適切であるといえる。しかし、国は固定比率ルールをさらに広範に適用し、国内のグループ（もっぱら単一の国内で事業を行うグループ）の企業を含めることを選択することができる。これは、全てのタイプの企業の BEPS に対処する広範な取組みの一環となる可能性がある。又は、次に述べるような他の政策目標を達成するための取組みとなる可能性もある。すなわち、国内のグループと多国籍グループとの間の競争上の問題を回避すること、自己資本よりも負債による資金調達に有利な全般的な課税の歪みを縮小すること、又は納税者を平等に取扱う憲法上の義務を遵守することなどである。特に EU 加盟国は、国内のルールを設計する際に、EU 法の考察を考慮し、確実に EU 法を遵守する必要があると考えられる。

50. 国は、国内のグループに属する企業に固定比率ルールとグループ比率を適用する場合、ルールを各企業に個別に適用するか、又は国内のグループ全体に適用することができる。いずれの場合も、固定比率ルールでは、利子を利用した BEPS の懸念にかなりの程度まで対処できるはずである。しかし、固定比率ルールでは対処できない特定のリスクがある可能性もあることから、各国がこれらのリスクに対処する、第 9 章で検討する特別ルールの導入を検討することを勧告する。

51. 国は、固定比率ルールを国内のグループの企業に適用しない場合、特に、仕組まれた取決めに基づき関連者と第三者に支払われた利子を利用した BEPS のリスクにさらされることになる。この場合、国は、第 9 章で述べる特別ルールを用いて、これらのリスクに対処することを検討すべきである。

### グループに属さない独立した企業

52. 独立した企業とは、グループに属さない企業のことである。独立した企業がグループに属さないということは、独立した企業がもたらす BEPS のリスクの性質とレベルが、グループの企業がもたらすリスクの場合とはしばしば異なることを意味する。多くの場合、独立した企業は小規模企業で、個人が直接所有し、共通の支配の下にある他の企業はない。この場合、企業が小規模で関連者がいないことから、利子を利用した BEPS のリスクは比較的低い可能性が高い。しかし、他の場合には、独立した企業は、トラストやパートナーシップを含む複雑な保有構造の下で保有される大企業で、同一の投資家の支配下にある多数の企業が存在する可能性がある。上記の場合、BEPS のリスクのレベルは、グループ構造がもたらすリスクのレベルと同様である可能性がある。両方のシナリオで、利子を利用した BEPS が生じる場合、関連者と第三者に対する支払の結果に起因することになる。

53. 国は、独立した企業がもたらす BEPS のリスクに対処するルールを適用すべきである。国は、固定比率ルールを独立の企業に適用するか、グループの企業と独立した企業がもたらすリスクの違い

を認識して、独立した企業がもたらすリスクに異なるルールを用いて対処することができる。いずれの場合にも、独立した企業を第9章で検討する特定のリスクに対処する特別ルールの対象にすべきである。EU加盟国は、国内のルールを設計する際に、EU法の考察を考慮し、確実にEU法を遵守する必要がある。かかる考察は、国内のルールを設計する際に、税源浸食又は利益移転に関わりのない状況に否定的な影響を及ぼす可能性を制限するために考慮すべきである。

### デミニマス基準

54. 本報告で定めるベストプラクティス・アプローチの主要な政策目標は、利子を用いたBEPSに対処することであるが、一定の企業は極めて低いリスクしかもたらさないため、固定比率ルールとグループ比率ルールから除外することが適當と考えられる。上記の企業を固定比率ルールとグループ比率ルールから除外することは、ベストプラクティス・アプローチの焦点を重大なBEPSのリスクをもたらす企業に合わせ、他の企業のコンプライアンス・コストを軽減できるということを意味する。対象企業の数を減らすことによって、ルールの管理コストも軽減でき、税務当局が最大のリスクをもたらす企業に資源を集中することができると考えられる。

55. したがって、各国は、デミニマス基準を導入し、リスクの低い企業を固定比率ルールとグループ比率ルールの範囲から除外することができる。かかる基準が国内のグループの全ての企業の純支払利子の総額に基づくべきであることを勧告する。国が各企業の純支払利子に基づく基準を個別に適用することを希望する場合、当該ルールを乱用されないことが重要である。したがって、国はアンチ・フラグメンテーション・ルールを導入し、グループが個々には基準を下回る企業を数多く設立して、利子制限ルールの適用を回避することを防止することを検討すべきである。

56. 純支払利子に基づくデミニマス基準は比較的容易に適用できるはずであり、高額の借入を行う企業は、その規模にかかわらず確実に一般的利子制限ルールを適用することが求められると考えられる。国は、国内の経済と利率の状況、関連する租税又は法令に関する考察など、多数の要因を反映させてデミニマス基準のレベルを設定すべきである。デミニマス基準は、定期的に見直しと更新を行い、上記の要因の変化を反映させることができる。

### 脚注

- <sup>1</sup> 「関連者」と「仕組まれた取決め」の用語は第9章で定義する。
- <sup>2</sup> 国が、国内のグループの企業など、固定比率ルールをさらに広範に適用することを求められる場合もある。例えば、各国があらゆる憲法上の問題を考慮する必要がある場合も考えられ、利子制限ルールに直接の影響を及ぼす可能性がある。さらに、付録AにはEU法問題の概要を記載しているが、これにはEU加盟国が考慮すべき要因が含まれている。
- <sup>3</sup> 第11章には国が、その税制の構造に基づき、固定比率ルールを国内のグループに適用する際にとりうるさまざまな方法の概要が記載されている。

## 参考文献

OECD（2013年）、「Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting（税源浸食と利益移転に関する行動計画）」、OECD出版、パリ、<http://dx.doi.org/10.1787/9789264202719-en>

## 第4章

### 支払利子又は負債のレベルに基づくベストプラクティス・アプローチの適用

57. BEPS の主な原因是、企業グループが価値創造を牽引する基礎となる活動から課税所得を人為的に切り離すことができることによる。したがって、本報告に定めるベストプラクティス・アプローチの 1 つの目的は、企業の利子の損金算入額を企業の課税すべき経済活動のレベルとリンクさせることである。

#### 企業の支払利子又は負債のレベルを制限するベストプラクティス・アプローチの適用

58. 一般的利子制限ルールは、企業が税務上損金算入できる利子額を制限することで直接的に、又は企業が利子の損金算入を主張できる負債の額を制限することで間接的に機能することができる。どの取組みをベストプラクティス・アプローチの勧告に含めるべきかを検討する際に、以下に掲げる事項を含む多数の要因を考慮した。

- 利子を用いた BEPS は、企業が負担する損金算入できる費用のレベルに左右される。企業が主張できる利子の損金算入のレベルを直接制限するルールで、これに対処する。
- 企業の負債のレベルを制限するルールは、融資に過度の利率が適用される場合は、必ずしも BEPS のリスクには対処できない。したがって、かかるルールは、認められるレベルの負債の利子の最高限度を特定するさらなるメカニズムを有することが必要であると考えられる。これは、独立当事者間の基準を適用するか、企業の実際の支払利子を振り分けることにより実現できると考えられるが、これらの取組みによってルールの運用の段階が増加し、複雑さも増大する。
- ベストプラクティス・アプローチは、利子と経済的に利子に相当する支払を利用した BEPS に適用すべきである。しかし、経済的に利子に相当するいくつかの支払に関しては、企業が当該支払にリンクした負債を個別に認識する既存の要件が存在しない可能性がある。したがって、企業と税務当局が、税控除の請求のあった利子の支払と経済的に利子に相当する支払を特定し、評価する方が容易であるはずである。
- 企業の負債のレベルは、期間を通して変動する可能性がある。このことが意味しているのは、特定の日の負債の額又は期間の平均値でさえも、企業の真の立場を表現していない可能性があるということである。他方で、企業の支払利子のレベルは、期間を通しての負債の全ての変動を反映することになるため、期間中の企業の実際の立場をさらに正確に表現する可能性が高い。

- 企業の負債のレベルに基づくルールでは、同額の借入がある2つの企業に対し、（例えば、借り入れる通貨と信用リスクを考慮して）商業上の理由で異なる利率を適用される可能性があるという事実を考慮できると考えられる。これは、（例えば、グループの実際の支払利子のレベルを考慮することで）企業の支払利子を直接制限するルールに基づいて行うことができる。
- 企業の負債のレベルは企業の経営陣の管理下にあるため、一般に予測可能である。しかし、利子支払額は利率の変動を反映して変化する。このことが意味しているのは、支払利子のレベルを直接制限するルールでは、利率が上昇し、将来の期間に利子の損金算入を否認されるリスクがある場合、企業は長期的な借入を行うことが困難になる可能性があるということである。

59. 上記の要因を考慮し、主要な政策目標が利子と経済的に利子に相当する支払を利用したBEPSに 対処することであることを踏まえ、本報告で定めるベストプラクティスには、企業が税務上損金算入できる支払利子のレベルを直接制限するルールを含める。ベストプラクティスには、グループ比率ルールなど、上記の利子の損金算入の制限が引き起こす可能性のある問題のいくつかに対処する機能も含める。例えば、グループの信用リスクが増大し、第三者負債にさらに高率の利子を支払うよう求められる場合、グループ比率ルールでは、グループの企業の課税所得控除に制限を設定する際に上記のことを考慮することになる。序章で定めるとおり、国はベストプラクティス・アプローチとともに、独立当事者間の基準を適用し続けることができる。例えば、上記により、企業が主張する利子支払額は独立企業原則に従うが、当該金額は本報告のベストプラクティス・アプローチに基づく制限に従うことが確実になると考えられる。

#### **企業の粗支払利子又は純支払利子を制限するベストプラクティス・アプローチの適用**

60. もう1つの主要な問題は、企業が負債に対して負担する利子所得を差し引きしない利子（粗支払利子）か、受領した利子所得を差し引きした後の利子（純支払利子）のいずれに一般的利子制限ルールを適用すべきか、ということである。

61. 粗利子ルールは単純であるというメリットがあり、グループがタックスプランニングを通して回避することがさらに困難になる可能性も高い。しかし、粗利子ルールでは、各企業が総利子所得の全額に対して課税されるが、粗利子の一部の損金算入を否認される場合に、二重課税が生じる可能性がある。

62. 純利子ルールでは、企業の利子所得が利子制限を適用する前に支払利子から差し引きされるため、二重課税のリスクは縮小すると考えられる。純利子ルールでは、企業は粗支払利子の一部の損金算入を否認されることなく、第三者借入とグループ内の再融資を行うこともできる。上記の考察を考慮し、企業が利子所得を差し引きした後に、第三者、関連者、グループ内部に支払う純支払利子に対して、本報告に含まれる一般的利子制限ルールを適用する<sup>1</sup>。第2章で検討するとおり、ルールを企業の全ての純支払利子に適用し、広範囲のBEPSのリスク（過度の第三者への利子支払を高課税国で行う場合など）に確実に対処すべきである。

63. しかし、企業の純支払利子が比較的低いからといって、BEPSが起こらないということにはならない。例えば、純利子所得がある企業は、支払利子を用いて当該所得に課税されないようにする

ことができると考えられる。企業は、他の形態の課税所得を利子所得に見せかけ、ルールを適用できる純支払利子のレベルを下げるこどもできる。したがって、各国が一般的利子制限ルールを特別の規定で補完し、BEPS のリスクをもたらすと特定した特定の状況の下では粗支払利子の損金算入を否認することを勧告する。上記については第9章で検討する。企業の純支払利子を制限するために適用するルールは、企業のビジネスモデルによって一般的に純利子所得の受領者になる企業には、何らの影響を及ぼすこともない。上記のことは、特に銀行部門と保険部門で生じており、それについては第10章で検討する。

### 一定の公益プロジェクトを除外するオプション

64. 本報告で定めるベストプラクティス・アプローチは、企業が税務上損金算入できる純支払利子のレベルに一般的制限を設定している。固定比率ルールは、第三者、関連者とグループ企業に支払われる全ての利子に一貫して適用しなければならない。しかし、この原則の例外として、国は、以下に定める条件を満たす特定の第三者融資で負担する支払利子を、固定比率ルールとグループ比率ルールの範囲から除外することを選択できる。本報告で定める場合を除き、他の除外規定を適用すべきではない。

65. 国によっては、私的に所有される公益資産が、大部分を負債によって資金調達した大規模な資産であることも考えられる。しかし、資産の性質と公共部門との密接な関係によって、かかる資金調達方法のいくつかは、税源浸食のリスクも利益移転のリスクもほとんど引き起こさないか全く引き起こさない。

66. 公共部門の特定の状況を考慮し、国は、ベストプラクティス・アプローチに基づき制限の対象となる企業の純支払利子を算定する際に、特定の資産にリンクする第三者融資に関連する一定の金額を適用除外とすることができます。税源浸食のリスクも利益移転のリスクももたらさないプロジェクトのみに確実に厳しく的を絞るために、上記の取組みは以下の条件を満たさなければならない。

- 企業（運営者）が、資産を長期的（10年以上継続）に提供（又は更新）、運営、維持するプロジェクトを構築しており、運営者の裁量では当該資産を処分できない。
- 公的機関又は公益事業体（交付者）<sup>2</sup>が、契約又はその他の方法で、運営者が社会公共の利益のための商品やサービスを提供することを義務付けている<sup>3</sup>。当該提供は、国内の会社や他の営利団体に一般に適用されるルールに加えて、特定の支配又は規制の枠組みの下になければならない。
- 利子は、第三者貸主から取得し、ノンリコース条件で第三者貸主に支払うべき融資に対して運営者が支払うべきであり、貸主は、特定のプロジェクトの資産と所得の流れに依拠し、これに担保を有しているのみである。他の資産へのリコースに関する取決め、他のグループの会社からの保証その他プロジェクトの資産以外のリコースの提供の要求は、当該除外には適さないと考えられる。
- 運営者に対する融資は、取得時又は建設時の資産の価値又は評価価値を超えない。ただし、価値を維持、向上させるために新たな投資が行われる場合は除く。第三者に対する最小限の付随的な貸付（銀行預金など）であるため、いかなる資金も再融資すべきではない。

- 運営者、支払利子、プロジェクトの資産とプロジェクトから生じる所得は全て同一の国内にあり、国は、所得に通常の税率を適用しなければならない<sup>4</sup>。プロジェクトの資産を恒久的施設が保有する場合、除外規定を適用する国の通常の税率でプロジェクトから生じる所得に課税する場合に限り、除外規定を適用する。
  - 運営者の同様のプロジェクト、又は運営者のグループの他の企業の同様のプロジェクトが、プロジェクトの進行度を考慮し、第三者借入により資金調達されることは、実質的に少なくはない。
67. 除外規定を採用する国は、その適用を認める前に追加の規定を課し、公益を増進するプロジェクトに関与していない事業者が除外規定を利用することを防止することができる。追加規定には、当該除外を獲得することが、除外の他の条件を満たすための資金調達方法を構築する主要な目的ではないことという要件が含まれるかもしれない。除外規定を採用する国は、国内法の範囲と国内法を用いることのできる状況に関する完全な情報を公表すべきである。また、関連する全ての国との間で、除外によって利益を得る企業と投資家に関する情報の自発的な交換を提供するメカニズムも導入すべきである。OECD 報告書「Countering Harmful Tax Practices More Effectively, taking into Account Transparency and Substance（透明性と実質を考慮した、有害税制へのより有効な対抗）」（OECD、2015年）の第5章の枠組みを用いて、かかる情報を自発的に交換する国を判定することになると考えられる。除外規定を採用する国は、以下に述べる見直しを支援するために、運用を監視すべきである。また、かかる国は、納税者に対して、上記除外の利用について明確に開示することを要求すべきである。
68. 当該除外が適用される場合、適用する国は、プロジェクトの収益と資産、関連する支払利子が、当該企業又は国内の他のグループの企業のさらなる利子の損金算入を認めるために用いられることが絶対ないようにするための措置も講じるべきである。したがって、国は、企業が当該除外から利益を得る場合、以下に述べるように、固定比率ルールとグループ比率ルールの運用を調整すべきである。
- 固定比率ルールとグループ比率ルールに基づく収益又は資産価値の算定から、プロジェクトから生じるあらゆる収益やプロジェクトの資産を除外すること
  - グループ比率ルールを適用する際に、制限から除外された支払利子をグループの純第三者支払利子に含めるべきではないこと
69. 当該除外から利益を得た利子が、グループ比率ルールを適用している他の国におけるグループ企業の純利子の損金算入のレベルを引き上げるために用いられるというリスクもある。したがって、国は、グループ比率ルールを適用する際に、他の国で除外から利益を得た第三者支払利子を除外することができる。同様に、グループの収益又は資産価値の算定から、プロジェクトの収益と資産を除外することができる。各国は、適用される国際協定に定める情報交換規定を用いて、除外規定が適用されたか否かに関する情報を取得することができる。国は、複雑さを最小限にするために、本項の調整を要求しないことも選択可能である。
70. 当該除外の設計と運用をベストプラクティスの最初の見直しに盛り込み、2020年末までに実施する予定である。この見直しは、除外規定をいかに用いたかの考察も行い、除外が税源浸食のリ

スクも利益移転のリスクも引き起こしていないことを確認することを含む。当該見直しを受けて、除外規定を改正又は廃止する可能性がある。

71. EU 法の問題については、付録 A で検討する。

## 脚注

<sup>1</sup> 「関連者」の用語は、第 9 章で定義する。

<sup>2</sup> 公益事業体とは、一般に次のような事業体である。すなわち、主な目的が社会公共、コミュニティ又は社会福祉のために商品やサービスを提供することであり、株式が保有者の財務上の収益獲得のためではなく、事業体の主要な目的を支援するために提供される。国が用いる公益事業体の定義を法令又は関連する会計基準に盛り込むことができる。

<sup>3</sup> 社会公共の利益のための商品やサービスを提供する資産については、一般的に公共財としての資産を指す。

<sup>4</sup> EU 加盟国は、国内のルールを設計する際に、EU 法の考察を考慮する必要があると考えられる。

## 参考文献

OECD（2015年）、「Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance（透明性と実質を考慮した、有害税制へのより有効な対抗）」、OECD・G20BEPSプロジェクト、OECD出版

## 第5章

### 収益又は資産価値を用いた経済活動の計測

72. 固定比率ルールとグループ比率ルールは、企業の経済活動の客観的な指標に基づいて、企業が支払利子を損金算入する能力を制限する。ベストプラクティス・アプローチを策定する作業では、多国籍グループ内の活動と価値創造のレベルを最も明確に反映した指標として、収益と資産価値に焦点を合わせてきた。

#### 収益を用いた経済活動の計測

73. 前章で強調したとおり、BEPS プロジェクトの目標は、課税所得を、それを生み出した活動から人為的に切り離す行為に対処することである。ほとんどの企業では、収益と課税所得との間に明確な相関関係があるはずであると考えられている。したがって、収益を用いて経済活動を計測することは、純支払利子を損金算入する能力が課税所得を生み出し価値創造を牽引する活動と合致していることを確認する最も有効な方法であるはずである。さらに、用いられる収益の定義次第では、企業が利子を支払う義務に応える能力の有用な指標になり、したがって、企業の借入可能額を判定する際に用いる主要な要因の 1 つになる。

74. 収益ベースのもう 1 つのメリットは、一般的利子制限ルールがタックスプランニングに対してさらに堅固になるということである。企業の損金算入可能な支払利子のレベルが収益にリンクしている場合、グループは特定の国の収益を増やさなければ、当該国の純利子の損金算入を増やすことはできない。同様に、事業再編で利益を国外に移せば、国内の純利子の損金算入も減ることになる。収益が増えれば課税所得も増えるという前提に立てば、国内の利子の損金算入を増やすために収益のレベルを操作することはできそうにない。

75. BEPS 行動計画（OECD、2013 年）は、非課税又は課税が繰延べられた所得のための資金調達の支払利子を用いた BEPS に対処するルールを策定することを特に要求している。収益を用いる方法の第 3 の重要なメリットは、収益の定義を調整して、税の優遇措置を受けている所得を除外することができるということである。明白な例は配当所得であり、（最低保有要件などの条件に従い）多くの国で課税を免除されるか低い率で課税されている。

76. 収益を経済活動の指標とすることの主なデメリットは、企業の収益が比較的変動しやすく、グループがコントロールできる範囲に限界があるということである。つまり、収益ベースのルールの下では、企業が毎年認められる純支払利子のレベルを予測することが困難になる可能性がある。このため、企業は、利子費用を損金算入できる限度がわからない場合、長期プロジェクトの借入の費用を算定することが困難になる可能性がある。上記の問題は、ベストプラクティス・アプローチを設計する中で、ある程度対処することができる。例えば、企業がある程度の期間の収益の平均値で経済的活

動を計測することを認めるか、企業が損金算入を否認された支払利子と損金算入余裕枠を繰延べすることを認めるのである。上記の取組みについては、第8章で検討する。

77. 収益の変動のある特定の側面では、企業がマイナスの収益（赤字）の立場に置かれる可能性がある。収益ベースの取組みの下では、赤字を抱えた企業は、当期には純支払利子を損金算入できなくなる。つまり、原則的には、損失を抱えた企業は、利子の損金算入を否認される結果として、納税を求められる可能性がある。しかし、このリスクは、用いる収益の定義と当該定義が税務情報又は会計情報に基づいているか否かにより、場合によっては軽減できる可能性がある。損金算入を否認された支払利子を繰越すなどの他のメカニズムによれば、赤字の企業が利子の損金算入の利益を保持し、黒字に転換したときに税控除を主張できるようになるはずである。

### 収益の定義

78. 用いる収益の定義に関しては、EBITDAと利払前・税引前利益（EBIT）が両方とも可能性のあるオプションである。いずれの場合にも、資本参加免税から利益を得る支店利益又は配当所得などの非課税所得は、収益の算定に含めるべきではない。本報告の主題であるBEPSの問題に対処するため、課税すべき支店利益と配当所得についても、外国の税額控除によって課税から保護されている範囲で適切な調整を行うべきである<sup>1</sup>。EBITDAは、収益ベースの基準を有する各国が現在用いている収益の最も一般的な指標である。EBITDAは、一般的な損益計算書の現金で支払われない2つの主要な費用（固定資産の減価償却と無形資産の償却（アモチゼーション））を除外することによって、企業が利子を支払う義務に応える能力の基準となっている。EBITDAは、収益の指標でもあり、企業が合理的に負担できる利子支払額を決定する際に貸主が用いることが多い。他方、EBITDAを用いると、固定資産投資のレベルが高い部門で事業を行う企業を優遇する可能性がある。EBITDAは工場や機械への投資といった資産化された費用の償却を含まないが、他の部門の企業の費用ベースの大部分を占める売上原価を考慮しているためである。データによれば、全ての産業部門にわたって、連結財務諸表から得た情報に基づく総利子／EBIT比率の平均値は、総利子／EBITDA比率の平均値より約40%も多い。ただし、様々な産業部門の間で著しい変動がある可能性がある。

### 資産価値を用いた経済活動の計測

79. 資産ベースの取組みで経済活動を計測する主要なメリットは、一般に、資産価値は通常安定度が高いということである（再評価と償却の場合、資産が会計規則に基づき公正価値で計上される場合を除く）。つまり、グループ内の経済活動を計測する基礎として資産価値を用いると、利用できる利子控除のレベルに対する制限が比較的安定し、予測可能になるはずである。グループにとっては確実性が向上し、コンプライアンス・コストも軽減できると考えられる。さらに、資産価値に基づく取組みであれば、損失を抱えた企業でも純利子支払額を損金算入できることになるが、これは収益ベースの取組みの下では不可能であると思われる。

80. 企業の経済活動の正確な指標を提供するため、資産ベースのルールではグループの価値創造を牽引する資産の価値を考慮すべきである。上記の資産は、土地と建物、工場と設備、無形資産、利子以外の所得が生じる金融資産などを含むと考えられる。ただし、非課税所得が生じる資産（非課税の配当が生じる株式保有など）は除く。しかし、固定比率ルールを適用する上で資産ベースの取組みを取り巻く主要な問題は、上記の種類の資産のそれぞれを評価する、一貫した受け入れ可能なモデルを実現するということである。土地と建物、工場と設備などの有形資産に関して、資産の市場価格を

用いる要件は非現実的であり、グループに過度のコンプライアンス上の負担を課すことになる。しかし、償却取得原価による評価は、例えば減価償却期間や再評価と償却の時期など、資産の保有年数次第で不整合が生じ、経営陣の意思決定の影響も受ける。取得原価は、グループの経済活動に貢献する資産の実際の価値を表すようにも思えない。商標や特許などの無形資産は、グループの最も価値ある資産となる可能性がある。しかし、会計基準では、グループ内部で無形資産を創造した場合は特に、当該無形資産を貸借対照表で認識できるようになる前にグループに厳しい要件を課すことが多い。つまり、会計上資産価値に基づいて利子の損金算入を制限する取組みでは、多数の大規模なグループに対して、グループの最も価値ある資産を直接には考慮しないことになる（無形資産は、収益を生じる範囲内で間接的に反映される可能性はあるが、当該収益は分配されずに自己資本内の内部留保に含まれる）。会計基準により資産の取扱いが異なる具体的な領域は、金融派生商品の残高を含む金融資産の認識についてであり、特に、総残高又は純残高に基づくポジションをグループが報告することができるかについてである。その結果、グループの総資産価値に著しい相違が生じ、会計基準のいくつかがグループの経営陣の裁量に委ねられている状況では、対応する条件に左右される。この問題は、資産価値に基づいて固定比率ルールを適用する際に特に問題になる。上記の場合、基準固定比率が適用される資産価値は、様々なグループが適用する会計基準と方針によっては著しく異なる可能性があるためである。資産の認識と評価に関する懸念は、企業とグループのレベルに一貫した取組みを行う限り、グループ比率ルールを適用する際にはあまり問題にならないと思われる。

## 取組みの提案

81. 上記の要因全てを考慮すると、大多数の分野かつ異なる国で事業を行うグループにとっては、固定比率ルールを適用する上で、収益が経済活動の最も適切な指標であるように思える。グループ比率ルールを適用する際には、収益ベースの取組みと資産ベースの取組みとの相違はそれほど大きくはない。上記のことは、本報告で定めるベストプラクティス・アプローチに反映されている。
82. 固定比率ルールでは、EBITDA を用いて収益を計測すべきであることを勧告する。しかし国は、ルールの他の要素が本報告のベストプラクティスに合致する限り、EBIT を用いて収益を計測する固定比率ルールを適用することができる。国が EBIT に基づく固定比率ルールを適用する場合、用いる純利子／EBIT 比率の基準値は、第 6 章で述べる適切な純利子／EBITDA 比率の基準値に相当すべきであり、第 6 章の要因に基づいた範囲内で特定の国が置かれる位置を考慮すべきである。純利子／EBIT 比率の基準値が純利子／EBITDA 比率に相当するか否かを検討する際、国は、自国の経済における主要な部門の EBIT と EBITDA の数字の平均値の相違を考慮すべきである。
83. 特定の国の経済が多額の資本を投じたグループに大きく依存しており、当該グループの活動が長期の減価償却期間を有する有形固定資産に依拠している場合でも、収益は、固定比率ルールを適用する上で経済活動の適切な指標となるはずである。しかし、上記の場合は、受け入れ可能な代替手段として、資産価値を例外的に用いることができる。国が資産価値に基づく固定比率ルールを適用する場合、当該ルールの他の要素は、ベストプラクティス・アプローチに合致すべきである。例えば、当該ルールを適用し、国内又は他の国に立地する第三者とグループ企業に支払うべき純支払利子を制限すべきである。評価に含まれる資産には、グループの経済活動を牽引する主要な種類の資産を含むべきであるが、資本参加免税を得られる配当などの非課税所得が生じる資産は除外すべきである。資産価値は、会計上又は税務上の数値に基づくことができるが、一貫して適用しなければならない。純利子／資産比率の基準値は、第 6 章で述べる適切な純利子／EBITDA 比率の基準値に相当すべきであり、第 6 章の要因に基づいた範囲内で特定の国が置かれる位置を考慮すべきである。純利子／資産比率の基

準値が純利子／EBITDA 比率に相当するか否かを検討する際に、国は、影響を受けるグループの数と損金算入を否認される純支払利子の全般的なレベルを考慮することができる。

84. 国が収益に基づく固定比率ルールとグループ比率ルールを適用する場合、EBITDA 又は EBIT のいずれかを両方のルールに用いることを勧告する。第 7 章で述べるとおり、国は、資産価値に基づくグループ比率ルールとともに、収益に基づく固定比率ルールを適用することもできる。ただし、企業が、関連する財務比率（自己資本／総資産など）がそのグループのグループ比率の範囲内であることを立証できる場合にのみ、グループ比率ルールにおいてその企業に基準固定比率を超えることを認める。

#### 脚注

<sup>1</sup> 支店利益が資本参加免税から利益を得る場合、企業の EBITDA 又は EBIT から、支店の EBITDA 又は EBIT に相当する金額を差し引くべきである。支店利益が課税される場合、企業の EBITDA 又は EBIT から、支店利益が税額控除によって課税されなかった割合に合わせて、支店の EBITDA 又は EBIT の一部に相当する金額を差し引くべきである。例えば、ある考えられる取組みの下で、支店利益に対する企業の納税義務の 25%が税額控除によって課税されなかった場合、企業の EBITDA 又は EBIT から、支店の EBITDA 又は EBIT の 25%に相当する金額を差し引くべきである。

## 第6章

### 固定比率ルール

#### 固定比率ルールの目的

85. 固定比率ルールの根底にある前提是、企業が EBITDA の特定の割合まで支払利子を損金算入することができるべきであり、企業の利益の一部は引き続き国内で確実に課税すべきであるということである。固定比率ルールは、多国籍グループの企業、国内のグループの企業、独立した企業を含む全ての企業に適用することができる。根底にある基準固定比率は、国の政府が決定し、企業又はグループの実際の借入にかかわらず適用される。第三者、関連者<sup>1</sup>とグループ企業に支払われる利子は、当該固定比率まで損金算入することができるが、企業の比率が当該基準値を上回る場合、利子の損金算入は否認される。

86. 固定比率ルールの主な長所は、会社が適用し、税務当局が管理することが比較的簡単であるということである。他方、固定比率ルールは、異なる部門で事業を行うグループが異なる金額の借入を必要とし、部門内部でも租税以外の理由で異なる資金調達戦略を採用する可能性があるという事実を考慮しない。固定比率ルールを異なる部門のグループにそれぞれに適用する場合、特に部門を容易に定義することができないか、グループが複数の部門にわたって活動しているときは、ルールの管理がさらに複雑になることは避けられない。第4章で述べる一定の公益プロジェクトの資金調達の利息を除外するオプションによって、いくつかの企業の上記の問題には対処できるようになる。しかし、一般には、国は同一の基準固定比率を用いて、全ての部門のグループ（銀行部門と保険部門のグループを除く。この部門については第10章で検討し、特別ルールを検討することになる）に固定比率ルールを一貫して適用すべきである。

87. しかし、一定の部門のグループは、地代から利益を得て高レベルの EBITDA を生み出すことができ、本報告で述べる一般的な取組みの下では、比較的高レベルの純利子の損金算入が生じる可能性がある。したがって、国は上記の部門のグループに対し固定比率ルールをさらに厳しく適用することを選択できる。例えば、地代から利益を得る部門のグループに、より低い基準固定比率を適用するか、企業の EBITDA の算定を調整して地代の影響を除去することができる。

#### 固定比率ルールの運用

88. 固定比率ルールは、あらかじめ定めた基準固定比率を企業又は国内のグループの収益に適用し、損金算入できる支払利子の最高限度を算定する<sup>2</sup>。固定比率ルールに基づき損金算入が否認される支払利子の額を算定するには、次の3つの段階を踏む。第1に、EBITDA の適切な指標を算定する。第2に、法定の基準固定比率を企業の EBITDA に適用し、損金算入できる支払利子の最高限度を決定する。第3に、当該最高限度を企業の実際の支払利子と比較する。EBITDA の算定は、当該ルールを適用する国の課税ルールに基づいて決定した価値に基づくべきである。税務上の数字を用いて企業の

EBITDA を算定することには、いくつかの長所がある。第 1 に、ルールをある程度容易に適用して監査できるはずである。第 2 に、税務上の数値を用いると、EBITDA がマイナスの企業が利子の損金算入を否認される結果として納税を求められるリスクを軽減できる。最後に、利子の損金算入を課税所得にリンクすれば、グループが国内の課税所得のレベルを上げずに純利子の損金算入の限度だけを上げることがさらに困難になる。

#### 第1段階：収益の指標の算定

89. 企業の EBITDA は、企業の課税所得に対して、次に掲げる事項の課税価格を戻して算定する。すなわち、(i) 第 2 章で定義する純支払利子と利子の支払に相当する純支払、(ii) 減価償却とアモチゼーションである。非課税の配当所得又は非課税の海外収益などの非課税所得は、企業の EBITDA の数字の一部にはならない。非課税の配当所得を除外する背後にある理論的根拠は、行動 4 で述べるアウトバウンド投資シナリオに関連する懸念に対処するためである。

#### 第2段階：法定の基準固定比率の収益への適用

90. 企業の EBITDA の算定に続いて、法定の基準固定比率を EBITDA の数字に適用する。適用の結果として、企業が税務上損金算入することができる支払利子の最高限度額を決定する。

#### 第3段階：損金算入できる支払利子の限度額と実際の支払利子との比較

91. 最終段階では、企業が税務上損金算入することができる限度額を、企業の実際の純支払利子と比較する。

92. 認められる限度額を上回る純支払利子は、損金算入を否認される。固定比率ルールが実際にいかに機能し得るかについては、付録 D に事例 4 として概要を記載する。上記の事例では、固定比率ルールを国内のグループのレベルに適用する場合の潜在的なメリットとデメリットについても明らかにする。

#### 基準固定比率の設定

93. 実際の固定比率ルールでは、国は、BEPS に対処するために適切なレベルの基準固定比率を設定する必要がある。同時に、次の両方の点に関して各国異なることが認められている。1 つは各国の経済環境であり、もう 1 つは利子を利用した BEPS のリスクに特に対処する他の目的を絞った課税ルールの存在である。投資を呼び込む各国の競争力に影響を与える可能性のある多くの要因があり、これには税率、課税ベースの構成、利子の損金算入ルールなどが含まれる。したがって、合意されたベストプラクティス・アプローチがなければ、各国が競争力上の懸念に駆り立てられて、高レベルの基準固定比率を採用し、支払利子の損金算入を増やすことを認め、BEPS に対処するルールの有効性を減退させてしまうことが考えられる。

#### 基準固定比率の範囲

94. 基準固定比率を設定する取組みを各国間で調整して BEPS のリスクに対処し、各国が駆り立てられて高過ぎるレベルの比率を適用して BEPS のリスクに対処できなくなるリスクを軽減するため

に、各国がベストプラクティス・アプローチの幅又は「範囲」内で自国の基準固定比率を設定することを勧告する。

95. ベストプラクティス・アプローチの範囲を設定する主要な目的は、以下に述べる基準固定比率の幅を特定することである。

- 大多数のグループが純第三者支払利子に相当する金額を損金算入することができる（純支払利子は会計上の EBITDA に従ってグループ中に広がっていると仮定する）。
- グループが、グループの純第三者支払利子を超えて純利子の損金算入の総額を主張するため用いることのできるグループ内の支払利子の範囲を制限する。

96. 経済産業諮問委員会 (BIAC) と PricewaterhouseCoopers (PwC) から OECD に提供された財務データ<sup>3</sup>は、基準固定比率が異なるレベルに設定された場合についての、EBITDA がプラスで原則的には純第三者支払利子に相当する金額を損金算入することができると考えられる、上場されている多国籍グループの割合を明らかにしている。上記では、グループの純支払利子は EBITDA に従ってグループ中に広がっていると仮定している。EBITDA がマイナスのグループは上記の分析には含まれていない。EBITDA がマイナスの企業に及ぼす固定比率ルールの影響は同一であり、基準固定比率が設定されるレベルには関わらないためである。以下の数字は 2009~2013 年までの期間の平均の数値に基づいている<sup>4</sup>。

- 基準固定比率が 10% の場合、上記のグループの 62% が、原則的には純第三者支払利子の全額を損金算入できる。
- 基準固定比率が 20% の場合、上記のグループの 78% が、原則的には純第三者支払利子の全額を損金算入できる。
- 基準固定比率が 30% の場合、上記のグループの 87% が、原則的には純第三者支払利子の全額を損金算入できる。
- 基準固定比率が 40% の場合、上記のグループの 91% が、原則的には純第三者支払利子の全額を損金算入できる。
- 基準固定比率が 50% の場合、上記のグループの 93% が、原則的には純第三者支払利子の全額を損金算入できる。

97. 基準固定比率が 30% を上回ると、純第三者支払利子の全額を損金算入できるグループが増加する比率は緩やかにしか増加しなくなる。しかし、このレベルでは、かなりの割合のグループが、純第三者支払利子を上回る純利子の損金算入を主張するために、グループ内の借入のレベルを引き上げたいと考える可能性がある。例えば、前項で述べた財務データに基づくと、EBITDA がプラスの上場されている多国籍グループの約半数で、純第三者利子/EBITDA 比率が 5% 以下である。したがって、基準固定比率が 30% の場合、グループ内借入を用いることを妨げる障害が何もないと仮定すると、上記のグループが実際の純第三者利子の 6 倍まで損金算入できるというリスクが存在する。上記のリスクは、基準固定比率をこのレベルより高く設定するとさらに増大する。上記の分析に基づき、大半のグループに純第三者支払利子の損金算入を認めるとする目標とグループが当該金額を超える損金算入

を行うリスクを制限するという目標とのバランスをとるために、純利子／EBITDA 比率に基づく固定比率ルールを適用する各国が自国の基準固定比率を 10～30% の範囲内に設定することを勧告する。第 11 章で定めるとおり、上記の範囲はベストプラクティスの最初の見直しを受けて改正することができ、2020 年末までには完了する予定である。

98. ベストプラクティスの範囲内では、EBITDA がプラスの大多数のグループは、原則的には純第三者支払利子の全額を損金算入できるはずである。国は、企業がもたらす BEPS のリスクが低い場合には、ベストプラクティス・アプローチの他の要素を盛り込んで、基準固定比率を上回る純第三者利子／EBITDA 比率のグループの企業が、さらに純支払利子を損金算入できるようにすることもできる。例えば、グループの純第三者利子／EBITDA 比率の方が高い場合は、グループ比率ルールを用いて、基準固定比率を上回る企業がグループの純第三者利子／EBITDA 比率のレベルまでさらに純支払利子を損金算入することを認めることができる。国は、デミニマス基準を適用して、純支払利子が低い企業を固定比率ルールとグループ比率ルールの範囲から除外することもできる。

#### **基準固定比率を設定する際に各国の補助となる要因**

99. 各国が基準固定比率を 10～30% の範囲内に設定することを勧告する。しかし、法的枠組みと経済的状況に関して、各国は異なっているということを認めるべきである。したがって各国は、BEPS に対処するのにふさわしい範囲内で基準固定比率を設定する際に、以下に掲げるような多数の要因を考慮すべきである。

- 1) 固定比率ルールをグループ比率ルールと組み合わせて運用するのではなく単独で運用する場合、国は適用する基準固定比率を上げることができる。
- 2) 損金算入余裕枠の繰越し又は損金算入を否認された支払利子の繰戻しを認めない場合、国は適用する基準固定比率を上げることができる。
- 3) 行動 4 に基づき対処すべき BEPS のリスクに特に対処する他の特別ルールを適用する場合、国は適用する基準固定比率を上げることができる。
- 4) 他国と比べて金利が高い場合、国は適用する基準固定比率を上げることができる。
- 5) 憲法上又は他の法的理由（例えば、EU 法の要件）により、法的に同等とみなされる様々なタイプの企業に同一の取扱いを適用すべき場合、当該企業がもたらすリスクのレベルが異なる場合でも、国は適用する基準固定比率を上げることができる。
- 6) 国は、企業グループの規模次第で、異なる基準固定比率を適用することができる。

100. 上記の要因については、以下でさらに詳細に検討する。

**固定比率ルールをグループ比率ルールと組み合わせて運用するのではなく単独で運用する場合、国は適用する基準固定比率を上げることができる**

101. 国が固定比率ルールをグループ比率ルールとともに運用する場合、固定比率ルールを上回る企業は、グループの関連する財務比率までさらに純支払利子を損金算入することができる可能性がある。したがって、国は、適用する基準固定比率のレベルを下げ、グループ比率ルールに依拠して、高

額の借入を行うグループの企業に対する固定比率ルールの影響を和らげることができる。他方、国は、固定比率ルールをグループ比率ルールなしで導入する場合、適用する基準固定比率を上げることができる。

**損金算入余裕枠の繰越し又は損金算入を否認された支払利子の繰戻しを認めない場合、国は適用する基準固定比率を上げることができる**

102. 損金算入余裕枠とは、企業の純利子の損金算入が固定比率ルールに基づいて許容される限度額を下回る場合の当該下回る金額のことである。第8章で検討するとおり、国が損金算入余裕枠の繰越しを認める場合、企業の純支払利子を増やすかEBITDAを減らすことによって、現金化できる税金資産が生じる可能性がある。上記の行為は、BEPSに対処するためのルールで推奨すべきではないため、国は、損金算入余裕枠の繰越しを認める場合、適用する基準固定比率を下げて上記の動機を抑えるべきである。同様に、国は、損金算入を否認された支払利子の繰戻しを認めて同一のリスクが生じる場合も、適用する基準固定比率を下げるべきである。上記の要因にどの程度重点を置くべきかについては、国が、第8章で検討する制限を組み込む範囲で決まる。損金算入余裕枠の繰越しも損金算入を否認された支払利子の繰戻しも認めない場合、国は適用する基準固定比率を上げることができる。

**行動4に基づき対処すべきBEPSのリスクに特に対処する他の特別ルールを適用する場合、国は適用する基準固定比率を上げることができる**

103. 行動4は、過度な利子の損金算入を行うか、又は所得控除や所得の繰延べを生み出すための、第三者、関連者やグループ内の利子（経済的に利子に相当する支払を含む）を用いたBEPSを防止するため、ルールの設計におけるベストプラクティスを策定することに焦点を合わせている。ベストプラクティス・アプローチの勧告には、本章で述べる固定比率ルールが含まれるが、上記のリスクのいくつかに対処する際には、他の特別利子制限ルールも有効になる可能性があることが認められている。例えば、国は、非課税の所得を取得するために用いる全ての支払利子の損金算入を否認する特別ルールを持つことができる。国が、行動4に基づき対処すべきBEPSのリスクに特に対処する特別ルールを持ち、実際に適用する場合は、固定比率ルールに対するプレッシャーが弱まり、適用する基準固定比率を上げることができるようにになる。上記の要因によって基準固定比率をどの程度まで上げられるかについては、行動4での的を絞った、利子を利用した特定のBEPSのリスクに対処できる範囲で決まる。行動4での的を絞ったBEPSのリスクに特に対処する他のルールを持たない場合、国は適用する基準固定比率を下げるべきである。

**他国と比べて金利が高い場合、国は適用する基準固定比率を上げることができる**

104. 国内で第三者借入を行う企業の純利子／EBITDA比率は、国の金利のレベルなど、いくつかの要因の影響を受ける可能性がある。国は、自国の金利が他国と比べて高い場合、適用する基準固定比率を上げることにより、当該事実を認めることができる。上記のことは、金利の高い国で事業を行う企業を優遇するためではなく、単に、上記の企業の資金調達のコストが高くなる可能性が高いという事実を認めているだけである。上記の要因によって基準固定比率をどの程度まで上げられるかについては、他国の金利を上回る程度によって決まる。しかし、金利の高い国でも、適用する基準固定比率を低くすることができる。例えば、国が国家間の金利差にさらされる可能性が低い大規模なグループの企業を含む全ての企業に同一の基準固定比率を適用する場合、比率を設定する際に自国の高金利を考慮することが適切ではないという結論を下すことができる。国は、他国に比べて金利が低い場合、

適用する基準固定比率を下げるべきである。国は、自国の金利を他国と比べる際、中央銀行の利率、長期国債の利率、信用格付けの高い企業（例えば「A」以上の信用格付けに相当する）の社債の平均利率といった関連する1つ以上の利率を考慮することができる。特定の金利が高いか低いかについての判断は、他国と比較して行わなければならず、金利の動きに合わせて徐々に変動する。現在のところ、長期国債の利率が5%を上回れば高いとみなすことができるとされている。

憲法上又は他の法的理由（例えば、EU法の要件）により、法的に同等とみなされる様々なタイプの企業に同一の取扱いを適用すべき場合、当該企業がもたらすリスクのレベルが異なる場合でも、国は適用する基準固定比率を上げることができるとされる

105. 第3章で定めるとおり、利子を利用したBEPSの主要なリスクは、多国籍グループの企業がもたらす。したがって、ベストプラクティス・アプローチの中で、国は当該企業に対する固定比率ルールの適用を制限することができる。しかし、場合によっては、憲法上又は法律上の要件によって、国は、利子を利用したBEPSのリスクをあまりもたらさないと考えられる国内のグループの企業や独立した企業を含む、法的に同等とみなされる他の企業に固定比率ルールを適用することを求められることもある。上記の場合、国は、BEPSのリスクをあまりもたらさない企業を含む、法的に同等とみなされる企業に同一の取扱いを適用することを求められることから、適用する基準固定比率のレベルを認められる範囲内で上げることができる。かかる状況の下で、国は、あまりリスクをもたらさない企業に対しても適用することになるにもかかわらず、利子を利用したBEPSに確実に対処するために、適用する比率を下げる代わりに決定することもできる。

国は、企業のグループの規模次第では、異なる基準固定比率を適用することができる

106. 一般に、大規模なグループの企業は、第三者借入を行う際に他の企業とは異なる立場をとる。例えば、大規模なグループは、集中的に第三者借入を行う可能性が高く、世界的な資本市場にアクセスしやすく、貸主に対してさらに強力な交渉力を持つことができる。大規模なグループはまた、洗練された財務機能を持ち、利子費用を含むグループの財務状況を管理することも多い。上記のことは、大規模なグループの企業への固定比率ルールの適用について他の企業と比べた場合に、2つの重要な意味を持つ。

- 第1に、行動4に関する公開の意見聴取の期間にOECDに提供された財務データの分析によると、大規模なグループは、他のグループと比べて純第三者利子/EBITDA比率が低くなる傾向があることがわかる。例えば、基準固定比率が30%の場合、時価総額50億ドル以上でEBITDAがプラスの上場されている多国籍グループのうち、約95%が純第三者支払利子の全額を損金算入することができるが、これに対して全ての規模のグループでは約85%である。したがって、国は、公平な競争の場を作り上げるために、大規模なグループの企業に一定の基準固定比率を適用し、他の企業にはそれより高い基準値を適用することができる。
- 第2に、大規模なグループは、集中的に第三者借入を行う可能性が高いことから、事業を行う各国の金利差にさらされる可能性が低い。したがって、国は、大規模なグループに適用する基準固定比率を設定する際に、自国の金利が他国より高いか低いかを考慮すべきではない（すなわち、上記の要因の4を考慮すべきではない）。

107. 国が大規模なグループの企業に他の企業とは異なる基準固定比率を適用する場合、大規模なグループの定義は、自国の企業を含む国内のグループだけではなく、企業の全世界のグループの立場に基づくべきである。上記で述べたデータでは、大規模なグループを時価総額に基づいて定義したが、当該定義を基準固定比率の設定に用いることは勧告しない。なぜなら、非公開で保有されるグループには時価総額に基づく定義は適用できないし、公開で保有されるグループについては、時価総額はグループの経済活動のレベル以外の多数の要因に左右されるからである。したがって、国による大規模なグループの定義は、連結収益又はグループの資産に基づくべきであることを提言する。グループの連結収益又は資産に関する情報は、グループの連結財務諸表から、又は連結財務諸表を作成していない場合はグループの企業から直接に取得することができる。国別報告書において提供される情報（「Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting（移転価格文書化と国別報告書）」（OECD、2015年））をリスク評価のツールとして用いて、上記の基準を上回る可能性のあるグループを特定することができる。ただし、適用する基準固定比率を下げるために、上記の情報だけを用いるべきではない。国は、大規模なグループの企業と他の企業に異なる基準固定比率を適用する場合、合併や資本の減少などを通じて基準を跨ぐグループに適応する規定を定めるべきである。かかる移行規定を最長で3年まで利用できるようにし、グループに資本構造を調整する機会を与えるべきである。

#### 考慮することができる他の要因

108. 基準固定比率を10～30%までの範囲内で設定する際に、各国は、以下に述べるような他の関連する要因を上記の要因に加えて考慮することもできる。

- 純支払利子又は負債のレベルが高い場合でも、それが経済的方針又は事業方針によるものであり、BEPSを引き起こさないことがデータによってわかる場合、認められる範囲内で適用する比率を上げることができる。
- マクロ経済政策を適用して BEPS に関連しない第三者貸付を奨励し、投資（例えば、インフラへの投資）を増大させる場合、認められる範囲内で適用する比率を上げることができる。
- 自国で事業を行う国内のグループの対外的ギアリングか多国籍グループの全世界的ギアリングに関する国内のデータによって正当化できる場合、国は認められる範囲内で適用する比率を上げることも下げることもできる。上記の国内データは、例えば、会計上の数値ではなく租税に基づくことができる。
- 利子を利用した BEPS に対処するために、さらに厳しい取組みを適用することを望む場合、国は認められる範囲内で適用する比率を下げることができる。

109. しかし、以下に述べるような本報告に合致しない要因、競争問題を持ち込む要因、自国における利子を利用した BEPS のリスクのレベルを考慮しない要因については、いかなるものも考慮すべきではない。

- 他国と比べて純支払利子や負債のレベルが高く、そこに税以外の理由がない場合、国は適用する比率を上げるべきではない。
- 国は、寛大な利子制限ルールを通じて国際的な投資を国内に呼び込む政策のために、適用する比率を上げるべきではない。

## **ベストプラクティスの範囲内における基準固定比率の設定要因の適用**

110. 国が本章の要因を他の関連する要因とともに用いて、勧告する範囲内で基準固定比率を設定することを勧告する。国は、比率を設定する際に要因の適用方法について独自の取組みを策定することができ、これには、要因を適用する範囲次第で各要因に異なる重み付けを適用することも含まれる。いかなる場合でも、国は、認められる範囲内で適用する基準固定比率を下げる選択を行うことができる。

111. 国が要因を用いて、勧告する範囲内で基準固定比率を設定できる方法については、付録Dに事例5として概要を記載する。事例5は、国が本章の要因を適用できる、考え得る方法を明らかにすることを意図しているが、網羅的なものではないため、異なる取組みを用いることもできる。

## **経時的変化**

112. 金利は時とともに変化しており、金利が現在のところは長期的な平均値に比べて低いレベルにあることを考慮すると、基準固定比率は、変化する金利環境を反映する必要があると思われる。しかし同時に、各国は、企業の利子支払能力が金利環境とは無関係であることと、金利が上がれば一般には結果的に負債のレベルが下がるはずであるということを考慮する必要がある。上記の状況の下で、企業の納税者は、金利が歴史的に上昇していた時期の率と比べて低いレベルにある場合に負債を増やすということが学術研究によって判明している(Barryら(2008年))。

113. したがって、各国が基準固定比率を時とともに変更させることは求められていないが、金利に著しい変動がある場合に、各国は比率を変更することを選択できる。例えば、学術研究によると、国の信用格付けは国が支払うべき金利に影響し、社債の信用格付けにも著しい影響を及ぼすとのことである(Borensztein、CowanとValenzuela(2007年))。上記によると、国の信用格付けが著しく変動している場合、基準固定比率も調整される可能性がある。しかし、国は、納税者に安定した基準固定比率を提供するために、例外的な場合に限って変更を行うことを検討すべきである。

114. さらに、国は、基準固定比率を調整することを選択する場合、比率を上げるだけでなく、下げることも保証すべきである。例えば、国が基準固定比率を15%として利子/EBITDAの固定比率ルールを運用しているとする。経済危機の結果、国内の金利が急上昇し、国内の事業者の金利も上昇する。政府は、上記の上昇を反映させるために、基準固定比率を15%から20%に引き上げる。同時に、政府は、金利が危機前のレベルに戻った場合は基準固定比率を自動的に15%に引き下げる規定を設けるというものである。

## **脚注**

<sup>1</sup> 「関連者」の用語は、第9章で定義する。

<sup>2</sup> 第11章には、国が自国の税制の構造に従って、固定比率ルールを国内のグループに適用する際に用いることができる異なる取組みの要約を記載する。

<sup>3</sup> 2014年12月18日、OECDは行動4に関するパブリック・ディスカッション・ドラフトを公表した（パブリック・ディスカッション・ドラフト、BEPS行動4：「Interest deductions and other financial payments（利子控除及び他の金融上の支払）」、[www.oecd.org/ctp/aggressive/discussion-draft-action-4-interest-deductions.pdf](http://www.oecd.org/ctp/aggressive/discussion-draft-action-4-interest-deductions.pdf)を参照）。応答の一環として、BIACは、PricewaterhouseCoopers（PwC）が行った公開企業の純利子／EBITDA比率に関する分析に基づく財務データを提供した（「パブリック・ディスカッション・ドラフト、BEPS行動4：「Interest deductions and other financial payments（利子控除及び他の金融上の支払）」に関する受領したコメント第1部」、179ページ、[www.oecd.org/ctp/aggressive/public-comments-action-4-interest-deductions-other-financial-payments-part1.pdf](http://www.oecd.org/ctp/aggressive/public-comments-action-4-interest-deductions-other-financial-payments-part1.pdf)を参照）。パブリック・コンサルテーションに続いて、PwCが最新の数字を提供したので、付録Bに記載する。

<sup>4</sup> 付録B表B.3参照。

## 参考文献

- Barry, C.B. ら (2008 年) 、「Corporate debt issuance and the historical level of interest rates (企業の借入額と金利の歴史的レベル)」、*Financial Management*、第 37 卷、Financial Management Association International、413～430 ページ
- Borensztein, E.、K. Cowan と P. Valenzuela (2007 年) 、「Sovereign Ceilings "Lite"? The Impact of Sovereign Ratings on Corporate Ratings in Emerging Market Economies (ソブリン格付けは「低い」か? ソブリン格付けが新興市場経済における企業格付けに及ぼす影響)」、IMF ワーキング・ペーパー、No. 07/75、国際通貨基金、ワシントン DC
- OECD (2015 年) 、「Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting (移転価格文書化と国別報告書)」、OECD・G20BEPS プロジェクト、OECD 出版

## 第7章

### グループ比率ルール

#### グループ比率ルールの目的

115. 勧告する固定比率ルールに基づき、企業や国内のグループは、EBITDA の固定比率まで純支払利子を損金算入することができる<sup>1</sup>。しかし、固定比率ルールでは、異なる部門のグループが異なる借入を行う可能性があり、部門の歪みがない場合でも単にさらなる高額の借入を行うグループもあるという事実を考慮していない。したがって、固定比率ルールが単独で導入される場合、純第三者利子／EBITDA 比率が基準固定比率を上回るグループは、純第三者支払利子の全額を損金算入することはできないと考えられる。さらに高額の借入を行うグループに及ぼす影響を軽減するために、各国が第6章で述べる固定比率ルールをグループ比率ルールと組み合わせることを検討することを勧告する。上記の組合せによって、高額の借入を行うグループは、固定比率ルールに基づいて認められる金額を上回る純支払利子を、全世界のグループの関連する財務比率に基づいて損金算入することができる。つまり、基準固定比率を特に大規模な多国籍グループの企業に対して低く保つことができ、固定比率ルールが BEPS に対処する上で確実に有効になるようにするとともに、グループ比率ルールによって、固定比率ルールの立場を考慮しない運用の埋合せをするのである。

116. グループ比率ルールは、別個の追加の規定とするか、又は固定比率ルールを含む全般的なルールの不可欠な部分として導入することができる。例えば、国が企業の純利子／EBITDA 比率に基づく取組みを適用する場合、单一のルールで、企業が基準固定比率とグループの比率のうちの高い方まで損金算入できると規定することができる。固定比率ルールとグループ比率ルールを個別に実施するか单一のルールの一環として実施するかは、国が様々な要素をいかに運用しようとするかによって決まると考えられる。例えば、国が、税務上の数値に基づく企業の EBITDA の同一の算定と、同一の繰越し／繰戻しの規定を固定比率とグループ比率の両方の要素に用いるべきであると判断する場合は、2つの部分から成る单一のルールの方が適用しやすいと考えられる。

117. 本章で述べるベストプラクティス・アプローチは、グループの純第三者利子／EBITDA 比率の方が高い場合に、基準固定比率を上回る企業がグループの純第三者利子／EBITDA 比率まで純支払利子を損金算入することを認める。企業の純利子／EBITDA 比率がグループの純利子／EBITDA 比率を上回る場合、企業は、グループの純利子／EBITDA 比率まで損金算入することを主張することができる。基準固定比率とグループの比率の両方を上回る純支払利子に限り、損金算入を否認されるべきである。純第三者利子／EBITDA 比率に基づくルールは、BEPS に対処する上で有効であるはずだが、グループによっては法律上又は事実上の制約を受けて、各企業の純支払利子と EBITDA を一致させることを制限されている場合があることが認識されている。当該グループについては、第三者支払利子の増額の適用（以下の「純第三者支払利子の算定」に関する項で検討する）や繰越し／繰戻し規定（第8章で検討する）など、ベストプラクティス・アプローチの中の要素によって、上記の制約の影響を軽減できる場合もある。上記の形態のグループ比率ルールによって、基準固定比率を上回る企業

がグループの純第三者利子／EBITDA 比率までさらに純支払利子を損金算入することをいかに認めるかについては、付録 D に事例 6 として簡単な概要を記載する。現在まで、上記の取組みに基づくグループ比率ルールを適用している国はないことが認識されている。したがって、本報告では、純第三者利子／EBITDA 比率を用いたグループ比率ルールの枠組みを定めるが、かかるルールの設計と運用について引き続き技術的作業を行い、2016 年中に完了する予定である。

#### **異なるグループ比率ルールを適用するかグループ比率ルールを適用しないオプション**

118. いくつかの国では、現在、自己資本／総資産などの資産ベースの比率を用いて、固定比率ルールをグループ比率ルールと組み合わせて適用している。例えば、フィンランドとドイツで適用されている「エクイティ・エスケープ」ルール（付録 C で述べる）の下では、企業が、自社の自己資本／総資産比率がグループの自己資本／総資産比率と（多少の誤差の範囲内で）等しいか又は上回っていることを示すことができれば、純利子／EBITDA に基づく固定比率ルールは適用されない。上記の取組みでは、多くのグループにとって結果がさらに厳しくなる。企業がグループよりも高額の借入を行う場合、企業には引き続き固定比率ルールが適用されるが、本章で述べる純第三者利子／EBITDA ルールに基づき、基準固定比率とグループの比率の両方を上回る純利子に限って損金算入を否認されるからである。しかし、赤字の企業にとって、エクイティ・エスケープ・ルールは非常に寛大となる可能性がある。企業は、当該ルールの要件を満たすことを立証できれば純支払利子を損金算入することもできるからである。国が本報告の純第三者利子／EBITDA ルールとは異なるグループ比率ルールを適用する場合、当該国のルールは、企業がグループの関連する財務比率（自己資本／総資産など）に基づく場合に限って基準固定比率を上回ることを認める限り、ベストプラクティス・アプローチに含まれる。

119. 各国が固定比率ルールを単独（グループ比率ルールなし）で適用することを決定する場合がある。国が全ての企業のために借入又は自己資本を用いる資金調達の間の課税の歪みを縮小したいと考える場合もあれば、憲法上その他の理由によって、さらに広範囲のグループの借入の立場を考慮することなく、全ての企業に同一の基準固定比率を適用したいと考える場合もあるためである。グループ比率ルールを適用しない場合、国は、多国籍グループと国内のグループの企業に対して、不適切な差別をすることなく一貫して固定比率ルールを適用すべきである。

120. 国が本章で述べるグループ比率ルールを適用するか、異なるグループ比率ルールを適用するか、又はグループ比率ルールを適用しないかにかかわらず、ベストプラクティス・アプローチには、全ての場合において第 6 章で述べる範囲内で設定し、同章の要因に基づいた基準固定比率を持つ固定比率ルールを含まなければならない。

#### **グループに関する財務情報の取得**

121. グループ比率ルールにおいて、企業は、全世界のグループの純第三者利子／EBITDA 比率を判定できなければならない。つまり、企業は、グループに関する情報を取得しなければならないが、国内の税務当局は当該情報を監査することができ、その結果、他国の税務当局から情報を取得する必要性が減少する。したがって、ベストプラクティス・アプローチの設計では上記の必要性を考慮することが重要であり、そうすることで、グループと税務当局はルールをかなり簡単に適用できるようになる。企業は、グループ比率ルールを適用するために必要なグループに関する情報を取得できない場合でも、固定比率ルールを適用し、基準固定比率までの利子を損金算入することができる。

122. 連結財務諸表からは、全世界のグループに関する最も信頼できる財務情報を得ることができる。したがって、可能な場合、グループ比率ルールを適用するために必要なグループの情報は、グループの連結財務諸表から取得すべきである。国の税務当局は、一般にはグループの財務データの正確性を確認する立場にはないと考えられるため、連結財務諸表を独立の公認会計士に監査してもらうべきであることを勧告する。しかし、国は、財務諸表が何らかの形式による信頼できる独立した確認を受けているか、税務当局が審査をしている場合には、監査を受けていない財務諸表の利用を認めることができる。

123. 少なくとも各国が、国内の一般に認められた会計原則（GAAP）と大規模な上場された多国籍グループが用いる最も一般的な会計基準（すなわち、国際財務報告基準（IFRS）、日本のGAAP、米国のGAAP）に基づいて作成した連結財務諸表を受け入れるべきであることを勧告する。非上場のグループが単一の一式の連結財務諸表を作成し、事業を行う全ての国で用いることができるようするために、各国は、他の会計基準に基づいて作成した連結財務諸表を受け入れることを検討すべきである。しかし、どの会計基準を受け入れるかを判断することは各国に委ねられている（例えば、地理的地域や外国投資の主要な源泉を考慮する）。

124. ほとんどの上場されているグループと多くの非上場のグループについて、監査を受けた連結財務諸表はグループのウェブサイトなどの公開の情報源から入手することができる。その他の場合、連結財務諸表は、グループの企業が直接税務当局に提供する必要がある。場合によっては、税務当局が、適用される国際協定の情報交換規定を用いてグループの親会社の国の税務当局に自国に提供された連結財務諸表が親会社から提供された連結財務諸表と同一であることの確認を求め、グループがそれぞれの国で同一の連結の数字を用いていることを確認することができる。

## グループの定義

125. 連結財務諸表から多国籍グループに関する最も完全で客観的な財務情報を取得できることを考慮すると、グループの現実的で実行可能な定義とは、財務会計上連結されたグループに基づく定義となる。したがって、グループ比率ルールを適用する上で、グループには、親会社と、親会社の連結財務諸表に項目ごとに完全に連結されている全ての企業を含む。

126. 一般に、親会社とは、保有構造における最高レベルの会社であるはずである。グループが異なるレベルで連結財務諸表を作成する場合（例えば、国内の報告や規制目的上）、グループは、最高レベルの会社（すなわち、連結の最高のレベル）が作成する連結財務諸表に基づくことになる。グループは、会社以外の個人又は事業体が率いることはできない。グループには、連結財務諸表に含まれているが、項目ごとに完全には連結されていない企業は含まない。言い換えれば、持分会計や比例連結を用いるか、公正価値で含まれている企業はグループには含まない。限られた状況の下では、企業が会社に支配されても当該会社の連結財務諸表には連結されない場合もある。上記のことは、例えば会社が投資企業で、値上がり益や投資所得のために投資を行い、当該投資を公正価値で報告するような場合に生じる可能性がある。上記の状況の下では、たとえ被支配企業が保有構造の最高レベルの会社ではない場合でも、当該企業は別個のグループ（当該企業自身と当該企業の連結財務諸表に含まれる企業を含む）の親会社となる可能性がある。上記の定義を様々なシナリオの下でいかにグループに適用するかについては、付録Dに事例7として概要を記載する。

127. 第9章で定めるとおり、グループ比率ルールを特別ルールで補完し、グループ外の関連者に支払われる利子を用いてグループ比率ルールが膨張するリスクに対処すべきである<sup>2</sup>。特別ルールは上記のリスクに対する有効な解決策になるはずである。また、関連者に利子の支払をするグループしか、当該ルールに基づく調整を行う必要がないと考えられるという利益もある。しかし、国は、個人又は非法人の共通の支配の下にある関連者など特定の関連者をグループの定義に含めることによって、上記のリスクに対処することを選択できる。当該取組みは、現在、自己資本／総資産比率に基づくグループ比率ルールを適用しているいくつかの国で行われている。国は、関連者に支払われる全ての利子をグループの純第三者支払利子から除外することによって、上記のリスクに対処することもできる（以下の「純第三者支払利子の算定」の項で定めるとおり）。

128. 国がベストプラクティス・アプローチを各企業個別にではなく国内のグループの立場に適用する場合、財務報告上のグループ（広い意味で50%の支配の基準に基づく）と税務上のグループ（通常はさらに高いレベルの支配に基づく）との間の相違に起因する問題に注意を払う必要がある。したがって、グループ比率ルール適用上、国内のグループには、他の税務上グループに含まれない企業も含まれるかもしれない。上記の場合、例えば、連結納税、損失放棄、収益貢献度のルールとの相互作用を検討する必要があると考えられる。上記の問題は第11章で検討する。

### グループ比率ルールの運用

129. グループ比率ルールに基づき損金算入できる利子支払額の判定には、2段階の基準を含む。

#### 1. グループの純第三者利子／EBITDA 比率の算定

$$\text{純第三者支払利子} / \text{グループの EBITDA} = \text{グループ比率}$$

#### 2. 企業の EBITDA へのグループの比率の適用

$$\text{グループ比率} \times \text{企業の EBITDA} = \text{純利子の損金算入限度額}$$

### 第1段階：グループの純第三者利子／EBITDA 比率の判定

130. グループ比率ルール適用の第1段階は、全世界のグループの純第三者利子／EBITDA 比率を算定することである。グループが適用し、税務当局が監査することが可能な限り容易になることを保証するために、ルールは、グループの連結財務諸表から取得できる情報に基づくべきである。

### 純第三者支払利子の算定

131. 第2章で述べたとおり、ベストプラクティス・アプローチは、利子と経済的に利子に相当する支払を利用した BEPS に対処すべきである。会計基準では、グループの金融収益と費用の取扱いが異なっているが、大半の基準では広範な解釈を行い、利子と経済的に利子に相当する支払を含めている。したがって、グループの純第三者利子／EBITDA 比率を算定する際には、純第三者支払利子は財務会計上の数字に基づくべきであることを勧告する。

132. 上記の考え方の下では、グループの純第三者支払利子は、次の3つの方法で算定することができる。これにより正確度は向上するが、それと同時に複雑度も増大する。

#### 方法1：未調整の財務報告上の数字を用いる

133. 純第三者支払利子を算定する最も容易な方法は、グループの連結財務諸表から、収益と費用の数字を調整せずに直接取得することであると考えられる。適用される会計基準や方針によっては、上記の数字は利子所得と費用、金融収益と費用又は類似の用語で計上されている可能性がある。これは簡単に適用できる方法で、多くの場合、重大な BEPS を有効に防止できるはずである。しかし、リスクは依然として残る。つまり、未調整の数字であれば、グループの純第三者支払利子を過大に表現するか過小に表現することができ、その結果、企業の純利子の損金算入の限度が高過ぎる（BEPS が生じる可能性がある）か、低過ぎる（二重課税が生じる）ことになる可能性があるためである。この方法では、グループの純支払利子は、適用される会計基準や、利子所得と費用をグループの損益計算書の異なる項目に盛り込むことによって変動することも考えられる。例えば、場合によっては会計基準上、柔軟性が認められ、一定の収益と費用の項目を連結損益計算書の表面上で営業利益、金融収益と費用、又は別個の項目として認識可能となることもある。最後に、未調整の数字を用いた結果、例えば、IFRS に基づいて連結財務諸表を作成するグループが金融資産と負債の公正価値の変動を金融収益と費用に盛り込む際に、グループの純第三者支払利子が著しく変動する可能性がある。

#### 方法2：一定の金額で調整した財務報告上の数字を用いる

134. 国は、グループの連結財務諸表から調整せずに直接取得した数字を使うのではなく、企業に調整を行うことを要求し、一定の支払を含めるか除外することができる。その結果、ルールは多少複雑にはなるが、会計基準間の相違のいくつかに対処し、第2章で述べた金額をさらに正確に反映すると考えられる。国が純第三者支払利子を判定する際に企業に要求できる調整として、以下の事項が考えられる。

- **経済的に利子に相当しない支払を削除する。**これには(i)配当所得、(ii)金融商品の処分による損益、(iii)金融商品の公正価値による損益、(iv)みなし利子額（利子の実際の支払を含まない）を含む。多くの場合、上記の金額はグループの連結財務諸表で特定されるべきである。
- **資産化利子を加える。**資産化利子は貸借対照表の資産の評価に含まれ、グループの金融費用には含まれない。一般に、1年間に資産化された利子は、グループの連結財務諸表で特定されるべきである。資産化利子の調整は、利子が生じた時期又は関連する資産の全期間にわたる償却をしたときに行う。
- **収益又は費用の異なる区分で認識した利子所得又は費用を加える。**これは総収益に含まれる利子所得、又は売上原価か税の項目に含まれる利子費用を含むと考えられる。場合によっては、上記の金額がグループの連結財務諸表で特定されていない可能性があり、その場合は根底にある財務情報から取得する必要がある。特に上記の支払で純第三者支払利子の総額が増加すると考えられる場合、グループは当該支払をさらに容易に特定するプロセスを導入することができる。

135. 国は、上記の取組みを適用する場合、企業に要求して、それぞれの調整額を独立の公認会計士に確認させることができる。あるいは、税務当局が独自の調査を行い、当該調整を確認することができる。

#### 方法3：方法2で特定した利子と他の支払の財務報告上の評価額を用いる

136. 最も正確だが最も複雑になる可能性のある方法は、グループの連結財務諸表に含まれる金額に基づいて、第2章で定める利子と経済的に利子に相当する支払の定義に含まれる評価額を提供することを企業に要求することであると考えられる。

137. ほとんどの場合、上記の額は、方法2に基づく純第三者支払利子の価値と実質的に同一になるはずである。しかし、グループの金融収益と費用に含まれる項目と、第2章に含まれる定義に含まれる項目との間に相違があり、それが上記の調整に表れていない場合は、上記の取組みによって、さらに正確で的を絞った結果が得られるはずである。他方で、当該純第三者支払利子の価値をグループの連結財務諸表を用いて直接確認することはさらに困難になる可能性がある。そのため、上記の取組みは、国がグループの基礎となる帳簿と記録を監査できる確信がある場合に限って用いるべきである。

#### 方法の提案

138. 純第三者利子所得の算定は、グループの連結財務諸表から取得した数字に基づくべきである。未調整の数字を用いることは、現在は受け入れ可能な方法とみなされているが、純第三者支払利子を過大に表現するか、過小に表現するリスクがある。そのため、ほとんどの国では上記の数字に何らかの調整を行うことを希望する可能性がある。しかし、当該調整は、簡略にするために最小限に抑えるべきである。次の事項について、上記のそれぞれの方法の実現可能性を評価するさらなる作業が必要である。すなわち、異なる会計基準に基づいて作成した財務諸表から、いかに情報を取得することができるか、財務報告上の数字に対する調整をどこで行うか、どの金額を純第三者支払利子に含め、どの金額を除外するかである。

139. 国は、3つの方法全てに基づき、純第三者支払利子に10%までの増額を認めることができる。当該増額によって、グループの実際の純第三者支払利子が全額考慮されないというリスクは軽減すると考えられる。また、グループが長期的にも純支払利子とEBITDAを正確に調整できない可能性があるという制限の影響も軽減すると考えられる。増額をいかに適用することができるかについては、付録Dに事例6cとして概要を記載する。

140. 上記の「グループの定義」の項で検討したとおり、グループ比率ルールの下では、グループの純第三者支払利子が、グループ外の関連者に支払われる利子を用いて膨張する可能性があるというリスクがある。その影響でグループの純第三者利子/EBITDA比率が上昇し、各グループの企業に適用される純利子の損金算入の限度が上昇すると考えられる。国は、関連者に対するあらゆる支払を純第三者支払利子から除外すべきであると規定することによって、上記のリスクに対処することができる。あるいは、国が関連者に対する利子支払を純第三者支払利子に含めることを認める場合、第9章で述べる特別ルールを導入して、上記の支払がBEPSに対処するルールの有効性を減退させるために用いられないことを保証すべきである。

## **グループのEBITDA の算定**

141. EBITDA はグループの経済活動の客観的な指標であり、ほとんどの部門で事業を行うグループに適用することができる（銀行部門と保険部門は例外で、これについては第 10 章で検討する）。EBITDA は、通常はグループの連結財務諸表の表面上には含まれないが、グループ比率ルールの適用上、グループの連結財務諸表から容易に入手できる数字を用いて算定すべきである。

142. ベストプラクティスでは、出発点として、グループの EBITDA を、課税前の利益に純第三者支払利子と減価償却とアモチゼーション（減損費用を含む）を加えたものとすべきである。二重計算を避けるために、純第三者支払利子を調整して資産化利子（又は資産化利子の償却）を含める場合、減価償却とアモチゼーションを調整して資産計上された資産の価値に含まれる利子の償却を表す金額を除去すべきである。グループの EBITDA の定義をさらに正確にするために、さらなる作業を行う予定である。これには、例えば以下に掲げるような項目を除外すべきか否かが含まれる。すなわち、配当所得（さらに、ルールを適用する国で配当を受領した場合に課税されるか否かによって除外が決まるか否か）、純第三者支払利子に含まれない他の金融所得と費用、事業再編や合併に起因する 1 回限りの項目、関連会社と合弁企業（持分会計に基づき連結財務諸表に含まれるが、グループ比率ルール上はグループに属さない）から得た利益の持分などである<sup>3</sup>。

## **第 2 段階：企業の EBITDA へのグループの比率の適用**

143. グループの純第三者支払利子と EBITDA が決まれば、グループの純第三者利子／EBITDA 比率を算定することができる。次に、当該比率をグループ内の個別の企業の EBITDA に適用し、グループ比率ルールに基づいて主張され得る純利子の損金算入に対する制限を判定することができる。ベストプラクティスの中で、国は、企業の EBITDA を税務原則又は会計原則のいずれかを用いて算定すべきことを規定できる。ベストプラクティス・アプローチに基づいて企業の税務上の EBITDA と会計上の EBITDA を判定する方法の概要を以下に示す。当該取組みによって、いかに異なる結果が生じ得るかの概要などを付録 D に事例 8 としてさらに詳細に記載する。

## **企業の税務上の EBITDA の算定**

144. 企業の税務上の EBITDA は、純支払利子、減価償却、アモチゼーションの課税価格を戻した後の課税利益と等しい。当該価格は、ルールを適用する国の課税ルールに基づいて判定される。資本参加免税から利益を得る支店利益又は配当所得などの非課税所得は、税務上の EBITDA に含めるべきではない。本報告の主題である BEPS の問題に対処するためには、課税すべき支店利益と配当所得についても、外国の税額控除によって課税から保護されている範囲で適切な調整を行うべきである。グループの純第三者利子／EBITDA 比率を企業の税務上の EBITDA に適用し、純利子の損金算入に対する税ベースの制限を付与することができる。当該制限を税務上の企業の純支払利子と直接比較し、損金算入できる金額を判定する。

145. 税務原則を用いた EBITDA の判定は、固定比率ルールに基づいて企業の収益を算定するために勧告する取組みに合致している。また、グループが適用し、税務当局が監査することも容易であり、BEPS に対処する取組みとして、企業の利子の損金算入が課税所得のレベルにリンクするという利益がある。つまり、企業の課税所得が会計上の利益より多い場合、企業が支払利子を損金算入する能力もそれに応じて大きくなる。同様に、企業がタックスプランニングを行い、課税所得を削減すれば、純支払利子の損金算入も減らすことができる。国がグループ比率ルールを各企業個別にではなく国内

のグループの立場に適用する場合、国内のグループの税務上の EBITDA は、各企業の税務上の EBITDA を合計する（国内のグループに課税上の期間が異なる企業が含まれる場合は、これに調整を行う）ことにより、かなり容易に算定できるはずである。

### 企業の会計上の EBITDA の算定

146. 企業の会計上の EBITDA は、グループの EBITDA と同一の公式を用いて算定すべきである。しかし、資本参加免税に含まれる配当や支店利益などの非課税の所得は除外すべきである。これは、企業が非課税所得を受領した結果、高レベルの利子の損金算入枠を得て、BEPS が生じるようなことを確実に防止するためのものである。

147. 原則的には、企業の会計上の EBITDA は、連結財務諸表で用いるものと同一の会計規則に基づいて作成した財務報告上の数字に基づくべきである。しかし、現在企業の財務諸表は国内の GAAP に基づいて作成するだけでよいため、多くのグループには著しい負担になる可能性がある。したがって、ほとんどの部門のグループが EBITDA の要素を主要な会計基準に基づき概ね合致した方法で認識し、評価しているという事実を考慮して、各国は、国内の GAAP に基づいて作成した企業の EBITDA を実行可能な代替手段として受け入れることを検討すべきである。国内の GAAP に基づいて作成した企業の EBITDA を受け入れるか否かを決定する際に、国は、国内の GAAP が IFRS その他の主要な会計基準と一致している範囲を検討することができる。

148. 企業の会計上の EBITDA を判定する際には、グループ内取引に起因する損益を何ら調整せずに除外すべきであることも勧告する。つまり、場合によっては、グループの各企業の EBITDA の合計が、グループ全体としての連結 EBITDA を上回ることもある。これは、例えば、グループのある企業がグループの他の企業に対する商品の販売から得た利益を認識しているが、商品をまだグループ外に販売していないために、当該購入価格が後者の企業の売上原価に含まれていない場合に生じる可能性がある。しかし、上記の取組みでは、グループ内の取引の結果である場合でも、各企業の EBITDA が当該企業の経済活動のレベルを確実に反映するようにすべきである。グループ比率ルールを国内のグループの立場に全体として適用する場合、国は、国内のグループの各企業の会計上の EBITDA を合計すべきである。上記の場合、国内のグループのグループ内取引は、相互に相殺していない範囲で除外することができる。

149. グループの純第三者利子／EBITDA 比率を企業の会計上の EBITDA に適用して、純支払利子に対する会計ベースの制限を付与することができる。当該制限を税務上の企業の純支払利子と直接比較し、損金算入できる金額を判定することができる。あるいは、会計ベースの制限を調整して、企業の会計上と税務上の純支払利子の間の相違を考慮することができる。上記の事項を実現できる取組みを、付録 D に事例 8c として示す。

### 赤字の企業がグループ比率ルールの運用に及ぼす影響への対処

150. 一般に、企業は、グループ比率ルールに基づき、グループの純第三者利子／EBITDA 比率まで支払利子を損金算入することを主張できる。しかし、グループ内に赤字の企業が存在する場合は、2つのシナリオが生じる可能性があり、通常の方法は制限する必要がある。

151. 第 1 のシナリオは、グループの EBITDA はプラスだが、それに赤字の企業の結果も含まれる場合に関するものである。上記の影響は、グループの EBITDA が減少し、グループの純第三者利子／

EBITDA 比率が上昇することである。その結果、グループの黒字の企業は、グループ比率ルールに基づき、ことによるとグループ全体の実際の純支払利子をある程度上回って支払利子の損金算入を増やすことができるようになると考えられる。損金算入余裕枠の繰越しが認められる場合、当該損金算入枠は、将来の期間の損金算入を守るために用いることができる。上記については、付録 D の事例 9a で明らかにする。上記のリスクは、一般原則で一部対処することができる。すなわち、グループ比率ルールを適用する企業の利子の損金算入限度額に、グループ全体の純第三者支払利子に相当する上限を設定するのである。当該上限がある場合でも、グループの EBITDA が損失で減額されなかつたとした場合に、企業の純利子の損金算入がグループ比率ルールに基づいて算定した純利子の損金算入よりも低いと解すべきではない。上記の取組みでは、グループの全ての企業の純利子の損金算入の総額が、グループの実際の純第三者支払利子を上回る可能性があるというリスクはなくならない。しかし、当該取組みによれば、企業が非常に高レベルの利子の損金算入枠を受領して、それを BEPS のために用いることを防止できるはずである。当該上限がいかに機能するかについては、付録 D の事例 9b に示す。

152. 第 2 のシナリオは、グループの EBITDA が連結レベルではマイナスだが、いくつかの黒字の企業を含む場合に関するものである。上記の状況の下では比率がマイナスになるため、グループの意味のある純第三者利子／EBITDA を算定することは不可能である。しかし、グループ内の黒字の企業は、その場合でもグループの結果にプラスの貢献をしており、これを認識すべきである。上記の場合、赤字のグループに属する黒字の企業は、ベストプラクティス・アプローチに基づき、当該企業の実際の純支払利子とグループの純第三者支払利子の低い方に相当する利子の損金算入枠を獲得することができる。付録 D の事例 9c で示すとおり、企業は、グループの実際の純支払利子に基づく上限に従い、実際の純支払利子を損金算入することができる。上記の状況の下ではグループ比率を算定できないことを考慮すると、上記の方法は、企業の利子の損金算入をグループの立場にリンクさせる最も容易な方法である。

153. もう 1 つの方法は、赤字の企業をグループの EBITDA の算定から除外するもので、企業が過大な額の利子の損金算入枠を獲得するリスクを除去できると考えられる。しかし、一般には、グループ内の赤字の企業に関する情報を連結財務諸表から取得することは不可能であると考えられる。企業が上記の情報を直接国の税務当局に提供することは可能だが、税務当局が当該情報の正確性を確認し、グループの全ての赤字企業を確実に特定して除外することは極めて困難であると考えられる。上記の方法が、実際にいかに機能するかについては、付録 D の事例 9d と 9e に概要を示す。

154. グループ比率ルールの運用に及ぼす赤字の影響と当該影響に対処する様々な取組みの実現可能性について、さらなる作業を行う予定である。グループ比率ルールに及ぼす赤字の影響を取り巻く問題は、当該ルールで収益ベースの比率を用いる場合に限って生じる。自己資本／総資産比率に基づくルールなど、異なるルールを適用する場合は、赤字の影響に対処するための特定の規定を設ける必要はないはずである。

## 脚注

- <sup>1</sup> 第11章には、国が自国の税制構造に従って、固定比率ルールを国内のグループに適用する際に用いることができる異なる取組みの要約を記載する。
- <sup>2</sup> 「関連者」の用語は、第9章で定義する。
- <sup>3</sup> 財務報告上、「関連会社」とはグループが著しい影響力を有する企業であるが、当該影響力が、グループが支配力を行使するには不十分な場合をいう。一般には、広い意味でグループが当該企業の議決権の20～50%を支配している場合をいう。

## 第8章

### 収益の変動と二重課税への対処

155. 純利子の損金算入を企業のEBITDAのレベルにリンクさせるベストプラクティス・アプローチに基づく重要な問題は、企業が支払利子を損金算入する能力に影響を及ぼす収益の変動にいかに対処するかである。収益の変動、又は支払利子とEBITDAの時期のミスマッチの結果、企業が固定比率ルールに基づく基準固定比率を上回る場合、第7章で述べるグループ比率ルールは、グループの純第三者利子／EBITDA比率の方が高い場合に、企業がグループの純第三者利子／EBITDA比率まで純支払利子を損金算入することを認めることで、解決策を提供し得る。上記の解決策は、付録Cで述べる「エクイティ・エスケープ」ルールなど、自己資本／総資産比率に基づくグループ比率ルールを用いることによっても実現できる。ルールの要件を満たしていることを立証できる場合、EBITDAが赤字の企業も上記のルールを用いることができる。さもなければ、上記の問題には数年間のEBITDAの平均値を用いるか、又は企業が損金算入を否認された支払利子や損金算入余裕枠を以前の期間における使用のために繰戻す、若しくは以後の期間における使用のために繰越すことを認めることによって、ある程度対処することができる。

#### EBITDAの平均値を用いた経済活動の計測

156. 短期間の変動の影響は、企業が純利子を損金算入する能力を单一の年の経済活動にリンクさせのではなく、平均の数字を用いることで軽減することができる。例えば、固定比率ルールに基づき、当期と例えば以前の2年間のEBITDAの平均値に比率を適用することができる。上記の場合、单一の年のEBITDAの下落の影響は3年間にわたって分散し、ある年の収益の減少は他の年の収益の上昇で相殺されると考えられる。グループ比率ルールの中で平均化を用いることは、グループだけでなく各企業のEBITDAを算定する際に平均化を用いる必要があるため、さらに処理が困難になると考えられる。平均化では、例えば平均値の算定に用いる期間内にグループの構成が変動する場合の対処方法など、検討する必要のある追加の問題が生じる可能性がある。しかし、平均化を用いると、特に企業が1年間か2年間赤字のままである場合に、ルールの運用に及ぼす損失の影響を軽減することができる。

157. 平均化を用いると、企業には短期間の変動に対して何らかの保護がもたらされるが、平均値の算定に用いる期間以外の長期間の変動に対しては何らの保護ももたらされない。平均化では、例えば2年後より後にEBITDAが生じるプロジェクトや投資の資金調達のために支払利子を負担する企業も支援できないと考えられる。

158. 概して、平均値を用いればルールがさらに複雑になる可能性が高いが、変動に対する対処を支援することはできる。したがって、平均値の使用はオプションであり、各国は、ベストプラクティス・アプローチに基づいて適用することを選択できる。しかし、裁定取引のリスクを軽減するために平均の数字を用いることを選択する場合には、国内のグループの全ての企業に適用することを提案す

る。3年間の平均化を固定比率ルールにいかに適用することができるかについては、付録Dに事例10として概要を記載する。

#### 損金算入を否認された利子と損金算入余裕枠の繰越しと繰戻し

159. 利子の支払が税源浸食又は利益移転を生じさせるための特定の取引に関連する場合、又は企業が基準固定比率とグループ比率を上回るかなりの純支払利子を一貫して行っている場合、純支払利子の損金算入を常に否認することは適切な帰結であるといえる。しかし、企業の支払利子の金額が基準を上回っていても、単に時期のミスマッチの結果であり、将来の期間には正されるものとして容認することができる場合もある。これは、例えば企業が将来の期間に収益の生じるプロジェクトや投資の資金調達のために、支払利子を負担する場合に生じる可能性がある。また、企業のEBITDAが、市況の変化や損金算入できる純利子支払額の増減の結果など、当該企業の支配の及ばない理由によって変動する場合もある。さらに、グループ比率ルールに基づき、企業が損金算入できる純利子支払額が、グループの他の企業のEBITDAの変動の影響を受ける可能性もある。上記の場合、常に支払利子の損金算入を否認すれば、グループにかなりの不確実性をもたらし、長期的な計画を立てることが困難となり、国にとっても望ましくないことになると考えられる。常に支払利子の損金算入を否認する場合、貸主が対応する利子所得に対して課税されるときは二重課税が生じる可能性もある。

160. 固定比率ルールとグループ比率ルールは共に、企業が純支払利子を損金算入できる額（すなわち、利子の損金算入限度額）に対する制限を定めている。企業の利子の損金算入限度額が純支払利子と正確に一致する場合を除き、ルールの運用の結果、企業は利子の損金算入の否認を受けるか（すなわち、企業の純支払利子が許容される上限を上回る場合）、損金算入余裕枠を持つことになる（すなわち、企業の実際の純利子の損金算入が許容される限度額未満の場合）。繰越し又は繰戻しの規定を通じて、損金算入を否認された支払利子と損金算入余裕枠を他の期間に用いることができるようすれば、企業にとっては明確な利益となり、支払利子とEBITDAが異なる期間に生じる場合に常に利子の損金算入を否認されるリスクを軽減できると考えられる。国の観点からは、上記の措置をとれば、企業の純利子の損金算入のレベルは時とともに企業の収益のレベルにリンクすべきであるという政策を支えることもできる。

161. ベストプラクティス・アプローチに基づき、国は、企業が損金算入を否認された支払利子か損金算入余裕枠を繰越すか繰戻すことを認める必要はない。しかし、国は、企業が以下の事項を行うことを認めることもできる。

- 損金算入を否認された支払利子だけを繰越す。
- 損金算入を否認された支払利子と損金算入余裕枠を繰越す。
- 損金算入を否認された支払利子を繰越し、繰戻す。

162. 上記の規定に基づいて繰越すか繰戻すことができる、企業の損金算入を否認された支払利子は、一般には固定比率ルールとグループ比率ルールに基づいて許容される金額を上回る純支払利子の損金算入となる。特別ルールに基づいて損金算入を否認された支払利子は、一般には特定のBEPSのリスクが生じる取引か取決めに関連するため、繰越しも繰戻しも利用できないようにすべきである。

163. 国は、企業が損金算入余裕枠を繰越すことを認める場合、固定比率ルールだけに基づいて許容される支払利子よりも企業の純支払利子が下回っている額に当該繰越しを制限することができる。あるいは、国は、グループ比率ルールに基づいて許容される純利子のレベルに基づいて、損金算入余裕枠を繰越すことを認めることができる。上記により、企業が純支払利子を損金算入できる能力に及ぼすグループの収益の変動の影響が軽減し、さらにグループが純第三者支払利子に相当する金額を損金算入することを認めるという原則に合致すると考えられる。いずれの場合も、損金算入余裕枠を繰越すことによって、既に純支払利子を全て損金算入した企業が、潜在的に相当な規模の繰越しを増やすようになる可能性があると考えられる。

164. 損金算入を否認された支払利子と損金算入余裕枠を繰越すか繰戻し、他の期間に用いることを認めると、BEPS の潜在的なリスクを必ずもたらす。特に損金算入余裕枠の場合には、長期間又は無制限に繰越せば大規模な税金資産が生じる可能性があるが、これは将来の期間に企業の純支払利子のレベルを上げるか、EBITDA のレベルを下げるかのいずれかによってしか実現できないものであり、いずれも BEPS に対処するルールで奨励すべきものではない。損金算入を否認された支払利子を繰戻すことに関する同様の懸念がある。他方、損金算入を否認された支払利子を長期間又は無制限に繰越すと、ある年に認められた利子額を上回っても、超過分を将来の期間に損金算入できることがわかるため、企業が許容される最高限度額まで支払利子を増やすことを助長する可能性がある。しかし、上記のリスクは、損金算入を否認された支払利子を繰戻すか損金算入余裕枠を繰越すことに関連するリスクほど顕著であるとは判断していない。後者のタイプの繰越しの規定の場合には、直ちに現金化が行われる可能性が高くなるためである。

165. したがって、繰越しと繰戻しを認める場合、国は時期や価値に関して制限を課すことを検討できる。損金算入余裕枠を繰越し、損金算入を否認された支払利子を繰戻す場合は、BEPS のリスクが生じる可能性が高くなるため特に重要である。繰越しと繰戻しには、以下に掲げる制限を課すことができる。

- 損金算入を否認された支払利子又は損金算入余裕枠を繰越すか、損金算入を否認された支払利子を繰戻すことができる年数を制限する。
- 繰越す金額を徐々に削減する（例えば毎年 10%）。
- 繰越すか繰戻す金額に固定の上限を設ける。
- 単年度に用いることができる繰越し又は繰戻しの金額を制限する（例えば、当期の純支払利子の 50% を超えない額を前年から繰越す損金算入余裕枠から差し引くことができる旨を規定する）。
- 損失の繰越しに適用される通常の慣行に従い、一定の状況の下では繰越しをゼロに戻すべきである（例えば、会社が所有者を変更し、経済活動の性質も変更する場合）。

166. 国は、固定比率ルールとグループ比率ルールを組み合わせて適用する場合、单一の繰越しの規定を適用して、両方のルールに基づいて損金算入を否認された利子に対処することができる。あるいは、国は、固定比率ルールかグループ比率ルールのいずれに基づいて支払利子の損金算入を否認されたかによって、異なる制限を課すことができる。しかし、上記の取組みは、適用と管理がかなり複

難になる可能性が高い。例えば、グループは、各ルールに基づいて個別に繰越しをプールし、管理するよう求められる可能性がある。国は、各プールに繰越された、損金算入を否認された支払利子をいかに用いることができるかについて検討することも必要になると考えられる（例えば、あるプールを最初に用いるべきか否か、又はあるルールに基づいて損金算入を否認された利子は、同一のルールに基づいて生じた利子の損金算入限度額に限って差し引きすることができるか否かなど）。

167. 各企業個別ではなく国内のグループの立場に利子制限ルールを適用する場合、国は、このことが繰越し又は繰戻しの規定にいかに影響するかも検討すべきである（例えば、企業は、グループに加わるより前の期間から繰越される、損金算入を否認された支払利子を利用することができるか否かなど）。

## 第9章

### 特別ルール

#### 特別ルールの目的

168. 利子制限特別ルールには、特定の取引又は取決めに基づいて行われる支払に関する利子の損金算入を制限するために適用するあらゆる規定を含む。特別ルールは、企業の利子の損金算入に全般的な制限を課す固定比率ルールとグループ比率ルールなどの一般的利子制限ルールと対比することができる。いくつかの国では、現在一般的利子制限ルールを一切適用せず、もっぱら特別ルールに依拠している。当該取組みの利益の1つは、ルールが既に適切に資本化した企業に否定的な影響を及ぼすリスクを軽減するということであり、また、国内の企業の純支払利子のレベルを固定比率ルールで認められるレベルまで引き上げるという動機をグループに与えることを回避するということでもある。国は、特別ルールを用いることによって、特定の分野の懸念に対処することもできる。特に税源浸食にも利益移転にも関与していない企業のコンプライアンス・コストを最小限にできる可能性がある。しかし、かかる取組みには欠点がある。最も重要なことは、特別ルールはある程度、反作用的対応であるのが常であるため、国は、特定の BEPS のリスクが生じたときにかかるリスクに気付かなければならないということである。特別ルールの対象になっていない取決めは全て受け入れ可能であると考えるグループもあるというリスクがあり、時とともに新たな特別ルールが必要になる可能性がある。特別ルールは積極的に適用することも必要であり、税務当局はルールを適用できる状況を認識することができなければならないが、当該状況は複雑な取決めの一環であることが多い。さらに、適切な結果を判定するには、グループに関与することもできなければならぬ。全般的にいようと、完全に特別ルールに基づく取組みを行えば、結果的にルールの数が著しく増加し、複雑さが増すだけでなく、コンプライアンス・コストと行政のコストも上昇する。上記のルールが包括的でなければ、BEPS の全てのリスクには対処できそうにない。他方、主要な分野を特別ルールで補完した一般ルールを用いる取組みを行えば、国は、BEPS がもたらす主要なリスクに対処できるという満足感が得られ、一方でグループは、実質の純第三者支払利子に対する税控除を確実に取得することができる。

169. 本報告のベストプラクティス・アプローチでは一般的利子制限ルールを勧告しているが、特別ルールもいくつかの BEPS のリスクに有効な解決策を提供できることが認められている。本章では、固定比率ルールとグループ比率ルールでは対処できず、特別ルールが必要になる可能性のあるいくつかの特定のリスクを示す。国は、既存の特別利子制限ルールと一般的利子制限ルールで特定のリスクに対処できる場合、当該ルールを引き続き適用することもできる。例えば、国は、負債／自己資本の固定比率に基づく過少資本税制を固定比率ルールに加えて適用し、過大な負債の利子の損金算入を否認することができる。また、企業が固定比率ルールに基づいて許容される純支払利子のレベルを上回っていない場合でも、利子の損金算入を否認することができる。

170. 取決めに適用する特別ルールの影響は、当該ルールで対処しようとする取決めとリスクの性質に応じて異なる。ルールによって取引に基づく総利子の支払の損金算入を否認することが適切な場合もあれば、同一の取引に基づく所得を考慮した上で、支払の一部又は純利子の支払に適用する方が適切な場合もある。取引の結果がグループ比率ルールに基づく純第三者支払利子のレベルを引き上げ

ことである場合、特に否認を行うことなく、単に当該引上げを無視するようにルールを運用することができます。

#### 一般的ルールの回避を防止する特別ルール

171. ベストプラクティス・アプローチは、ルールの効力を回避する企てに対して堅固であるべきである。したがって、固定比率ルール（適用される場合はグループ比率ルール）を特別ルールで補完し、グループが上記のルールの影響を弱めるために行うタックスプランニングに対抗すべきである。そのため、各国が以下のリスクに対処するために、特別ルールも導入することを勧告する。

- 純支払利子を有する企業が取決めを締結して、固定比率ルールに基づく純支払利子を削減させる（例えば、支払利子を異なる形態の損金算入できる費用に転換するか、他の課税所得を経済的に利子に相当する形態に転換する）。
- グループに属する企業が関連者又は第三者と取決めを締結し、グループ比率ルールに基づく純第三者支払利子のレベルを引き上げる（例えば、仕組まれた取決めに基づいて関連者又は第三者に支払を行うか、利子所得を異なる形態に転換する）。
- グループを再編成して非法人の持株事業体を構造の最高位に置き、2つのグループを創設する。（例えば、独立した企業にはルールを適用しない国において）固定比率ルールの適用を防止するためか、グループ比率ルール上、元のグループを2つの部分に分離するために行うことができる。

172. 上記のリスクには、独立のルール、固定比率ルールとグループ比率ルール内の特定の規定又はその他の課税ルール（例えば、国の一般的租税回避防止ルールなど）で対処することができる。これらのルールは、固定比率ルールとグループ比率ルール（適用される場合）の対象となる全ての企業に適用すべきである。「関連者」と「仕組まれた取決め」の用語は以下で定義する。

#### 他の BEPS のリスクに対処する特別ルール

173. 本報告で述べる固定比率ルールとグループ比率ルールは、利子と経済的に利子に相当する支払を利用したほとんどの BEPS に対処する有効な解決策を提供する。しかし、第3章で定めるとおり、一定の状況の下で、国は、多国籍グループの企業に対する固定比率ルールとグループ比率ルールの適用を制限することができる。したがって、一般的利子制限ルールの対象とならない企業がもたらす BEPS のリスクに対処するためには、特別ルールが必要になると考えられる。固定比率ルールとグループ比率ルールを適用する場合でも、BEPS の特定のリスクはいくつか残る。したがって、各国が以下に掲げるリスクに対処するために、ルールの導入を検討することを勧告する。

- 普通なら純利子所得を有するはずの企業が、国外のグループ企業又は関連者に対する利子の支払を含む取決めを締結し、国内で課税される利子所得のレベルを引き下げる。
- 企業が「人為的な融資」の利子の支払を行うが、企業もグループも新たな資金調達を何ら行っていない。
- 企業が仕組まれた取決め（例えば「back-to-back 取引」）に基づいて第三者に利子の支払を行う。
- 企業が関連者に過度の利子の支払又は非課税所得を生み出すために用いられる利子の支払を行う。

- 企業が関連者に利子の支払を行うが、対応する利子所得には課税されないか、低率の課税しか行われない。

174. 上記のリスクに対処するルールは、固定比率ルールとグループ比率ルールの対象にもなっているか否かにかかわらず、理想的には全ての企業に適用すべきである。しかし、企業が第6章で述べる固定比率ルールの対象になっていない場合、上記のルールは特に重要である。

### 「関連者」と「仕組まれた取決め」の定義

175. 上記に掲げた特定のリスクのいくつかは、仕組まれた取決めに基づいて関連者若しくは第三者と行う取引又は関連者若しくは第三者に対して行う支払に言及している。

#### 関連者

176. グループに属する企業は、グループには属していないが重要な関係を有する個人や企業とも関連している。本報告において、以下の条件を満たす2者（個人と企業を含む）は、同一のグループ内にいない場合でも関連しているといえる。

- 前者が後者に対する実質的支配権を有する投資を行っているか、第三者が両者に対する実質的支配権を有する投資を行っている。
- 前者が後者に対して25%以上の投資を行っているか、第三者が両者に対して25%以上の投資を行っている。
- 第9条に基づき関連企業とみなすことができる。

177. 一方の者が他方の者の議決権か持分価値の一定の割合を直接に保有するか、他の者に対する投資を通じて保有している場合、その者は他の者に対し一定の割合の投資を行っているとみなされる。

178. 上記の関連者の定義上、議決権又は持分権の所有又は支配に関して、他方の者と共に行動する者は、上記の議決権と持分証券の全てを所有しているか支配しているとみなされる。

179. 2者は、以下の条件のいずれかを満たす場合、議決権又は持分権の所有又は支配に関して共に行動しているとみなされる。

- 同一の家族の構成員であること
- 当該権利又は持分権の所有又は支配に関して、一方の者が常に他方の者の希望に従って行動していること
- 両者が当該権利又は持分権の価値又は支配に重大な影響を及ぼす取決めを締結していること
- 両者が議決権又は持分権に応じて、直接又は間接に企業に債務を有していること
- 当該権利又は持分権の所有又は支配を同一の者又は集団が管理していること。集団投資ビーカル（CIV）である納税者に関しては、投資マンデートの条件と投資が行われた状況から、2つのファンドが投資に関して共に行動していないことを投資管理者が税務当局の満足するように立証できる場合は、当該ファンドが保有する利子はこのパートに定める「共に行動する」基準に基づいて合計すべきではない。

180. 上記において、CIV は広範に受け入れられているビーグルで、証券の多様なポートフォリオを保有し、設立された国の投資家保護規制に従っている。上記の定義を満たすビーグルのタイプを判定することは各国に委ねられている。例えば、一定のタイプの CIV の株式又はユニットが証券取引所に上場されているか、又は公開の市場で容易に売買できる場合（すなわち、株式又はユニットの売買が黙示的にも明示的にも限られた投資家のグループに制限されていない場合）、各国は当該 CIV が広範に受け入れられているとみなすことができる。しかし、国は、異なる基準を適用して、CIV が広範に受け入れられているか否かを判定することができる。

#### **仕組まれた取決め**

181. 特別ルールは、企業が仕組まれた取決めに基づいて第三者に利子の支払を行う場合にも適用することができる。仕組まれた取決めとは、企業、そのグループ及び関連者が、総合すると支払利子のコストを全額は負担しない取決めをいう。

182. 仕組まれた取決めの 1 つの例としては「back-to-back 取引」が考えられる。これは、企業が第三者に利子の支払を行う場合に、当該第三者も当該企業、当該企業のグループの構成員又は当該企業の関連者に支払を行うものである。後者の支払は利子以外の形態で行われる可能性がある。

## 第 10 章

### 銀行グループと保険グループへのベストプラクティス・アプローチの適用

183. 利子を利用した BEPS に対処するベストプラクティス・アプローチを策定する際には、銀行部門と保険部門のいくつかの特定の機能を考慮する必要がある。

184. 考慮すべき重要なことは、銀行事業又は保険事業で利子が果たす役割は他の部門とは異なるということである。銀行と保険会社は、金融資産と負債を主要な事業活動の不可欠な部分として保有している。さらに、ほとんどの国の金融部門の事業は、資本構造に制限を課す厳しい規制を受けている。2011 年に、バーゼル III は負債比率基準を導入し、銀行部門の負債を抑制して、過去に金融システムと経済に損害を与えたリスクを軽減することを支援しようとした<sup>1</sup>。ソルベンシーII 指令は、EU 連合内の保険会社に同様のシステムを導入している<sup>2</sup>。しかし、注目すべきことは、銀行グループと保険グループが規制を受けているとはいえ、グループの全ての企業が同一の義務を負っているとは限らないことと、支店の取扱いは特に考慮しなければならないということである。

185. 規制上の要件がもたらす制限にもかかわらず、銀行の負債は他の部門のグループと同じ範囲で一般に法人税の影響を受けるということが、多くの研究によって判明している。負債に及ぼす税の影響は、銀行が資本規制を受ける場合には低減するが、実際には多くのグループが規制で要求される最低限度額を超える資本のバッファーを有している (Heckemeyer と de Mooij (2013 年) 、Keen と de Mooij (2012 年) )。

186. 銀行グループと保険グループによる BEPS は、数多くの形態をとる可能性があり、次のものが含まれる。すなわち、規制を受ける企業が既存の事業を支えるために必要なレベルを上回る規制資本のバッファー（債券部分も含む）を保有すること、グループ内で発行した規制資本と通常の債券を低課税国の仲介企業を介して経由させること、規制上別個に資産化する必要のない支店と規制を受けない企業とで過度の利子の損金算入を行うこと、損金算入できる支払利子を用いて非課税か課税の優遇を受ける資産の資金調達を行うこと、ハイブリッド金融商品やハイブリッド企業を用いること。

187. 銀行と保険会社は、一般的には必要な最低限のレベルを超える規制資本のバッファーを保有しており、当該バッファーを維持するために（例えば、信用格付けや資本費用に関連する）相当の商業上の力を用いている。規制上必要な最低限のレベルを超える資本を保有すれば、グループは必要資本額の変動に対応できるだけでなく、何らかの BEPS の機会を得ることもできる。

188. 本報告で定める固定比率ルールとグループ比率ルールでは、数多くの理由で上記の BEPS のリスクに有効に対処できそうにない。特に、銀行グループと保険グループは、他の部門のグループの負債による資金調達の重要な資金源であり、したがって、相当な利ざやによる純貸主であることが多い。つまり、当該グループで事業を行う主要な企業とグループは、全般的に純支払利子よりは純利子所得を保有することが多い。固定比率ルールとグループ比率ルールは、企業の純支払利子のレベルを制限するために適用されるため、当該ルールは銀行グループと保険グループ内の重要な企業には何の影響も及ぼさないと考えられる。さらに、利子所得が銀行や保険会社の所得の主要な部分を占めるという事実から、EBITDA は当該部門のグループ全体の経済活動の適切な指標にはならないと考えられ

る。最後に、銀行グループと保険グループの財務諸表は、一般的に他の部門のグループの財務諸表とは異なり、特にグループ比率ルールの運用に影響を及ぼす可能性がある。本報告の固定比率ルールとグループ比率ルールでは、銀行部門と保険部門の BEPS には対処できそうにないため、各国は、当該部門で事業を行うグループの企業を当該ルールの範囲から除外することを検討することができ、この場合、各国は当該部門の BEPS に対処する特別ルールを導入すべきである（以下で検討する）。

189. 銀行類似業務その他の金融活動を行うが、規制の制限を何ら受けない財務管理会社、自家保険会社若しくはその他の非規制企業、又は投資ビークル（規制を受けるか否かを問わない）には、いかなる除外も適用すべきではない。これらの企業は、引き続きベストプラクティス・アプローチに含まれるルールの対象とすべきである。

190. 利子を利用した BEPS に対処するベストプラクティス・アプローチから銀行部門と保険部門で事業を行う企業、又は非金融グループ内で規制を受ける銀行業務又は保険業務を行う企業を除外すべきであるということを意図しているわけではない。むしろ、全ての部門のグループによる BEPS に対処するためには、様々な企業がもたらすリスクに対処できるルールをベストプラクティス・アプローチに含むことが不可欠である。したがって、銀行部門と保険部門の特定の機能を考慮して、銀行と保険会社がもたらす BEPS の潜在的リスクに対処するベストプラクティスのルールを特定するためにさらなる作業を行い、2016 年中に完了する予定である。当該作業には、非金融グループ（製造部門又は小売部門で事業を行うグループなど）内の規制を受ける銀行業務と保険業務に関する作業も含む予定である。特に、勧告するいかなる利子制限ルールも、将来の金融危機のリスクを軽減することを意図した資本規制と抵触したり、かかる規制の有効性を減退させたりすることのないようにすることが重要である。国は、本報告で定める固定比率ルールを銀行グループと保険グループの企業に適用する場合、当該部門がもたらす BEPS のリスクに対処するために設計する特定のベストプラクティスのルールも適用すべきである。

## 脚注

<sup>1</sup> バーゼル III は、バーゼル銀行監督委員会の構成員が合意した包括的な一連の改善措置で、銀行部門の規制、監督とリスク管理を強化している（[www.bis.org/bcbs/index.htm?m=3%7C14](http://www.bis.org/bcbs/index.htm?m=3%7C14)）。

<sup>2</sup> 保険及び再保険の事業に関する欧州議会及び欧州理事会指令 2009/138/EC、  
2009 年 11 月 25 日（ソルベンシーII）2009 年 OJ L335/1

## 参考文献

Heckemeyer, J. と R. de Mooij (2013年)、「Taxes and Corporate Debt: Are Banks any Different? (税と企業の負債：銀行は特別か)」、IMFワーキング・ペーパーNo.13/221、国際通貨基金、ワシントンDC

Keen, M. と R. de Mooij (2012年)、「Debt, Taxes and Banks (負債、税と銀行)」、IMFワーキング・ペーパーNo. 12/48、国際通貨基金、ワシントンDC

## 第 11 章

### ベストプラクティス・アプローチの実施

#### 実施と調整

191. 本報告は、利子を利用した BEPS に対処するベストプラクティス・アプローチの勧告を含んでいる。第 1 章で定めるとおり、国は、直面する BEPS のリスクに対処するか、さらに広範な租税政策の目的を達成するために、上記の取組みを他の一般的利子制限ルール又は特別利子制限ルールで補完することができる。

192. 例えば、グループ比率ルールの詳細な運用に関するガイダンスなど、ベストプラクティス・アプローチの特定の分野に関するさらなる作業を行う予定である。銀行部門と保険部門で事業を行うグループが直面する特定の問題を考慮して、当該部門における BEPS に対処する特別なルールの設計に関する作業も行う。上記の作業は、2016 年中に完了する予定である。

193. 本報告で定めるベストプラクティス・アプローチの設計と内容（基準固定比率を設定する範囲や一定の公益プロジェクトの資金調達の利息を除外するオプションなど）については、BEPS プロジェクトに参加する各国による最初の見直しを 2020 年末までに実施する予定である。当該見直しには、ベストプラクティスに従ってルールを導入した各国の経験と、グループの行動に与えた影響に関する検討を含む予定である。また、合意された基準値の範囲の有効性の評価を支援できる追加の利用可能なデータについても検討する予定である。この目的を達成するために、各国には、自国の企業とグループだけなく、入手できる場合は国内で事業を行う多国籍グループの純支払利子と EBITDA のレベルに関する租税データも収集することを奨励する。上記の見直しを受けて、ベストプラクティスの要素を改正することも考えられる。

#### 経過措置

194. 本報告で定めるベストプラクティス・アプローチは、利子を利用した BEPS に対処すべきである。しかし、企業の支払利子の課税所得控除を制限するルールは、企業によっては著しいコストを伴う可能性があることが認められている。したがって、固定比率ルールとグループ比率ルールを導入する国が当該ルールを実施する前に、既存の資金調達方法を再編するための妥当な時間を企業に与えることが期待されている。

195. 国は、移行期のルールを適用し、一定の既存の融資の利子を特定の期間内か又は無期限に上記のルールの範囲から除外することもできる。この場合、当該移行期のルールは、本来は上記のルールを公表する前に締結した第三者融資の利子に限定することを勧告する。新たなルールを公表した後に締結したいかなる融資の利子も、移行期の規定から利益を受けるべきではない。あるいは、国は移行期のルールを一切適用しないことができる。

## **個別の企業の課税システムとグループの課税システム**

196. 各国は現在、様々なタイプのグループの課税と個別の企業の課税を含む法人税制を適用している。本報告で述べるベストプラクティス・アプローチは、いかなるシステムにも適合するはずであるが、場合によってはベストプラクティス・アプローチ内の特定の規定は、調整が必要になる可能性がある。

### **個別の企業の課税システムを適用する国**

197. グループ内の企業に個別に課税する場合、国は、当該国の裁量で、固定比率ルールとグループ比率ルールを以下に掲げる3つのうちのいずれかの方法で適用することができる。

- 企業のEBITDAに基づき、固定比率ルールとグループ比率ルールを各企業に個別に適用する方法。
- 固定比率ルールとグループ比率ルールの適用上、税務上のグループ内の企業を単一の企業とみなす方法。例えば、基準固定比率を税務上のグループの税務上のEBITDAの総額に適用し、次に国が策定するルールに従って、利子の損金算入枠を税務上のグループ内で配分するが、グループが企業間の利子の損金算入枠の配分を決定できるようにすることもできる。乱用を防止するため、税務上のグループ内の取引で決済を行わないものを税務上のグループの「企業のEBITDA」から除外することができる。本オプションに基づき、同一の財務報告グループ内にいるが同一の税務上のグループに属さない企業は引き続き個別の企業とみなし、固定比率ルールとグループ比率ルールを独立して適用することになる。
- 固定比率ルールとグループ比率ルールの適用上、同一の財務報告グループに属する国内の全ての企業を単一の企業とみなす方法。乱用を防止するため、財務報告グループ内の取引で相殺を行わないものを「企業のEBITDA」から除外することができる。本オプションは、グループ比率ルールを持ち、財務報告グループ内の企業に適用している国に特に適していると考えられる。しかし、本オプションは税務上のグループ内にいない企業間の利子の損金算入枠の移転を事实上認める可能性があるため、国は、本オプションが政策上の懸念（既存の損失の放棄、収益貢献度又は類似のルールとの不一致など）を引き起こすか否かを検討する必要があると考えられる。繰越しと繰戻しなど、他の規定の運用も検討する必要があると考えられる。例えば、企業が財務報告グループに加わる前の期間から繰越した属性から利益を得られるべきか否かの検討である。

### **グループ税制を適用する国**

198. グループ又は連結に基づいて企業に課税する場合、当該国の裁量で固定比率ルールとグループ比率ルールを以下に掲げるいずれかの方法で適用することができる。

- 固定比率ルールとグループ比率ルールの適用上、連結納税グループ内の企業を単一の企業とみなす方法。例えば、基準固定比率を連結納税グループの税務上のEBITDAの総額に適用されるだろうし、連結納税グループ全体の純利子の損金算入限度額の算定に利子の損金算入枠を適用することになる。本オプションに基づき、同一の財務報告グループ内にいるが同一の連結納税グループに属さない企業は、引き続き個別の企業とみなし、固定比率ルールとグループ比率ルールを独立して適用することになる。

- 固定比率ルールとグループ比率ルールの適用上、同一の財務報告グループに属する国内の全ての企業を单一の企業とみなす方法。乱用を防止するため、財務報告グループ内の取引で相殺を行わないものを「企業の EBITDA」から除外することができる。本オプションは、グループ比率ルールを持ち、財務報告グループ内の企業に適用している国に特に適していると考えられる。しかし、本オプションは連結納税グループと連結納税グループ外の企業との間の利子の損金算入枠の移転を事实上認める可能性があるため、国は、本オプションが政策上の懸念を引き起こすか否かを検討する必要があると考えられる。繰越しと繰戻しなど、他の規定の運用も検討する必要があると考えられる。例えば、企業が財務報告グループに加わる前の期間から繰越しした属性から利益を得られるべきか否かの検討である。

#### ベストプラクティス・アプローチと行動 2に基づくハイブリッド・ミスマッチルールとの相互作用

199. 国が固定比率ルールを導入した場合、企業が適用できる純利子の損金算入の全体の水準が制限されるため、ハイブリッド・ミスマッチ取決めがもたらす BEPS の潜在的リスクは軽減する。しかし、当該リスクは除去されない。固定比率ルールが課す制限内では、二重の損金算入や損金算入を含むが所得を含まない結果を生じさせるためにハイブリッド金融商品やハイブリッド企業を用いる状況の下で、企業が利子の損金算入を適用できる枠がまだ相当残されている可能性がある。グループ比率ルールを適用する場合でも、グループの純第三者支払利子を増やし、グループ全体の純利子の損金算入を高めることを支えるために、ハイブリッド・ミスマッチ取決めを用いることができるというリスクがある。国は、当該リスクに対処するために、行動 2に基づく勧告の全てを、本報告のベストプラクティス・アプローチとともに実施すべきである。

200. 企業は、ハイブリッド・ミスマッチ取決めに対処するルールを固定比率ルールとグループ比率ルールより前に適用し、企業の純支払利子の総額を判定すべきである。上記の純支払利子の総額を算定した後に、固定比率ルールとグループ比率ルールを適用し、全額を損金算入できるか否か、又はどの範囲まで純支払利子の損金算入を否認すべきかを確定すべきである。

201. OECD 報告「Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements（ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果の無効化）」（OECD、2014 年）は、みなし利子の損金算入を自己資本に付与するか、類似の効果を持つルールについて、行動 2に基づいて検討はしていないが、個別に又は行動 4 の状況の下でさらに検討すべきであると述べている。第 2 章で定めるとおり、企業の自己資本に特定の割合を適用して算定するみなし損金算入は、本報告においては、利子又は経済的に利子に相当する支払とはみなさない。しかし、上記のルールについては、OECD が別個の作業でさらに検討すべきである。

#### ベストプラクティス・アプローチと行動 3に基づく外国子会社合算税制（CFC ルール）との相互作用

202. 固定比率ルールとグループ比率ルールは、過度の利子の損金算入と非課税所得を生み出すために用いる利子を利用した BEPS に有効に対処できるはずである。国は、行動 3（「Designing Effective Controlled Foreign Companies Rules（効果的な被支配外国法人ルールの設計）」）（OECD、2015 年）に基づく勧告に従い、外国子会社合算税制（CFC ルール）も導入し、企業が固定比率ルールとグループ比率ルールに基づき損金算入できる利子の支払を行うが、当該支払が低税率を適用される CFC に対して行われる状況に対処することができる。

203. 国は、CFC ルールを利子制限ルールとともに適用する場合、固定比率ルールとグループ比率ルールを適用する際に、親会社に対する課税の対象になる CFC 所得を親会社の EBITDA の算定に含

めることができる。当該 CFC 所得が利子所得又は支払利子を含む場合、国は、当該利子を親会社の純支払利子の算定に含め、親会社の EBITDA の算定から除外することを検討すべきである。

204. 本報告のベストプラクティス・アプローチでは、グループが純支払利子をグループの企業間に分散させて、課税すべき経済活動とのリンクを強化することを奨励することによって、国の CFC ルールに対するプレッシャーも低減させるべきである。そうすれば、CFC で生じる純利子所得のレベルが下がるはずである。グループがグループ内の利子の支払のレベルを下げて、グループ内の純支払利子と EBITDA との調整を強化する可能性が高くなるためである。

#### ベストプラクティス・アプローチと利子の損金算入を制限する他のルールとの相互作用

205. 本報告で述べるとおり、国は、固定比率ルールとグループ比率ルールを特別ルールとともに適用して、第 9 章で検討するリスクや国が特定するその他のリスクを含む特定の BEPS のリスクに対処することができる。国は、独立当事者間のルール、全ての支払利子の一定割合の損金算入を否認するルール、過少資本税制などの他の一般的利子制限ルールも適用することができる。

206. ほとんどの場合、固定比率ルールとグループ比率ルールより前に、上記の特別利子制限ルールと一般的利子制限ルールを適用することを提案する。しかし、（例えば、自国のルールの設計と各国が対処しようとするリスクを考慮して）利子制限ルールを適用する順序に関する最終決定は各国に委ねられている。

#### ベストプラクティス・アプローチと源泉徴収税との相互作用

207. 利子に対する源泉徴収税は、一般的には所得に対する課税権を源泉地国に配分するために課されるが、源泉徴収税には、利子を利用した BEPS のグループに対する利益を低減させる効力があるかもしれないことが認められている。国が利子の支払に源泉徴収税を適用する場合、このことは、本報告で述べる固定比率ルール、グループ比率ルール、特別ルールの適用によっても一切影響を受けることはないはずである。ベストプラクティス・アプローチによって企業の純利子の損金算入を制限し、その結果、利子の損金算入を否認する場合でも、損金算入を否認された支払利子を他の目的で再度特徴付けるべきであるということは全く意図していない。したがって、支払が国の租税法に基づいて源泉徴収税の対象となっている範囲で、このことは引き続き適用される。国は、例えば配当の支払として現在損金算入を否認された利子を再度特徴付けている場合に当該取扱いの適用を継続することができるが、これは本報告のベストプラクティス・アプローチの一環とはならない。

208. 企業が源泉徴収税を控除した利子を受け取り、受領者の国が当該源泉徴収税に対する税額控除を認めている場合、当該企業は、一般的には源泉徴収された税に相当する金額を含む利子所得の総額に課税されることになる。当該取扱いは、ベストプラクティス・アプローチのいかなる側面によっても変更されることはない。したがって、企業が現在利子所得に対する源泉徴収税の税額控除を主張できる場合、このことは固定比率ルールとグループ比率ルールの導入後も変わらないはずである。

## 参考文献

OECD（2014年）、「Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements（ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果の無効化）」、OECD・G20BEPSプロジェクト、OECD出版、第45項、<http://dx.doi.org/10.1787/9789264218819-en>

OECD（2015年）、「Designing Effective Controlled Foreign Companies Rules（効果的な被支配外国法人ルールの設計）」、OECD・G20BEPSプロジェクト、OECD出版

## 付録 A

### 欧州連合法の問題

209. 本付録では、EU 加盟国が本報告のベストプラクティス・アプローチを実施する際に考慮すべき EU 法の問題の概要を記載する。

#### **EU 条約の自由**

210. 利子制限ルールの状況の下で検討する必要のある条約の自由は、設立の自由と資本移動の自由である。設立の自由は、株主が企業に著しい影響力を行使できると考えられる場合に適用する<sup>1</sup>。一方、資本移動の自由は、株主が会社の意思決定過程に参加せずに、単に金融上の投資を行う目的で株式を取得した場合に適用する。さらに、サービス提供の自由も（サービス提供者と受領者の両方の観点からの分析を行わなければならないが）検討する必要があると考えられる。

211. どの自由が適用されるかについては、利子制限ルールの範囲によって判定する。また、当該作業に参加する国が EU 条約の自由による制限を避けるために検討した数多くの取組みがある。本件に関しては、以下に例示するような EU 加盟国が EU 条約の自由による制限を正当化できる状況についても考慮すべきである。

- EU 加盟国間における課税権の均衡ある配分を維持する必要性
- 租税回避を防止し、人為的取決めに対処する必要性

#### **EU 指令**

212. 欧州連合内には、利子の損金算入を制限するルールに関連する 2 つの EU 指令がある。親子会社指令<sup>2</sup>と利子・ロイヤルティ指令<sup>3</sup>である。親子会社指令は、子会社が親会社に支払う配当に対する国境を越えた源泉徴収税を排除し、親会社レベルでの当該所得に対する二重課税も排除する。当該指令は、過度の利子を配当として整理し直す場合に適していると考えられる。上記の場合、整理し直した利子には親子会社指令の利益を付与すべきである。

213. 利子・ロイヤルティ指令は、EU 加盟国で生じる利子とロイヤルティの支払いに当該国が課すあらゆる税（源泉課税か査定による課税かを問わず）を免除すると規定している。過度の利子の損金算入を否認することは利子に対する課税とみなされ、当該指令の範囲内に含まれる可能性がある。しかし、欧州裁判所は、当該指令が利子の債権者に対する課税のみに関するものであることを明確にした<sup>4</sup>。したがって、債務者の企業レベルでの支払利子の損金算入は制限されることになると思われる。

#### **EU 国家補助**

214. EU 国家補助問題は、利子の損金算入ルールに特定の企業又は部門に対する例外が含まれる場合に生じる。関連する条約の規定は、「加盟国により又は加盟国の資源を通じていかなる形態によるものであるかを問わず付与される支援であって、特定の事業又は特定の商品の生産を優遇すること

により競争を歪曲するか又は歪曲するおそれのあるものは、加盟国間の取引に影響を与える限り」条約に抵触するとみなしている<sup>5</sup>。

215. 欧州委員会は、直接事業課税に関する、国家補助規定をいかに適用するかについてガイダンスを提供している<sup>6</sup>。当該ガイダンスによると、特定の課税ルールに対する例外で正当な理由のないものは、国家補助とみなされる。しかし、EU 条約は、国家補助規定に対する例外を導入するオプションを EU 加盟国に提供している。例えば、一定の範疇の国家補助については、条約に準拠しているものとみなすと規定することができる<sup>7</sup>。

## 脚注

<sup>1</sup> 欧州裁判所は、現在までのところ、著しい影響が意味することに関しては明確にしていない。「Beker」事件（事件番号：C-168/11）において、裁判所は 10%未満の株式保有では著しい影響力を与えないと強調した。「Itelcar」事件（事件番号：C-282/12）と「Kronos」事件（事件番号：C-47/12）において、裁判所は、10%を超える株式保有でも、株主が著しい影響力を行使することを必ずしも示唆しているとは限らないと指摘した。本件に関しては、上記の判決で言及している他の判例にも注意を払うべきである。

<sup>2</sup> 異なる加盟国の親会社と子会社の場合に適用される共通の課税システムに関する指令 90/435/EEC を修正する 2003 年 12 月 22 日付の理事会指令 2003/123/EC、2003 年 OJ L007/41

<sup>3</sup> 異なる加盟国の関連会社間で行われる利子とロイヤルティの支払に適用される共通の課税システムに関する 2003 年 6 月 3 日付の理事会指令 2003/49/EC、2003 年 OJ L157/49

<sup>4</sup> 「Scheuten Solar Technology」事件（事件番号：C-397/09）

<sup>5</sup> 欧州連合の機能に関する条約（TFEU: Treaty on the Functioning of the European Union）第 107 条

<sup>6</sup> 直接事業課税に関する措置に対する国家補助ルールの適用に関する委員会通知、1998年OJ C384/3

<sup>7</sup> TFEU 第 107 条(3)(e)

## 付録 B

### 異なるレベルの基準固定比率の影響を受ける企業に関するデータ

表 B.1 多国籍企業と非多国籍企業の集計表（EBITDA がマイナスの企業を除く）（2009～2013 年まで）

利子の損金算入の制限の影響を受ける企業の割合

純利子の損金算入限度額 の対 EBITDA 比率	2009 年		2010 年		2011 年		2012 年		2013 年	
	非多国籍 企業	多国籍企業								
5%	59%	56%	57%	51%	57%	52%	57%	54%	56%	53%
10%	47%	41%	44%	35%	44%	37%	45%	39%	43%	38%
15%	37%	30%	34%	25%	35%	27%	36%	29%	34%	29%
20%	29%	23%	27%	19%	28%	20%	29%	23%	28%	23%
25%	24%	18%	22%	14%	23%	16%	25%	18%	22%	18%
30%	20%	14%	17%	11%	19%	13%	20%	15%	19%	14%
35%	16%	12%	14%	9%	16%	11%	17%	12%	16%	12%
40%	13%	9%	12%	7%	13%	9%	14%	11%	13%	10%
45%	11%	8%	9%	6%	11%	7%	12%	9%	11%	8%
50%	9%	7%	8%	5%	9%	6%	11%	8%	10%	7%
55%	8%	6%	7%	4%	8%	5%	9%	7%	9%	6%
60%	7%	5%	6%	4%	7%	4%	8%	6%	7%	6%
65%	6%	5%	5%	3%	6%	4%	7%	5%	7%	5%
70%	6%	4%	5%	3%	5%	4%	6%	5%	6%	5%
75%	5%	4%	4%	3%	5%	3%	5%	5%	6%	4%
80%	5%	3%	4%	2%	5%	3%	5%	4%	5%	4%
85%	4%	3%	4%	2%	4%	3%	5%	4%	5%	4%
90%	4%	3%	3%	2%	4%	3%	4%	3%	5%	3%
95%	4%	3%	3%	2%	3%	2%	4%	3%	4%	3%
100%	3%	3%	3%	2%	3%	2%	4%	3%	4%	3%
実数	6,472	10,911	6,675	11,372	6,631	11,165	6,547	11,015	6,523	10,908

出典：Standard & Poor's の Global Vantage データベースの連結財務諸表情報に基づき、PwC が算定

**表 B.2 多国籍企業と非多国籍企業の集計表（EBITDA がマイナスの企業を除く）（2009～2013 年までの平均値）**

利子の損金算入の制限の影響を受けた企業の割合

純利子の損金算入限度額の対 EBITDA 比率	2009～2013 年までの平均値	
	非多国籍企業	多国籍企業
5%	57%	53%
10%	45%	38%
15%	35%	28%
20%	28%	22%
25%	23%	17%
30%	19%	13%
35%	16%	11%
40%	13%	9%
45%	11%	8%
50%	9%	7%
55%	8%	6%
60%	7%	5%
65%	6%	4%
70%	6%	4%
75%	5%	4%
80%	5%	3%
85%	4%	3%
90%	4%	3%
95%	4%	3%
100%	3%	3%

出典：表 B.1 のデータに基づき、OECD 事務局が算定

**表 B.3 多国籍企業と非多国籍企業の集計表（EBITDA がマイナスの企業を除く）（2009～2013 年までの平均値）**

原則的に純第三者支払利子相当額を損金算入できる企業の割合

純利子の損金算入限度額の対 EBITDA 比率	2009～2013 年までの平均値	
	非多国籍企業	多国籍企業
5%	43%	47%
10%	55%	62%
15%	65%	72%
20%	72%	78%
25%	77%	83%
30%	81%	87%
35%	84%	89%
40%	87%	91%
45%	89%	92%
50%	91%	93%
55%	92%	94%
60%	93%	95%
65%	94%	96%
70%	94%	96%
75%	95%	96%
80%	95%	97%
85%	96%	97%
90%	96%	97%
95%	96%	97%
100%	97%	97%

出典：表 B.1 のデータに基づき、OECD 事務局が算定

表 B.2 には、特定の固定比率の影響を受ける企業を記載している。表 B.3 には、原則的に影響を受けない企業を記載している。以上を総合すると、上記の 2 つの表の特定の比率の数字を合計すると 100% になるはずである。

表 B.3 では、純支払利子は EBITDA に従ってグループ中に分布していると仮定している。実際には、グループが上記の仮定を実現できない障壁がある可能性がある。

表 B.4 大規模資本と小規模資本の多国籍企業の集計表（EBITDA がマイナスの企業を除く）（2009～2013 年まで）

利子の損金算入の制限の影響を受ける多国籍企業の割合

純利子の損金算入限度額の対 EBITDA 比率	2009 年		2010 年		2011 年		2012 年		2013 年	
	小規模資本	大規模資本								
5%	57%	56%	51%	51%	52%	48%	54%	53%	53%	54%
10%	42%	35%	36%	27%	37%	27%	40%	27%	39%	28%
15%	32%	20%	26%	15%	28%	15%	30%	16%	30%	17%
20%	24%	13%	20%	9%	21%	8%	24%	10%	24%	10%
25%	19%	8%	15%	5%	17%	5%	19%	6%	19%	7%
30%	15%	6%	12%	3%	14%	3%	16%	4%	15%	4%
35%	12%	4%	10%	2%	11%	2%	13%	2%	12%	3%
40%	10%	3%	8%	2%	9%	1%	11%	2%	10%	2%
45%	9%	3%	6%	1%	8%	1%	10%	1%	9%	1%
50%	7%	2%	5%	1%	7%	1%	8%	1%	8%	1%
55%	6%	2%	5%	0%	6%	0%	7%	1%	7%	1%
60%	6%	1%	4%	0%	5%	0%	6%	1%	6%	1%
65%	5%	1%	3%	0%	4%	0%	6%	1%	6%	1%
70%	4%	1%	3%	0%	4%	0%	5%	1%	5%	0%
75%	4%	1%	3%	0%	4%	0%	5%	0%	5%	0%
80%	4%	1%	3%	0%	3%	0%	4%	0%	4%	0%
85%	4%	0%	2%	0%	3%	0%	4%	0%	4%	0%
90%	3%	0%	2%	0%	3%	0%	4%	0%	4%	0%
95%	3%	0%	2%	0%	3%	0%	4%	0%	3%	0%
100%	3%	0%	2%	0%	3%	0%	3%	0%	3%	0%
実数	8,745	872	9,453	1,018	9,765	949	9,794	1,050	9,635	1,157

出典：Standard & Poor's の Global Vantage データベースの連結財務諸表情報に基づき、PwC が算定

## 付録 C

### エクイティ・エスケープ・ルール

216. エクイティ・エスケープ・ルールは、現在ドイツ、フィンランドなどいくつかの国で適用されている。以下の記述は、ドイツで適用されているルールに基づいている。

217. このルールでは、自社の自己資本／総資産比率が対応するグループの比率と（2%の誤差の範囲内で）等しいかそれよりも高いことをグループに属する企業が立証できる場合、固定比率ルールは当該企業には適用されない。企業の比率がグループの比率より低い場合、当該企業には引き続き固定比率ルールが適用される。これにより、グループよりも非常に高額の借入を行っている企業は、支払利子をグループの比率まで損金算入することができない。

218. 上記において、企業を IFRS に基づいて他の企業と連結できるか、企業の財務上又は事業上の決定を他の企業の決定と共に支配できる場合、グループが存在する。グループは、企業が個人又は非法人の事業体に保有されるか支配される場合にも存在する。

219. エクイティ・エスケープ・テストは、IFRS に従って作成された監査を受けたグループの連結財務諸表に基づくべきである。しかし、IFRS の財務諸表が作成されない場合、EU 加盟国の商法又は米国の GAAP に従って作成された監査を受けた財務諸表を用いることができる。監査を受けた連結財務諸表を作成する要件は、グループが個人又は非法人の事業体の支配の下にある企業で構成される場合にも適用される。

220. 企業の財務諸表は、連結財務諸表と同一の会計ルールに基づいて作成すべきである。さもなければ、企業の財務諸表をグループが用いる会計基準と調整し、会計士の審査を受けなければならない。企業の自己資本比率を判定する上で、全ての資産と負債は連結財務諸表と同一の方法を用いて評価しなければならない。

221. したがって、企業の自己資本の数字は、以下に掲げる事項とも調整しなければならない。

- 連結財務諸表に含まれる営業権を事業に起因する範囲で加える。
- 資産と負債の評価を調整する（連結財務諸表で報告される金額で評価する）。
- 議決権を有しない自己資本（優先株を除く）を控除する。
- グループの他の企業へのエクイティ投資を控除する。

222. 企業の総資産の数字は、以下に掲げる事項と調整する。

- 連結財務諸表に含まれる営業権を事業に起因する範囲で加える。

- 資産と負債の評価を調整する（連結財務諸表で報告される金額で評価する）。
- グループの他の企業へのエクイティ投資を控除する。
- 連結財務諸表には含まれないが、少なくとも同額が負債に対応している金融債権を控除する。

223. ドイツの租税回避防止ルールは、当該ルールを適用する際に企業の自己資本と総資産の数字を調整し、関連する貸借対照表の日付以前の 6 カ月間に行われた寄付を、当該寄付が関連する貸借対照表の日付以後 6 カ月間の回収又は分配と対応する範囲で控除することも求めている。

224. グループに属する企業は、エクイティ・エスケープ・ルールの要件を満たす場合でも、グループ外の株主からの関連者融資の支払利子がグループの純支払利子の総額の 10%を超えないことを立証できない場合は、引き続き固定比率ルールを適用される。次の者からの融資は関連者融資となる。すなわち、(i) 25%の株主（株式の直接保有と間接保有を含む）、(ii) 株主に関連する企業又は(iii) 25%の株主に対する償還請求権を有する企業。

## 付録 D

### 事例集

#### 事例1：負債／自己資本の固定比率に基づく過少資本税制

225. 親会社と子会社の2社から成る簡単なグループ構造とする。子会社は、負債／自己資本の固定比率の1.5/1に基づき過少資本税制を適用する国の居住者である。1年目に、子会社は親会社に総額7億5,000万ドルの負債があり、同社の自己資本総額は3億7,500万ドルである<sup>1</sup>。子会社は、グループ内の借入に2%の利率で1,500万ドルの利子を支払う。子会社の負債／自己資本比率の2/1が基準固定比率の1.5/1を上回っているため、子会社は、375万ドルの利子の損金算入を否認されることになる。したがって、子会社の利子の損金算入総額は1,125万ドルである。

226. 上記の利子の損金算入の否認を繰り返すことを避けるため、子会社は、2年目に親会社に対して追加の株式を1億2,500万ドル発行する。子会社は、受領した資金を用いて親会社に対し1億2,500万ドルの融資を行う。これは利率1%の短期の融資で、子会社は125万ドルの利子所得を受領する。現在、子会社の負債／自己資本比率は基準固定比率の1.5/1に合致しているため、子会社は利子の損金算入を否認されない。子会社の現在の純利子の損金算入総額は1,375万ドルである。

227. 子会社は、3年目に親会社に対してさらに1億万ドルの株式を発行し、1億5,000万ドルの借入を行う。新たな借入は中期で利率は2%である。子会社は、親会社に対し利率1%で2億5,000万ドルの短期の融資を行う。子会社の負債／自己資本比率は基準固定比率に合致しており、子会社は利子の損金算入を否認されない。子会社の現在の純利子の損金算入総額は1,425万ドルである。

228. 最後に、子会社は、4年目に既存の借入のうち4億5,000万ドルを独立当事者間の利率5%による長期の劣後ローンに再編する。子会社の負債／自己資本比率は基準固定比率に合致しており、子会社は利子の損金算入を否認されない。子会社の現在の純利子の損金算入総額は2,775万ドルである。

229. 子会社の純利子の損金算入は、1年目と4年目との間で1,125万ドルから2,775万ドルに増加したが、基礎となる経済活動は何ら拡大していない。子会社は、2年目と4年目との間では、負債／自己資本の固定比率に基づく過少資本税制を完全に遵守している。

230. しかし、上記のタイプの取決めは、国的一般的租税回避防止ルールに反している。

## **事例2：ベストプラクティス・アプローチを他の利子制限ルールと組み合わせる**

231. 第1章で定めるとおり、国は、本報告で勧告するルールとともに他の利子制限ルールを適用し、特定の BEPS のリスクに対処するか、他の租税政策の目標を実現することができる。本件は、国がベストプラクティス・アプローチを他のルールとともに適用できる方法の1つの事例にすぎず、各国が利用できる唯一の取組みではない。

232. 本事例において、X国は、企業の利子の損金算入を制限する包括的な取組みは4つの部分から成るべきであると決定している。そのうちの最初の3つは、利子を利用した BEPS に対処することを目指したものであり、4つ目は、さらに広範な租税政策の目標を実現するために盛り込まれている。

- 1) 企業の純利子の損金算入をEBITDAの20%に制限する。固定比率ルールは、多国籍グループ又は国内のグループに属する全ての企業に適用する。X国は、本件の特定の場合には、固定比率ルールを独立した企業には適用しない（ただし、第3章で述べるとおり、国は、固定比率ルールを独立した企業を含む全ての企業に適用することも選択できる）。
- 2) グループ比率ルールは、グループの純第三者利子／EBITDA 比率が20%より高い場合、固定比率ルールを適用される企業がグループの当該比率まで純支払利子を損金算入することを認める。
- 3) 利子を利用した特定の BEPS のリスクに対処するための特別ルールは、独立した企業がもたらす利子を利用した BEPS のリスクに対処するために用いられる。特別ルールの中には、多国籍グループ又は国内のグループに属する企業による一般的利子制限ルールの乱用を防止するために用いられるものもある。
- 4) 全ての企業（全てのグループの企業と独立した企業を含む）の純支払利子にEBITDAの30%の上限を設定する。この追加のルールは、利子を利用した BEPS に対処することを目指したものではないが、自己資本よりも負債による資金調達に有利な既存の課税の歪みを縮小するために用いられる。

233. 上記の取組みを以下の図表に要約する。

**表 D.1. ベストプラクティス・アプローチと他の利子制限ルールとの組合せ事例**

	多国籍グループの企業	国内のグループの企業	独立した企業
固定比率ルール (EBITDA の 20%)	✓	✓	-
グループ比率ルール	✓	✓	-
特定のリスクに対処する特 別ルール	✓	✓	✓
純利子の損金算入の上限 (EBITDA の 30%)	✓	✓	✓

234. X国は、例示された5つの会社に、以下に示すとおり上記のルールを適用する。

**表 D.2 ベストプラクティス・アプローチと他の利子制限ルールの適用事例**

	A 社 (ドル)	B 社 (ドル)	C 社 (ドル)	D 社 (ドル)	E 社 (ドル)
EBITDA	1 億	1 億	1 億	1 億	1 億
純利子	(1,500 万)	(2,800 万)	(3,300 万)	(3,000 万)	(3,500 万)
グループの純第三者利 子／EBITDA 比率	10%	25%	35%	該当なし	該当なし

235. A社は多国籍グループの会社である。A社には純支払利子が1,500万ドルあり、EBITDAは1億ドルである。A社は、純利子／EBITDA比率が20%未満であるため、純支払利子の全額を損金算入することができる。特別ルールは適用しない。

236. B社は多国籍グループの会社である。B社には純支払利子が2,800万ドルあり、EBITDAは1億ドルである。B社は、純利子／EBITDA比率が20%を上回っているため、固定比率ルールを適用すればB社の純利子の損金算入は2,000万ドルに制限されることになる。しかし、B社はグループに属しており、グループの純第三者利子／EBITDA比率は25%であるため、グループ比率ルールを適用し、2,500万ドルの純支払利子を損金算入することができる。300万ドルの支払利子は損金算入を否認される。特別ルールは適用しない。

237. C社は国内のグループの会社である。C社には純支払利子が3,300万ドルあり、EBITDAは1億ドルである。C社は、純利子／EBITDA比率が20%を上回っているため、固定比率ルールを適用すればC社の純利子の損金算入は2,000万ドルに制限されることになる。しかし、C社はグループに属しており、グループの純第三者利子／EBITDA比率は35%であるため、グループ比率ルールを適用し、さらに純支払利子を損金算入することができる。グループの比率が純利子の損金算入の上限を上回っているため、C社の純利子の損金算入はEBITDAの30%に制限される。したがって、C社は3,000万ドルの純支払利子を損金算入することができる。300万ドルの支払利子は損金算入を否認される。特別ルールは適用しない。

238. D 社は独立した企業でグループには属していない。D 社は会社の普通株を 100% 保有する個人に支配されている。D 社には純支払利子が 3,000 万ドルあり、EBITDA は 1 億ドルである。D 社の純支払利子には、BEPS を生じさせる取決め（D 社が新たな資金調達を何ら行わない「人為的融資」など）に支払う 500 万ドルが含まれている。D 社は独立した企業であるため、固定比率ルールは適用されない。その代わり、D 社には独立した企業がもたらす特定の BEPS のリスクに対処する特別ルールの対象となっており、かつ純利子の損金算入の上限は EBITDA の 30% となっている。したがって、D 社は 2,500 万ドルの純支払利子を損金算入することができる。500 万ドルの支払利子は損金算入を否認される。

239. E 社は独立した企業でグループには属していない。E 社には純第三者支払利子が 3,500 万ドルあり、EBITDA は 1 億ドルである。E 社は独立した企業であるため、固定比率ルールは適用されない。しかし、E 社は、特定の BEPS のリスクに対処する特別ルールの対象となっており（ただし、当該状況の下ではいかなる特別ルールも適用されない）、かつ純利子の損金算入の上限も EBITDA の 30% となっている。したがって、E 社は、3,000 万ドルの純支払利子を損金算入することができる。500 万ドルの支払利子は損金算入を否認される。

240. 利子制限ルール、又はルールを組み合わせて導入する際に、国は、他の法的義務又は憲法上の義務を考慮することが必要になる場合がある。例えば、EU 加盟国は EU 法の要件を考慮すべきである。

### 事例3：利子と経済的に利子に相当する支払

241. A社と子会社のB社は、2015年に以下の取決めを締結する。

- 1) A社は、5,000万ドルの債券を固定利率5%で発行する。
- 2) A社は、第三者の銀行（以下「本銀行」という）と金利スワップを締結し、5,000万ドルの想定元本に対して固定金利の支払を受領し、変動金利の支払を行う。
- 3) B社は、本銀行から変動金利で1,000万ドルを借り入れる。
- 4) A社は、B社の本銀行からの借入を保証し、それと引き換えに、B社はA社に保証料を支払う。
- 5) B社は、本銀行から短期の信用供与も取得して、最高50万ドルを短期で即座に借り入れることができる。B社は当該信用供与の手数料を支払う。
- 6) B社は、自社の事業で用いる新たな工場と機械類のファイナンス・リース契約を締結する。
- 7) A社は、新たなオフィス機器のオペレーティング・リース契約を締結する。
- 8) B社は、今後3年間、年1,000万個の部品類を顧客に提供する契約を締結する。A社は、当該契約の履行保証を行い、それと引き換えに、B社はA社に保証料を支払う。
- 9) B社は、部品類製造の主要原料であるアルミニウムの価格変動から自社を守るために、一連のアルミニウム先物契約を購入する。
- 10) A社は、自社の普通株の株主に100万ドルを配当することを発表し、これを支払う。

242. 1)～6)に基づいてA社とB社が支払う金額は、全て負債の利子、経済的に利子に相当する支払、又は資金調達に関連して負担する支払である。したがって、上記の支払には固定比率ルールとグループ比率ルールが適用される。7)～10)に基づいて支払う金額は、上記の範疇には含まれず、（当該特定の事例に基づき）上記のルールは適用されない。

**事例4：固定比率ルール（純利子／EBITDA 比率の基準値は15%）**

表 D.3 固定比率ルールの運用

	単一企業の課税			グループの課税
	A1社 (ドル)	A2社 (ドル)	合計 (ドル)	A1社+A2社 (ドル)
固定比率ルールを適用する前の課税所得	7,000万	1,000万	8,000万	8,000万
+ 純支払利子	+1,000万	+5,000万	+6,000万	+6,000万
+ 減価償却とアモチゼーション	+2,000万	+4,000万	+6,000万	+6,000万
= 税務上の EBITDA	=1億	=1億	=2億	=2億
× 基準固定比率	×15%	×15%	-	×15%
= 損金算入可能な利子の限度額	=1,500万	=1,500万	-	=3,000万
損金算入を否認された支払利子	0	3,500万	3,500万	3,000万

243. 上記の事例で、A1社とA2社は、（例えば、グループ税制に基づき）固定比率ルールが国内のグループのレベルに適用される場合、合計で3,000万ドルの利子の損金算入が否認される。しかし、両者が個別の企業の課税制度に基づいて個別に課税される場合、合計で3,500万ドルの利子の損金算入が否認される（これはA2社に生じる）。これは、A1社が利子の損金算入枠を完全には利用しておらず、かつ利子の損金算入枠をA1社からA2社に引き渡すことを許容するルールが導入されていないと想定しているためである。上記の事例は、固定比率ルールを国内のグループのレベルに適用する方が有利になる可能性があることを明らかにしている（ただし、グループ内で利子の損金算入枠を引き渡すことをルールで認める場合でも、上記の成果を実現できる）。しかし、以下の事例で示すとおり、グループの各構成員の個別の状況次第では、固定比率ルールをグループのレベルに適用する方が不利になる場合も考えられる。

表 D.4. 固定比率ルールの運用に及ぼす損失の影響

	単一の企業の課税		グループの課税	
	A3 社 (ドル)	A4 社 (ドル)	合計 (ドル)	A3 社 + A4 社 (ドル)
固定比率ルールを適用する前の課税所得／(損失)	1 億	(1 億 5,000 万)	(5,000 万)	(5,000 万)
+ 純支払利子	+ 2,000 万	+ 2,000 万	+ 4,000 万	+ 4,000 万
+ 減価償却とアモチゼーション	+ 3,000 万	+ 3,000 万	+ 6,000 万	+ 6,000 万
= 税務上の EBITDA	= 1 億 5,000 万	= (1 億)	= 5,000 万	= 5,000 万
× 基準固定比率	× 15%	× 15%	-	× 15%
= 損金算入可能な限度額	= 2,250 万	= 0	-	= 750 万
損金算入を否認された支払利子	0	2,000 万	2,000 万	3,250 万

244. グループの会社のうちの 1 社が赤字で固定比率ルールが国内のグループのレベルに適用される場合、利子の損金算入が否認される合計は、固定比率ルールがそれぞれの単一の企業のレベルに適用される場合より大きくなる。上記の事例では、A3 社と A4 社は、グループの課税制度に基づいて課税される場合、合計で 3,250 万ドルの利子の損金算入が否認される。しかし、両社が個別の企業の課税制度に基づいて個別に課税される場合、合計で 2,000 万ドルの利子の損金算入が否認される（これは A4 社に生じる）。これは、A4 社の損失によって、A3 社の利子の損金算入枠が部分的に減少するためである。

#### **事例5：認められる範囲内で基準固定比率を設定する要因を適用**

245. 第6章で定めるとおり、国が第6章の要因を他の関連する要因とともに用いて、推奨される10～30%の範囲内で基準固定比率を設定することを勧告する。本事例では、固定比率ルールを導入しようとするA国、B国、C国の3国に基づいて、上記の勧告を実施するいくつかの可能な方法を明らかにする。これは可能な方法の網羅的なリストというわけではない。

246. A国は、第6章の各要因を検討する。

- 1) A国は、グループ比率ルールとともに固定比率ルールを適用しようとしている。
- 2) A国は、企業が損金算入を否認された支払利子を3年間繰戻すことを認めようとしている。
- 3) A国には、行動4で対処すべきリスクに対処する他の課税ルールはない。
- 4) A国の金利は、他国と比べて高くない。
- 5) 様々なタイプの企業に同一の取扱いを適用すべき法的要件又は憲法上の要件はない。
- 6) A国は、企業のグループの規模に応じて異なる固定比率を適用しようとはしていない。

247. さらに、A国は独自の分析を行い、国内で事業を行うグループは、一般的に純第三者利子／EBITDA比率が低いと結論付けている。A国は、利子を利用したBEPSに対処する厳しい取組みを適用することも希望している。

248. A国は、要因の1～5までと追加の要因が基準固定比率を下げるなどを示唆しており、他方で基準固定比率を上げることを示唆している要因はないと判定している。したがって、A国は、基準固定比率を以下の図表に記載する実例の幅の範囲の下端近くに設定すべきであると結論付けている。

249. B国は、第6章の各要因を検討する。

- 1) B国は、グループ比率ルールとともに固定比率を適用しようとしている。
- 2) B国は、企業が損金算入余裕枠を無制限に繰越すことを認めようとしている。
- 3) B国には、行動4で対処すべきいくつかのリスクに特に対処する他の課税ルールがあるが、上記の全てのリスクに対処しているわけではない。
- 4) B国の金利は、他国と比べて少し高い。
- 5) 多国籍グループの企業、国内のグループの企業と独立した企業に同一の固定比率を適用すべき法的要件がある。
- 6) B国は、ある基準固定比率を大規模なグループの企業に適用し、他の企業には異なる基準固定比率を適用しようとしている。

250. B国は、上記以外にはいかなる他の要因も考慮しない。

251. B国は、2つの要因（1と2）は基準固定比率を下げるなどを示唆しているが、3つの要因（3～5まで）は基準固定比率を上げることを示唆していると判定している。B国は、次の理由から要因

3と要因4には低い重み付けしか適用しないことも決定している。すなわち、(i) 行動4で対処すべきBEPSのリスクのいくつかに他の課税ルールで対処しても、当該リスクのいくつかは残るため。(ii) B国の金利は他国と比べて少し高いが、著しく高いわけではないため。

252. したがって、B国は、ほとんどの企業の基準固定比率を認められる範囲の上端近くに設定すべきではなく、むしろ、以下の図表で示す実例の幅の範囲内に設定すべきであると結論付けている。さらに、大規模なグループの純第三者利子／EBITDA比率が他のグループよりも下がる傾向にあることを認識して、B国は大規模なグループの企業に適用する比率を下げる決定している。

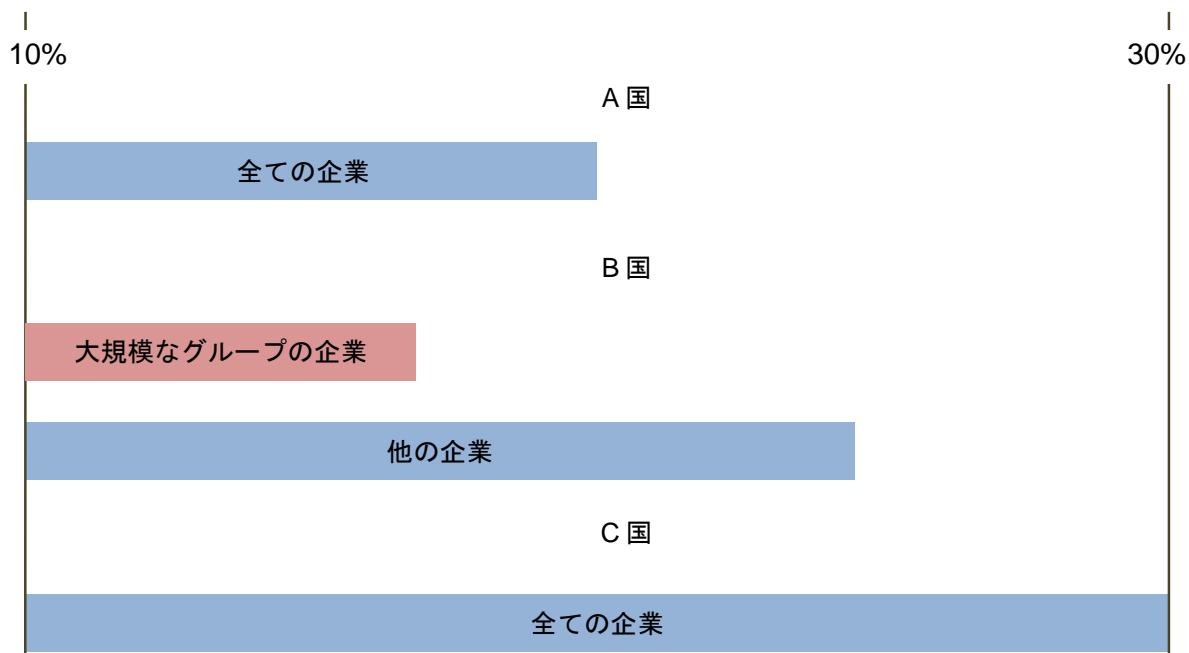
253. C国は、第6章の各要因を検討する。

- 1) C国は、グループ比率ルールなしで、固定比率を単独で導入しようとしている。
- 2) C国は、企業が損金算入余裕枠を繰越すか、損金算入を否認された支払利子を繰戻すことを認めようとしていない。
- 3) C国には、行動4に基づいて対処すべき全ての問題に対処する他の課税ルールがある。
- 4) C国の金利は、他国と比べて高い。
- 5) 多国籍グループの企業、国内のグループの企業と独立した企業に同一の固定比率を適用すべき憲法上の要件がある。
- 6) C国は、企業のグループの規模に応じて異なる固定比率を適用しようとはしていない。

254. さらに、C国は、マクロ経済政策を適用してBEPSに関連しない第三者貸付を奨励し、投資を増大させている。

255. C国は、要因の1～5までと追加の要因が基準固定比率を上げることを示唆しており、他方で基準固定比率を下げる示唆している要因はないと判定している。したがって、C国は、基準固定比率を10～30%までの範囲内のいずれの位置にも設定することができると結論付けている。

図 D.1 認められる範囲内で基準固定比率を設定する要因を適用



#### 事例6：純第三者利子／EBITDA 比率に基づくグループ比率ルールの運用

256. 以下の事例 6a～6c では、純第三者利子／EBITDA 比率に基づくグループ比率ルールによつて、いかにすれば基準固定比率を上回る企業がグループの純第三者利子／EBITDA 比率まで利子の損金算入を増やすことができるようになるかを簡単な事例で明らかにする。

257. 本事例において、A 社は A 国の居住者の企業である。A 国は基準固定比率を 20%として、第 6 章で述べる固定比率ルールを適用している。A 社は、多国籍グループ（以下「本グループ」という）に属している。A 社と本グループの純支払利子と EBITDA は、以下に定めるとおりである。

表 D.5 純第三者利子／EBITDA 比率に基づくグループ比率ルールの運用

	純支払利子 (ドル)	EBITDA (ドル)
A 社	(1,000 万)	3,000 万
本グループ	(1 億)	4 億

#### 事例6a：A 国が固定比率ルールを単独で適用する

258. 本事例において、A 国は基準固定比率を 20%として固定比率ルールを適用している。A 国はグループ比率ルールを適用していない。

259. A 社の利子の損金算入限度額は、A 社の 3,000 万ドルの EBITDA に基準固定比率の 20%を適用して算定する。したがって、A 社の利子の損金算入限度額は 600 万ドルである。A 社の 1,000 万ドルの純利子支払総額から 600 万ドルを損金算入することができ、400 万ドルについては損金算入が否認される。

**事例 6b : A 国がグループ比率ルールとともに固定比率ルールを適用する**

260. 本事例において、A 国は基準固定比率を 20% として固定比率ルールを適用し、純第三者利子／EBITDA 比率に基づくグループ比率ルールも適用している。グループ比率ルールに基づき、A 国はグループの純第三者支払利子に対し、いかなる増額も適用していない。

261. 固定比率ルールに基づき、A 社の利子の損金算入限度額は A 社の 3,000 万ドルの EBITDA に基準固定比率の 20% を適用して算定する。したがって、A 社の利子の損金算入限度額は 600 万ドルである。

262. グループ比率ルールに基づき、A 社は、グループの 1 億ドルの純第三者支払利子とグループの 4 億ドルの EBITDA に基づいて、最初にグループの純第三者利子／EBITDA 比率を算定する。したがって、グループの比率は 25% である。A 社は、当該グループ比率を 3,000 万ドルの自社の EBITDA に適用する。したがって、固定比率ルールに基づく A 社の利子の損金算入限度額は 750 万ドルである。

263. A 社の利子の損金算入限度額はグループ比率ルールに基づく方が大きいため、グループ比率ルールが適用される。A 社の 1,000 万ドルの純利子支払総額から 750 万ドルを損金算入することができ、250 万ドルについては損金算入が否認される。

**事例 6c : A 国がグループ比率ルールとともに固定比率ルールを適用し、第三者支払利子に 10% の増額を適用する**

264. 本事例において、A 国は基準固定比率を 20% として固定比率ルールを適用し、純第三者利子／EBITDA 比率に基づくグループ比率ルールも適用している。グループ比率ルールに基づき、A 国はグループの純第三者支払利子に 10% の増額を適用している。

265. 固定比率ルールに基づき、A 社の利子の損金算入限度額は A 社の 3,000 万ドルの EBITDA に基準固定比率の 20% を適用して算定する。したがって、A 社の利子の損金算入限度額は 600 万ドルである。

266. グループ比率ルールに基づき、A 社は最初にグループの純第三者利子／EBITDA 比率を算定する。これは、1 億 1,000 万ドルのグループの調整後（グループの実際の純第三者支払利子の 1 億ドルに 10% の増額を適用した後）の純第三者支払利子とグループの 4 億ドルの EBITDA に基づいて算定する。したがって、グループ比率は 27.5% である。A 社は、当該グループ比率を自社の 3,000 万ドルの EBITDA に適用する。したがって、固定比率ルールに基づく A 社の利子の損金算入限度額は 825 万ドルである。

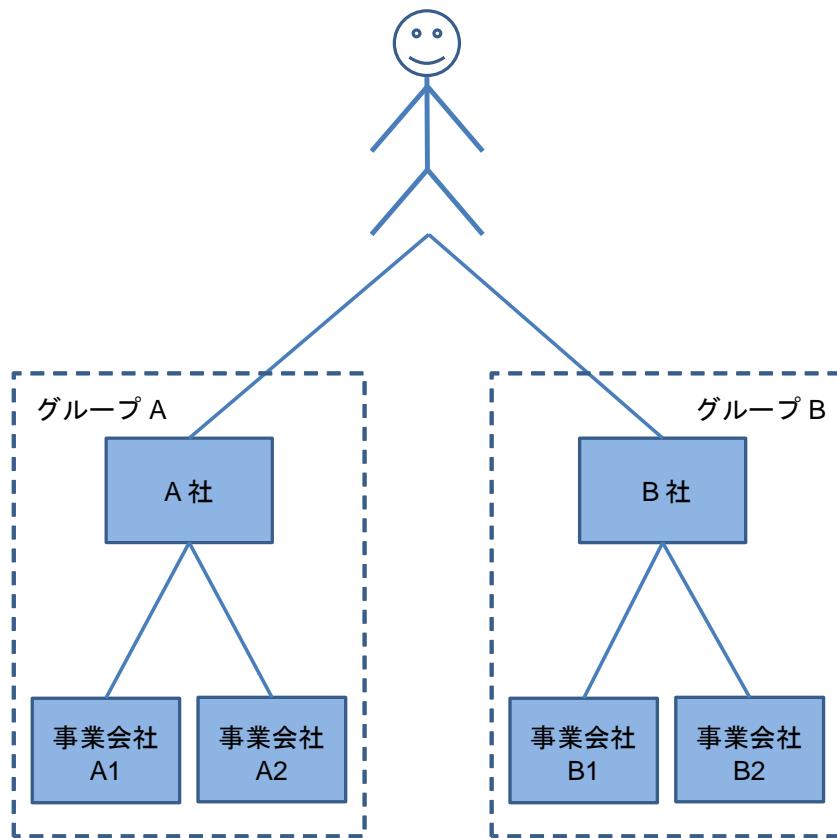
267. A 社の利子の損金算入限度額はグループ比率ルールに基づく方が大きいため、グループ比率ルールが適用される。A 社の 1,000 万ドルの純利子支払総額から 825 万ドルを損金算入することができ、175 万ドルについては損金算入が否認される。

#### 事例7：グループ比率ルールに基づくグループの定義

268. 以下の事例 7a～7e では、グループ比率ルールの適用上、グループを判定する方法を様々な事例に基づいて明らかにする。

##### 事例7a：個人が保有する会社

図 D.2 個人が保有する会社



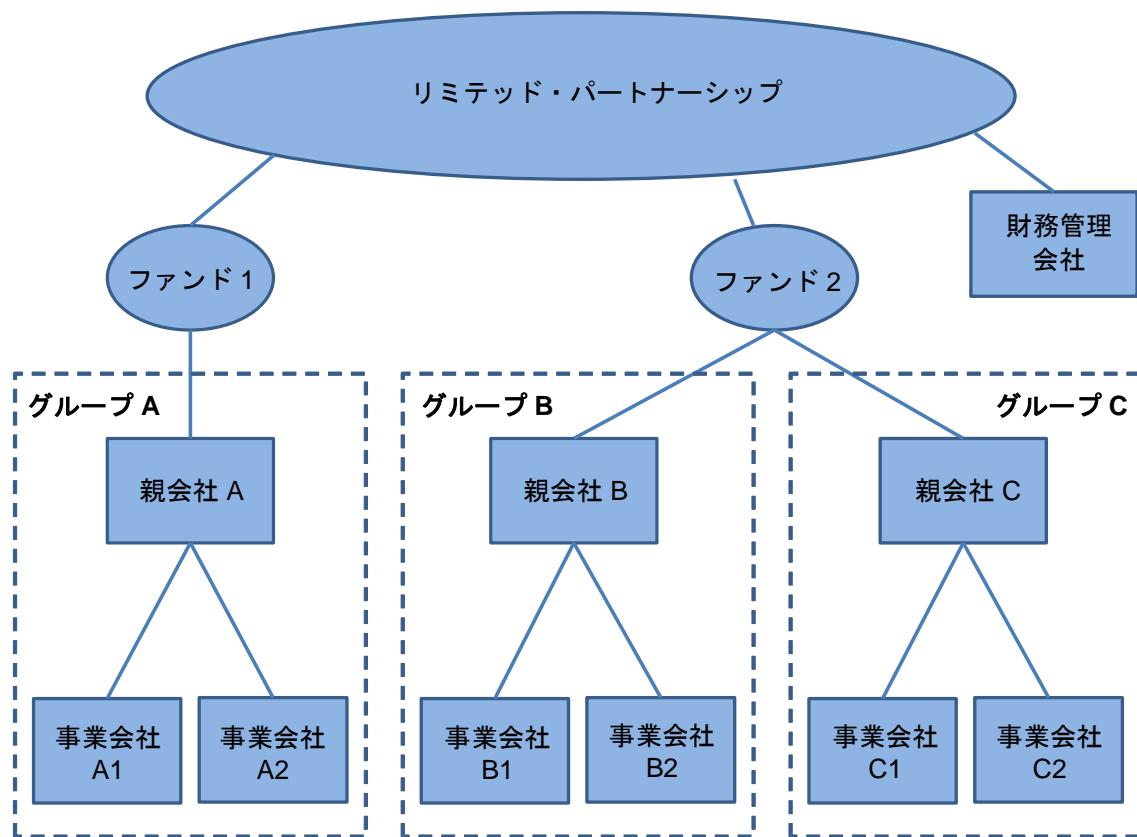
269. この簡単な事例では、個人が2社（A社とB社）の株式資本の大多数を所有しているが、両社はそれぞれ多数の子会社を保有している。A社とB社は、それぞれの保有構造の最高レベルの会社である（すなわち、いかなる会社も両社に支配力を行使しない）。個人はグループの親会社にはなれない。したがって、グループ比率ルールの適用上は2つのグループが存在する。グループAには、A社とA社の連結財務諸表に記載される全ての企業が含まれ、他方グループBには、B社とB社の連結財務諸表に記載される全ての企業が含まれる。

270. グループ比率ルールを適用する際には、グループの純第三者支払利子の算定に関連する可能性があるため、どの個人と企業がグループに関連しているかを特定することも必要である。本事例では、グループAは個人とグループBの企業に関連しており、同様に、グループBは、個人とグループAの企業に関連している。

事例7b：リミテッド・パートナーシップが保有する会社

271. リミテッド・パートナーシップなどの非法人の事業体は、グループ比率ルール上、グループの親会社にはなれない。かかる構造に基づいて保有される企業グループをグループとみなすことはできるが、当該グループには、リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップが投資を保有するために設けたファンド、又は当該構造に基づいて保有される他の企業グループは含まれない。以下の図表で上記の内容を明らかにする。グループA、グループB、グループCは、グループ比率ルールを適用する際、個別のグループとみなされる。しかし、リミテッド・パートナーシップ、サブファンド、財務管理会社は、上記においてはグループの一部にはならないと考えられる。

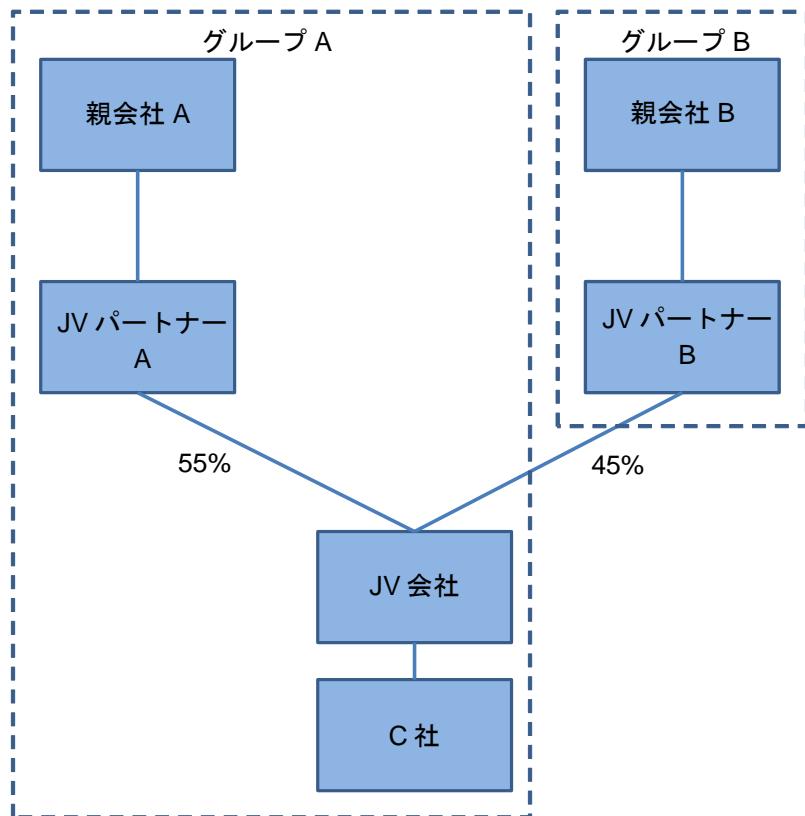
図 D.3 リミテッド・パートナーシップが保有する会社



272. リミテッド・パートナーシップ、サブファンド、財務管理会社は、グループ比率ルール上、グループには属さないが、グループA、グループB、グループCのそれぞれに関連しているとみなすこともできる。同様に、上記3つのそれぞれのグループの企業を相互に関連しているとみなすこともできる（例えば、グループAの企業がグループBとグループCの企業と関連しているなど）。

事例7c：投資企業集団が支配する合弁企業

図 D.4 投資企業集団が支配する合弁企業

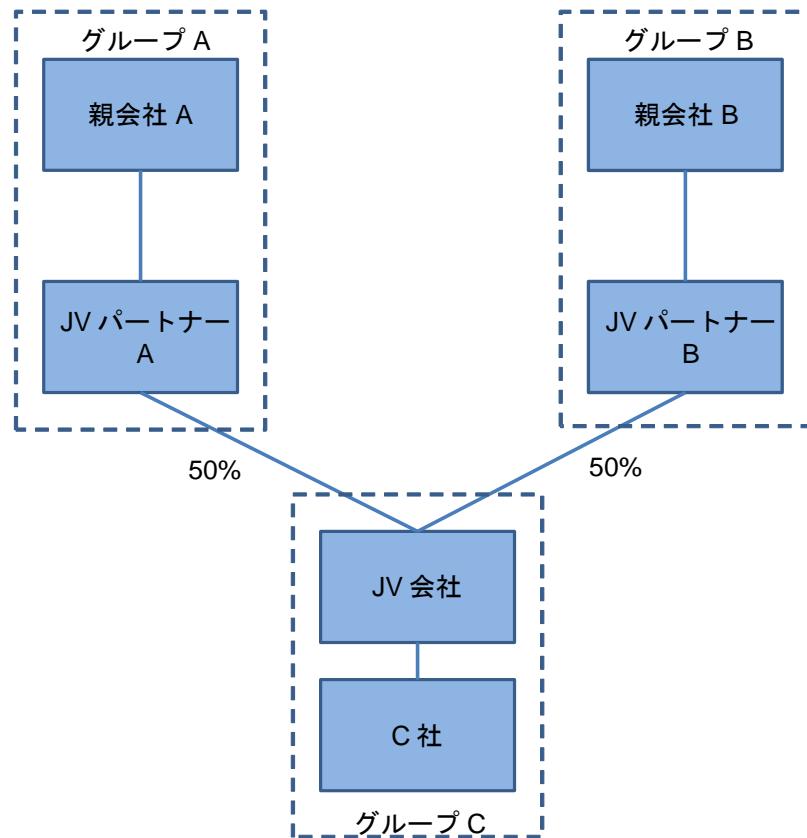


273. 合弁企業が合弁事業のパートナーの1つに支配されている場合、当該合弁企業は、一般的に支配グループの連結財務諸表に記載され、その結果、グループ比率ルールの適用上、当該グループの一部となることになる。上記の図表で以上の内容を明らかにする。JVパートナーAはJV会社の株式の55%を保有している。この場合、JV会社とその子会社は、グループ比率ルールの適用上、グループAに属することになる。

274. JVパートナーBとJV会社は同一のグループには属さない。しかし、JVパートナーBはJV会社に25%を超える投資を保有しているため、2つの企業は関連者となる（第9章の関連者の定義による）。

事例7d：投資企業集団が支配しない合弁企業

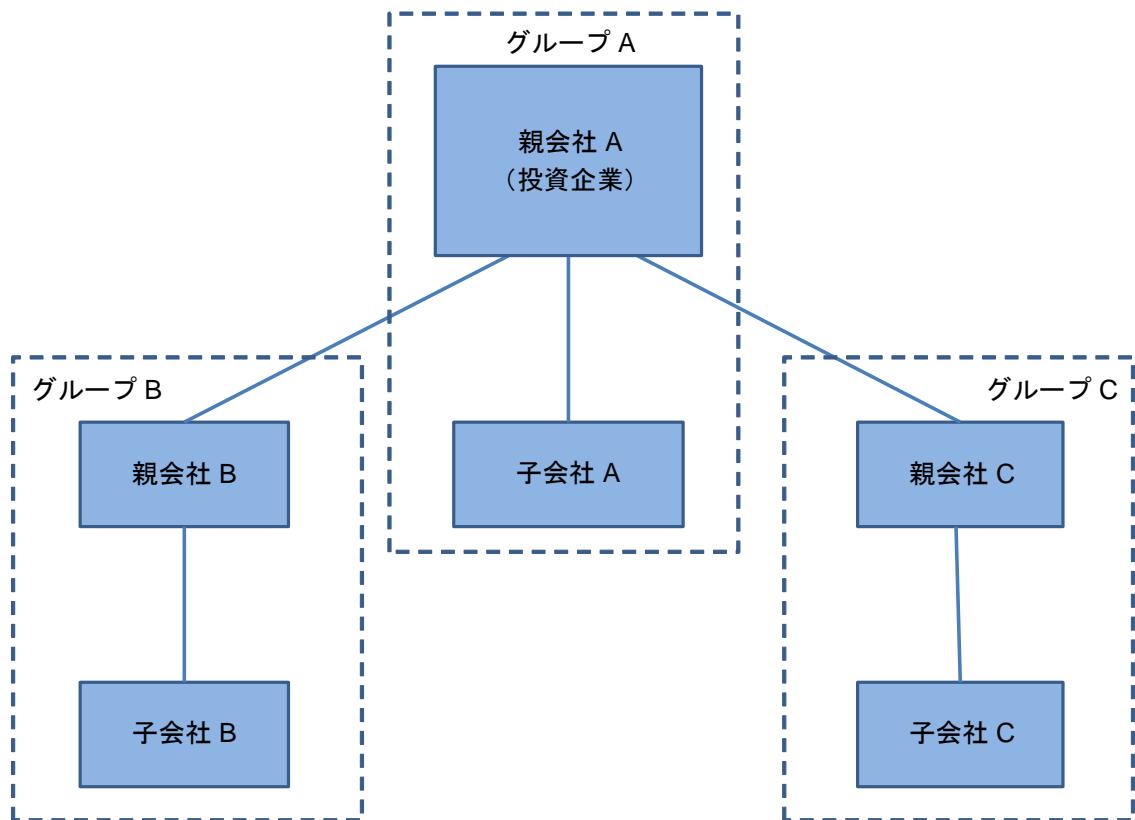
図 D.5 投資企業集団が支配しない合弁企業



275. 合弁企業を全般的に支配する投資者がいる場合、各投資企業集団は、通常、持分会計を用いて集団の連結財務諸表に合弁事業を記載することになる。合弁企業は、いずれの投資企業集団にも連結されず、グループ比率ルール上、当該グループの一部とはならない。上記の図表で以上の内容を明らかにする。JVパートナーAとJVパートナーBは、JV会社の株式をそれぞれ50%ずつ保有し、投資者の方に支配権を付与する他の取決めも存在しない。JV会社とその子会社は、グループA又はグループBのいずれの一部にもならずに、個別のグループ（グループC）を形成することになる。しかし、JV会社は、JVパートナーAとJVパートナーBの両方に関連することになる。

事例7e：投資企業が率いる保有構造

図 D.6 投資企業が率いる保有構造



276. 本事例において親会社 A は投資企業の会社であり、3つの会社を直接支配している。親会社 A は、構造の最高レベルの会社である。

277. 子会社 A は、親会社 A の投資活動に関連するサービスを提供し、親会社 A の連結財務諸表に連結されている。

278. 親会社 B と親会社 C は、資本の値上がり益と投資所得のために親会社 A に保有されている。したがって、両社は、親会社 A の連結財務諸表で投資と認識され、公正価値で計上される。

279. 親会社 A と子会社 A は、グループ比率ルールの適用上、グループ（グループ A）を形成する。親会社 B と親会社 C は、グループ A の構成員とはならず、それぞれが自社の子会社と個別のグループ（グループ B とグループ C）を形成する。

#### 事例8：企業の税務上のEBITDA又は会計上のEBITDAに対するグループ比率ルールの適用

280. 第7章で定めるとおり、グループ比率ルールを適用する際には、租税原則又は会計原則を用いて企業のEBITDAを算定することができる。上記のそれぞれの取組みには長所と短所があり、下記のシナリオに基づいて以下の事例8a～8cで検討する。

表D.6 企業の税務上のEBITDA又は会計上のEBITDAに対するグループ比率ルールの適用

財務報告		租税	
純支払利子 (ドル)	EBITDA (ドル)	純支払利子 (ドル)	EBITDA (ドル)
グループ (1億)	10億	該当なし	該当なし
A社 (2,000万)	1億	(1,800万)	8,000万
グループの純第三者利子／EBITDA比率 = (1億ドル／10億ドル) × 100 = 10%			

#### 事例8a：租税原則を用いたEBITDAの算定

281. 本事例において、A社の利子の損金算入限度額は、A社の8,000万ドルの税務上のEBITDAにグループの純第三者利子／EBITDA比率の10%を適用して算定する。当該制限は、税務上A社の純支払利子に直接適用することができる。A社の1,800万ドルの純利子支払総額から800万ドルを損金算入することができ、1,000万ドルについては損金算入が否認される。

282. 租税原則を用いたEBITDAの算定は、固定比率ルールに基づいて勧告する算定に合致している。また、グループが適用し、税務当局が監査することも容易であり、BEPSに対処する取組みとして企業の利子の損金算入が課税所得のレベルにリンクするという利益がある。つまり、企業の課税所得が会計収益より多い場合、企業が支払利子を損金算入する能力もそれに応じて大きくなる。同様に、企業がタックスプランニングを行って課税所得を削減すれば、純支払利子の損金算入も減らすことができる。

#### 事例8b：会計原則を用いたEBITDAの算定

283. 本事例において、A社の利子の損金算入限度額は、A社の1億ドルの会計上のEBITDAにグループの純第三者利子／EBITDA比率の10%を適用して算定する。当該制限は、税務上A社の純支払利子に直接適用することができる。A社の1,800万ドルの純利子支払総額から1,000万ドルを損金算入することができ、800万ドルについては損金算入が否認される。

284. 当該取組みの下では、利子の損金算入限度額は、会計情報のみを用いて算定される。当該取組みは、グループが適用し、税務当局が監査することが容易である。しかし、課税ルールと会計ルールに基づく純支払利子の算定の間に著しい相違がある場合、懸念が残る可能性がある。例えば、税務上適用する利子の定義が会計上の定義よりも広い場合、企業は、利子の損金算入を著しく否認される可能性がある（利子の損金算入限度額が税務よりも狭い会計上の定義を用いて算定されたため）。

#### 事例8c：税務上と会計上の利子の定義の相違に応じた会計ベースの利子の損金算入限度額の調整

285. 本事例では、税務上と会計上の企業の支払利子の相違による影響を軽減する取組みを明らかにする。本取組みに基づき、事例 8b で算定した会計ベースの利子の損金算入限度額を会計上の企業の純支払利子と比較し、当該制限の範囲内にある割合を判定する。上記の数字が 100%の場合（すなわち、企業の会計上の純支払利子が全て制限の範囲内にある場合）、企業の税務上の純支払利子の全額を損金算入することができ、損金算入が否認されることはない。上記の割合が 100%未満の場合、企業の税務上の純支払利子のうち対応する割合を損金算入することができ、残余の利子の損金算入が否認される（すなわち、企業の会計上の純支払利子の 90%が制限の範囲内にある場合、企業の税務上の純支払利子の 90%を損金算入することができると考えられる）。

286. 上記の取組みを A 社に適用し、グループの純第三者利子／EBITDA 比率の 10%を A 社の 1 億ドルの会計上の EBITDA に適用すると、会計ベースの純支払利子に対する制限は 1,000 万ドルとなる。当該制限を A 社の 2,000 万ドルの会計上の純支払利子と比較すると、制限の範囲内にあるのは 50%である。次に、当該割合を A 社の税務上の純支払利子に適用する。その結果、A 社の税務上の純利子支払総額 1,800 万ドルから 900 万ドルを損金算入することができ、900 万ドルについては損金算入が否認される。

287. 事例 8b の会計ベースの取組みと比較すると、上記の取組みでは、例えば、企業の税務上の純支払利子が会計上の純支払利子を上回る場合、企業はそれに対応して利子の損金算入限度額を増やすことができると考えられる。あるいは、企業の税務上の純支払利子が会計上の純支払利子より低い場合、企業の利子の損金算入限度額は減少すると考えられる。実際には、会計ベースの利子の損金算入に対する制限は柔軟で、税務上と会計上の純支払利子の相違を考慮に入れることができる。

## 事例9：グループ内の赤字の企業への対処

### 事例9a：グループ比率ルールの運用に及ぼす損失の影響

表 D.7 グループ比率ルールの運用に及ぼす損失の影響

	A社 (ドル)	B社 (ドル)	C社 (ドル)	グループ (ドル)
<b>EBITDA</b>	1億	1,000万	(1億)	1,000万
純利子	(2,000万)	(200万)	1,000万	(1,200万)
<b>グループの利子／EBITDA 比率</b>	-	-	-	120%
<b>利子の損金算入限度額</b>	1億2,000万	1,200万	0	-
<b>損金算入できる支払利子</b>	(2,000万)	(200万)	0	-
<b>損金算入を否認された利子</b>	-	-	-	-
<b>損金算入余裕枠</b>	1億	1,000万	-	-

288. 本事例において、A社のEBITDAは1億ドルで、純支払利子は2,000万ドルである。B社のEBITDAは1,000万ドルで、純支払利子は200万ドルである。しかし、C社のEBITDAはマイナス1億ドル（すなわち、損失）で、純利子所得を1,000万ドル受領している。その結果、グループ全体でEBITDAの合計は1,000万ドルで、純支払利子は1,200万ドルである。グループの純第三者利子／EBITDA比率は120%である。

289. 上記の非常に高いグループ比率によって2つの問題が生じる。第1に、A社は当期に1億2,000万ドルの利子の損金算入枠を得るが、これはグループの実際の純第三者支払利子よりも多い。つまり、原則的として、会社がグループの純第三者利子支払総額よりも多額の純利子を損金算入することができるようになる。第2に、A社とB社は、当期の純支払利子を損金算入した後も、依然として高レベルの損金算入余裕枠を有している。ルールで損金算入余裕枠の繰越しを認める場合、当該能力を将来の期間に持ち越して、利子のさらなる損金算入を守るために用いることができる。

290. ある意味、上記の問題が生じるのは、(EBITDAがマイナス1億ドルの)C社に対して、利子の損金算入限度額がマイナス1億2,000万ドルであるという認識が求められていなかったためである。上記のことを認識した場合、グループ全体としての利子の損金算入限度額は、グループの純第三者支払利子の1,200万ドルと等しくなると考えられる。しかし、ベストプラクティス・アプローチの一環として、赤字の企業におけるマイナスの利子の損金算入枠を認識することは勧告しない。

事例 9b：利子の損金算入限度額に対する上限の適用

表 D.8 利子の損金算入限度額に対する上限の適用

	A 社 (ドル)	B 社 (ドル)	C 社 (ドル)	グループ (ドル)
<b>EBITDA</b>	1 億	1,000 万	(1 億)	1,000 万
純利子	(2,000 万)	(200 万)	1,000 万	(1,200 万)
<b>グループの利子／EBITDA 比率</b>	-	-	-	120%
<b>利子の損金算入限度額</b>	1,200 万	1,200 万	0	-
<b>損金算入できる支払利子</b>	(1,200 万)	(200 万)	0	-
<b>損金算入を否認された利子</b>	(800 万)	-	-	-
<b>損金算入余裕枠</b>	-	1,000 万	-	-

291. 表 D.8において、グループの立場は事例 9a の場合と同一である。しかし、現在 A 社の利子の損金算入限度額には、グループの実際の純第三者支払利子と同額の制限が課されている。その結果、A 社の利子の損金算入限度額は、1,200 万ドル（すなわち、グループの純第三者支払利子の合計）に制限される。A 社は、1,200 万ドルの純支払利子を損金算入することができ、ルールに基づいて許容される場合は、800 万ドルの損金算入を否認された支払利子を将来の期間に繰越すことができる。

292. B 社は、前述の場合と同様に、1,200 万ドルの利子の損金算入枠を得て、200 万ドルの純支払利子を全額損金算入することができる。B 社は、国のルールで許容される場合、1,000 万ドルの損金算入余裕枠を繰越すこともできる。第 7 章で検討するとおり、特に損金算入余裕枠を繰越す場合は、各国が繰越す期間や価値の範囲を制限することの検討を提案する。

293. ここで留意すべきことは、グループの EBITDA が C 社の損失で減額されなかつたとした場合、グループの純第三者利子／EBITDA 比率は、約 10.9%（すなわち、1,200 万ドル／1 億 1,000 万ドル）になったと考えられるということである。上記の場合、A 社は純支払利子のうち、約 1,090 万ドルを損金算入することができたと考えられる。したがって、利子の損金算入限度額に対する上限を設定しても、C 社の損失が生じていなかつたとした場合に許容されたはずのレベル未満に A 社の純利子の損金算入が制限されることはない。

事例9c：連結EBITDAがマイナスのグループ

表 D.9 連結 EBITDA がマイナスのグループ

	A社 (ドル)	B社 (ドル)	C社 (ドル)	グループ (ドル)
<b>EBITDA</b>	1億	1,000万	(1億2,000万)	(1,000万)
<b>純利子</b>	(2,000万)	(200万)	1,000万	(1,200万)
<b>グループの利子／EBITDA 比率</b>	-	-	-	該当なし
<b>利子の損金算入限度額</b>	1,200万	200万	0	-
<b>損金算入できる支払利子</b>	(1,200万)	(200万)	0	-
<b>損金算入を否認された利子</b>	(800万)	-	-	-
<b>損金算入余裕枠</b>	-	-	-	-

294. 本事例において、C社には1億2,000万ドルの損失がある。グループ全体では1,000万ドルの損失（マイナスのEBITDA）があるため、意味のあるグループ比率を算定することは不可能である。したがって、A社とB社は、それぞれの純支払利子とグループの純第三者支払利子の低い方に相当する利子の損金算入枠を得る。

295. A社には2,000万ドルの純支払利子があり、これはグループの1,200万ドルの純第三者支払利子を上回っている。したがって、A社の利子の損金算入限度額は1,200万ドルである。A社は、1,200万ドルの純支払利子を損金算入することができ、許容される場合は、損金算入を否認された支払利子の800万ドルを将来の期間に繰越すことができる。

296. B社には200万ドルの純支払利子があり、これはグループの1,200万ドルの純第三者支払利子より低い。したがって、B社の利子の損金算入限度額は200万ドルである。B社は、200万ドルの純支払利子全額を損金算入することができ、未使用の損金算入余裕枠はない。

事例9d：赤字の企業を黒字のグループの EBITDA の算定から除外

表 D.10 赤字の企業を黒字のグループの EBITDA の算定から除外

	A 社 (ドル)	B 社 (ドル)	C 社 (ドル)	グループ (ドル)
<b>EBITDA</b>	1 億	1,000 万	(1 億)	1 億 1,000 万
純利子	(2,000 万)	(200 万)	1,000 万	(1,200 万)
<b>グループの利子／EBITDA 比率</b>	-	-	-	10.9%
<b>利子の損金算入限度額</b>	1,090 万	110 万	0	-
<b>損金算入できる支払利子</b>	(1,090 万)	(110 万)	0	-
<b>損金算入を否認された利子</b>	(910 万)	(90 万)	-	-
<b>損金算入余裕枠</b>	-	-	-	-

297. 本事例は、事例 9a と同一の事例に基づいている。本事例の場合、C 社の EBITDA がマイナスであることは、グループの EBITDA の算定の際には無視されている。したがって、現在グループの EBITDA は 1,000 万ドルではなく、1 億 1,000 万ドルである。つまり、グループの利子／EBITDA 比率は、現在 10.9%まで低下したことになる。

298. 上記の影響により、A 社の利子の損金算入限度額は 1,090 万ドル、B 社の利子の損金算入限度額は 110 万ドルで合計 1,200 万ドルとなり、グループの純第三者支払利子に相当する。C 社の損失を無視することによって、グループ比率ルールは現在、グループが実際の純第三者支払利子に相当する金額を損金算入できることを保証するように運用されている。しかし、A 社と B 社の国の税務当局にとって、C 社の EBITDA がマイナスであることとマイナスの金額を正確に立証することは非常に困難である。したがって、国が上記の取組みを実際に適用することはできないかもしれない。

事例9e：赤字の企業を赤字のグループのEBITDAの算定から除外

表 D.11 赤字の企業を赤字のグループのEBITDAの算定から除外

	A社 (ドル)	B社 (ドル)	C社 (ドル)	グループ (ドル)
<b>EBITDA</b>	1億	1,000万	(1億2,000万)	1億1,000万
純利子	(2,000万)	(200万)	1,000万	(1,200万)
<b>グループの利子／ EBITDA 比率</b>	-	-	-	10.9%
利子の損金算入限度額	1,090万	110万	0	-
<b>損金算入できる支払利子</b>	(1,090万)	(110万)	0	-
<b>損金算入を否認された利子</b>	(910万)	(90万)	-	-
<b>損金算入余裕枠</b>	-	-	-	-

299. 本事例は、事例9cと同一の事例に基づいている。しかし、本事例の場合、C社のEBITDAがマイナスであることは、グループのEBITDAの算定の際には無視されている。したがって、意味のあるグループの純第三者利子／EBITDA比率を算定できないことにはならず、グループの純第三者利子／EBITDA比率は現在10.9%である。

300. 現在A社の利子の損金算入限度額は1,090万ドル、B社の利子の損金算入限度額は110万ドルで合計1,200万ドルとなり、グループの純第三者支払利子に相当する。C社の損失を無視することによって、グループは、実際の純第三者支払利子に相当する金額を損金算入することができる。しかし、実際にはA社とB社の国の税務当局にとってC社のEBITDAがマイナスであることとマイナスの金額を正確に立証することは非常に困難であるかもしれない。

### 事例10：3年間の平均値に基づくEBITDAを用いた固定比率ルール

301. 本事例では、企業のEBITDAの3年間の移動平均を用いて、固定比率ルールに基づく利益の一時的下落の否定的影響をいかに軽減することができるかを明らかにする。

表 D.12 3年間の平均値に基づくEBITDAを用いた固定比率ルール

	年度（当期課税年度=t）					
	t-2 (ドル)	t-1 (ドル)	t (ドル)	t+1 (ドル)	t+2 (ドル)	t+3 (ドル)
当期の税務上のEBITDAを用いる						
固定比率ルールを適用する前の課税所得	3億 8,000万	3億 5,000万	1億	3億	3億 2,000万	3億
+ 純支払利子	+1億	+1億	+1億	+1億	+1億	+1億
+ 減価償却とアモチゼーション	+5,000 万	+5,000 万	+5,000 万	+5,000 万	+5,000 万	+5,000 万
= 税務上のEBITDA	=5億 3,000万	=5億	=2億 5,000万	=4億 5,000万	=4億 7,000万	=4億 5,000万
× 基準固定比率	×30%	×30%	×30%	×30%	×30%	×30%
= 損金算入可能な利子の限度	=1億 5,900万	=1億 5,000万	=7,500 万	=1億 3,500万	=1億 4,100万	=1億 3,500万
損金算入を否認された支払利子	0	0	2,500万	0	0	0
3年間の税務上のEBITDAの平均値を用いる						
当期と前2年度の税務上のEBITDAの平均値		4億 2,700万	4億	3億 9,000万	4億 5,700万	
× 基準固定比率		×30%	×30%	×30%	×30%	
= 損金算入可能な利子の限度		=1億 2,800万	=1億 2,000万	=1億 1,700万	=1億 3,700万	
損金算入を否認された支払利子	0	0	0	0	0	0

302. 上記の表の上部では、当期の税務上のEBITDAを用いて過度の利子が算定される。t年度に、企業の利益が一時的に下落し、その結果、支払利子の2,500万ドルの損金算入が不可能になる。許容される場合、企業は、上記の損金算入を否認された支払利子を将来の期間における使用のために繰越すことができる。上記の表の下部では、直近の3年間の税務上のEBITDAの移動平均を用いて、利子

の損金算入が可能な限度額を算定することによる効果を明らかにする。3年間の平均値を用いる結果、利益の一時的な下落は3年間にわたって分散する。上記の効果によって、企業はt年度に支払利子の全額を損金算入することができるが、元の場合と比べると、t+1年度とt+2年度の利子の損金算入が可能な限度額は低下する。

## 脚注

- <sup>1</sup> 本付録の全ての金額は米ドルで表示している。これは設例にすぎず、特定の国の実際の事例又は立場を反映することを意図したものではない。